

第2期

甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画

令和2年3月

甲賀市

ごあいさつ



平成 27 年 3 月に策定しました「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の計画期間がこの 3 月をもちまして満了を迎えました。計画期間中は甲賀市にお住いの子育て世帯の方が安心して子育てができる環境をめざし、制度づくり、まちづくりに取り組んでまいりました。また、第 2 期計画に向けた「子ども・子育て応援団支援事業計画検討委員会」を昨年度から継続的に開催し、第 1 期計画の成果をふまえ、各分野の有識者の皆様とともにこれからの甲賀市の子育て環境の在り方を考えた「第 2 期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を策定いたしました。

昨今の子育て環境においては、人口減少、少子化など社会問題が大きく取り上げられ子育て世帯へのさまざまな支援施策が展開されているところですが、子育てを取り巻く環境の変化も著しくなっており、女性の社会進出と子育ての両立、育児の肉体的、心理的な負担、子育てへの負担の増大のほか児童虐待、待機児童など全国的に子どもや子育て世代が抱える悩みは、より一層多様化しており、安心して子どもを産み育てていく社会にするにはまだまだ課題がある状況です。

本市では、平成 29 年に策定しました第 2 次甲賀市総合計画で、「子育て・教育」を重要なテーマの一つと位置づけ、市民、地域、団体、企業、行政などが連携し、「オール甲賀」で、結婚から妊娠、出産、育児まで切れ目のない支援を行うとともに、子ども自身が自ら学び、考え、主体的に判断し、行動できる「生きる力」を育むことができる環境を整え、子育て世代のみなさんに「子育てするなら やっぱり甲賀」と思っただけの「まち」をめざしています。

今回新たに策定した「第 2 期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」に基づき、未来を担うすべての子どもたちがこれまで以上に、いきいきと健やかに、安心して夢を追い続けることができる「子育て・教育 No. 1」のまちを引き続きめざし、安心して子どもを産み育て、子ども自身が健やかに育つことができる環境整備を進めてまいります。

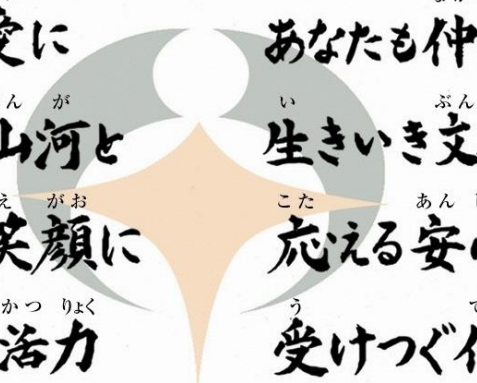
本計画策定にあたり多大なご尽力を賜りました、甲賀市子ども・子育て応援団会議及び子ども・子育て応援団支援事業計画検討委員会の皆様をはじめ、ご意見やご提言をいただきました皆様に、心よりお礼申しあげますとともに、本市の子育て支援に一層のご理解とご協力をお願いいたします。

令和 2 年（2020 年）3 月

甲賀市長 **岩永 裕貴**

甲賀市市民憲章

わたしたちは「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」
を目指して、この憲章を定めます。



あふれる愛に	あなたも仲間
いろどる山河と	生きいき文化
こぼれる笑顔に	応える安心
うみだす活力	受けつぐ伝統
かがやく未来に	鹿深の夢を

目次

第1章 計画策定の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定体制	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題	5
1 人口等の現状	5
2 主な子育て支援策の状況	10
3 教育・保育の状況	12
4 子ども・子育てを取り巻く課題	15
第3章 計画の基本的な考え方	16
1 基本理念	16
2 基本方針	17
3 「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針	19
4 施策の体系	20
5 成果指標	21
第4章 総合的な施策の展開	22
基本方針1 ニーズに応じた子育て支援の提供	22
基本方針2 身近な地域での子育て支援	26
基本方針3 家庭における子育て力の向上	28
基本方針4 特別な配慮等を要する子どもや保護者への支援	33
基本方針5 すべての子どもと子育て家庭を支える環境整備	38
第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保	43
1 子ども・子育て支援制度の概要	43
2 教育・保育提供区域	49
3 将来の子ども人口推計	50
4 教育・保育の量の見込みと確保の内容	56
5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制	63
6 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供	76
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	77
第6章 計画の推進	78
1 計画の推進体制	78
2 達成状況の点検・評価	78
資料編	79
1 甲賀市子ども・子育て応援団会議の概要	79
2 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会の概要	84
3 各種統計データ	89
4 教育・保育の状況	95
5 ニーズ調査の結果	98
6 子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査の結果	104
7 第1期計画の進捗・評価	106

第1章 計画策定の概要

1 計画策定の趣旨

我が国の人口は、急速な少子化・高齢化に伴い、平成20年の1億2,808万人をピークに減少に転じており、今後も人口構造にアンバランスを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、将来的に社会経済への深刻な影響を与えることが懸念されています。

また、都市化の進展、就労環境の変化、核家族化の進行、地域での人間関係（コミュニティ）の希薄化等、子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化している中において、子育てを社会全体で支援していくためのしくみづくりが求められています。

このような状況下で、国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立し、質の高い幼児期の教育、保育の総合的な提供や地域の子ども・子育て支援を充実することを目的とした「子ども・子育て支援新制度」が平成27年4月から開始されました。加えて、平成26年4月には「次世代育成支援対策推進法」の有効期間が10年間延長され、地方公共団体及び企業における子育て環境の整備の取り組み及び行動計画の策定を継続していくことが規定されました。

本市では、平成27年3月に市民や行政が一丸となった「子ども・子育て応援団」として、これまで以上に安心して子どもを産み育てる環境が整備されたまちの実現に向け、「質の高い幼児期の教育・保育の一体的な提供」や「地域における子育て支援の充実」「保育の量的拡大」に取り組み、妊娠・出産期から切れ目のない子ども・子育て支援方策の確保を総合的に行うための計画として「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」を策定し、計画的な事業の推進に取り組んできました。また、平成29年度には、本計画期間の中間年を迎えるにあたり、策定後の人口動向や保育需要、事業実績などを踏まえ、中間の見直しを行いました。

その後、国においては、平成29年6月に自治体を支援し、遅くとも令和2年度末までに待機児童を解消するための「子育て安心プラン」、平成30年9月には、次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭等が直面する「小1の壁」を打破する観点から「新・放課後子ども総合プラン」が策定され、すべての小学生児童の安全・安心な居場所の確保を図るための目標が設定されました。また、子育て世帯の負担感を和らげ、少子化対策につなげることを狙いとした幼児教育・保育の無償化を、令和元年10月に開始しています。

本市においても、こうした新たな国の制度や方針を踏まえつつ、近年社会問題となっている児童虐待の防止や、貧困の連鎖の解消、本市の課題である待機児童の解消など、これまでの取り組みをさらに強化し、すべての子どもを地域一丸となって支援していくために、「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の第2期の計画を策定するものです。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

「第2期 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」(以降、本計画という)は、子ども・子育て支援法第61条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。

子ども・子育て支援法(市町村子ども・子育て支援事業計画)

第六十一条 市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画(以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。)を定めるものとする。

具体的な計画策定にあたっては、同法第60条に基づき、内閣総理大臣が定める、子ども・子育て支援のための施策を総合的に推進するための「基本指針」を踏まえています。

また、本計画は、次世代育成支援対策推進法の趣旨を踏まえつつ、「市町村子ども・子育て支援事業計画」の制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示すものであり、「次世代育成支援行動計画」の理念等を継承する計画として策定します。

次世代育成支援対策推進法(市町村行動計画)

第八条 市町村は、行動計画策定指針に即して、五年ごとに、当該市町村の事務及び事業に関し、五年を一期として、地域における子育ての支援、母性並びに乳児及び幼児の健康の確保及び増進、子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備、子どもを育成する家庭に適した良質な住宅及び良好な居住環境の確保、職業生活と家庭生活との両立の推進その他の次世代育成支援対策の実施に関する計画(以下「市町村行動計画」という。)を策定するものとする。

(2) 他の計画等との関係

本市の最上位計画である第2次甲賀市総合計画をはじめとして、本市が策定する他の構想・計画・指針等と整合を図り、本市において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

(3) 計画の対象

本市に居住するすべての子ども(0歳から18歳)、子育て家庭及びこれから出産や子育てを迎える家庭に加え、地域で子育てを支える方や事業者等を対象とします。

3 計画の期間

この計画の期間は令和2（2020）年度～6（2024）年度の5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

西暦	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
和暦	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
第1期 子ども・子育て応援団支援事業計画						第2期 子ども・子育て応援団支援事業計画				
中間見直し										

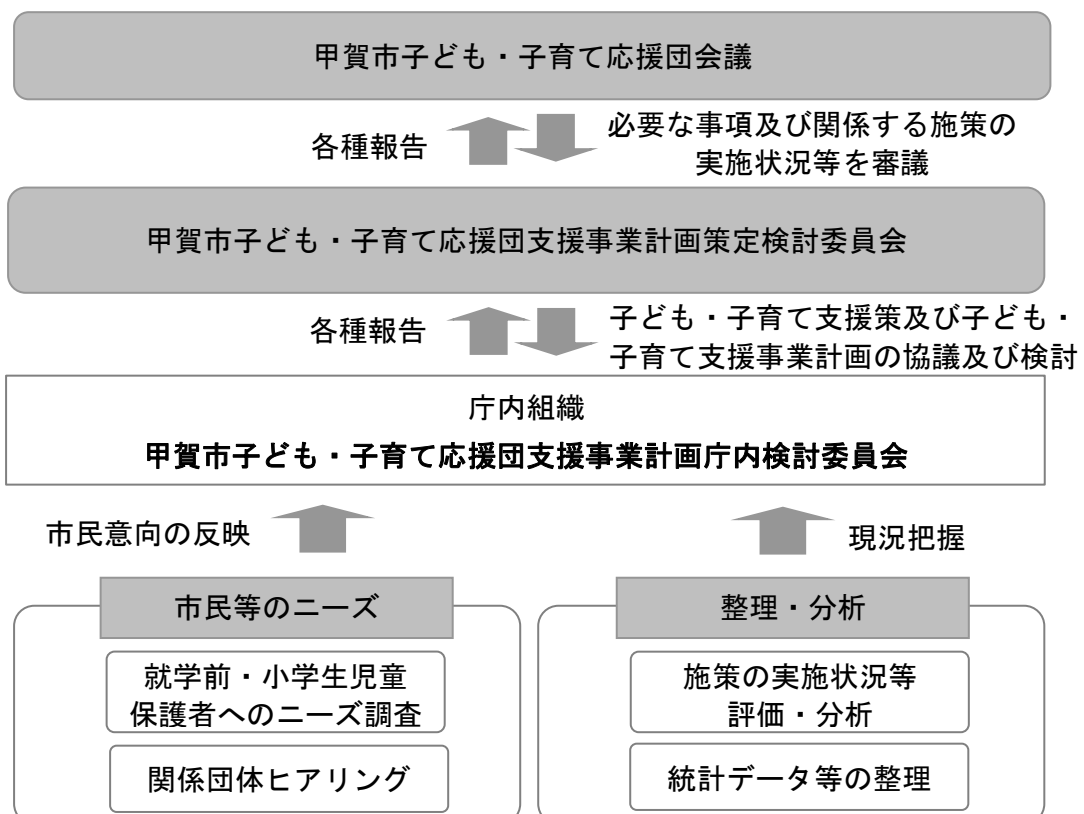
4 計画の策定体制

子ども・子育て支援法第77条第1項に基づき、学識経験者や子育て支援に関する事業に従事する者、関係団体の代表者、子どもの保護者等で構成する「甲賀市子ども・子育て応援団会議」を設置し、子ども・子育て関連施策の総合的かつ計画的な推進に向け、必要な事項及び関係する施策の実施状況等を審議しました。

また、「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会」からは、子ども・子育て支援策への意見聴取を行い、計画に反映させました。

庁内においては、関係各課で構成する「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画庁内検討委員会」を設置し、事業計画案の検討を行うとともに、事業計画策定に向けた調査分析を実施し、得られた市民の意見やニーズ等を本計画の策定に反映させました。

【計画策定体制】



【参考】市民等のニーズ把握の概要 ※調査結果については資料編に掲載

①就学前・小学生児童保護者へのニーズ調査

本調査は、令和2～6年度を計画期間とする「第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」策定の基礎資料とするため、市民の皆様の子育てに関する現状やニーズ、ご意見などをうかがうことを目的として実施したものです。

■調査の種類と実施方法■

調査の種類	調査の対象（母集団）	調査期間	実施方法
就学前児童調査	市内の就学前児童（0～5歳）の保護者	平成31年 2月4日～2月18日	郵送による 配布・回収
小学生児童調査	市内の就学児童（小学1～6年生）の保護者	平成31年 2月4日～2月18日	

■配布と回収状況■

		配布数	回収数	回収率
就学前児童調査	今回	1,000票	451票	45.1%
	【参考】前回	1,000票	465票	46.5%
小学生児童調査	今回	1,000票	469票	46.9%
	【参考】前回	1,000票	454票	45.4%

②子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査

本市における、子ども・子育て支援に資する取り組み・事業の実態を把握し、今後必要となる市の施策等について検討するため、関係団体・機関に向けて実施したものです。

なお、広く意見を聴取する観点から、調査はアンケート形式の「ヒアリングシート」により実施しました。

調査の種類	対 象	実施時期
教育・保育施設ヒアリングシート	市内の公立以外の教育・保育施設	令和元年 6月
子ども・子育て支援関連団体ヒアリングシート	市内の子ども・子育て関連ボランティア団体等	令和元年 6月

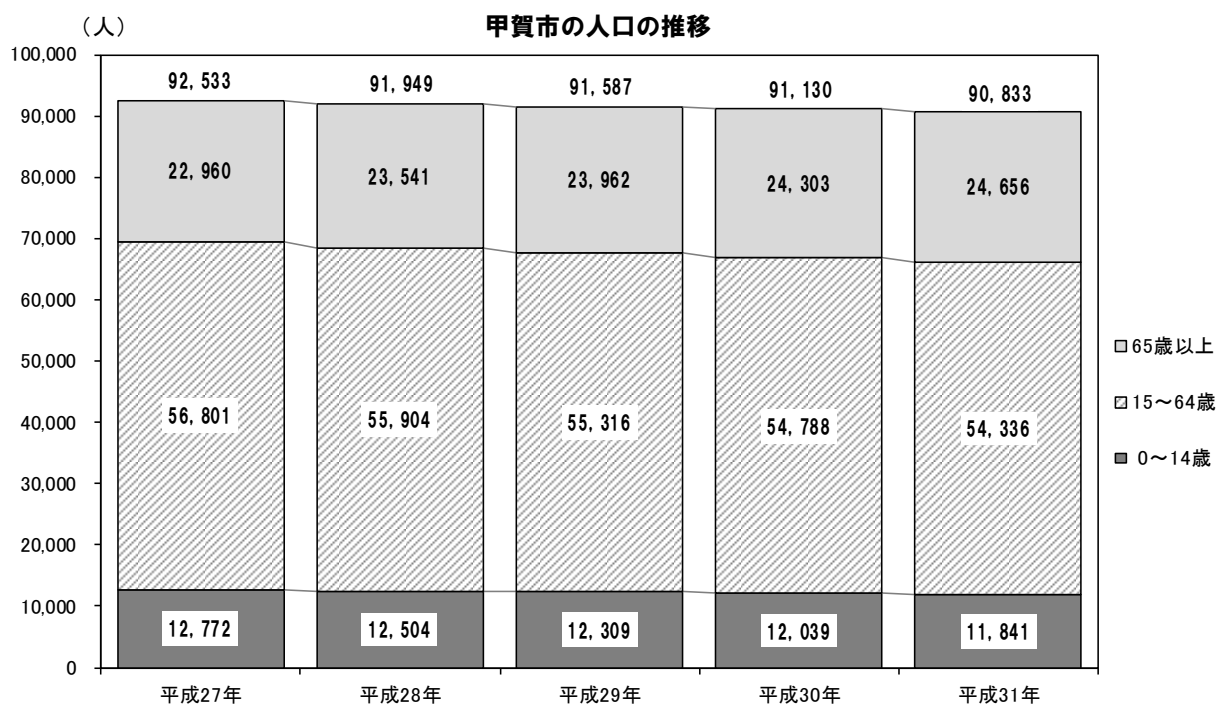
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 人口等の現状

(1) 総人口の推移

本市の総人口は年々減少しており、平成27年の92,533人から、平成31年には90,833人と、4年間で1,700人（1.8%）減少しています。

また、65歳以上の老年人口の比率が平成31年には27.1%と、平成27年と比較して2.3ポイント増加している一方で、0～14歳の年少人口や15～64歳の生産年齢人口の比率は減少しています。



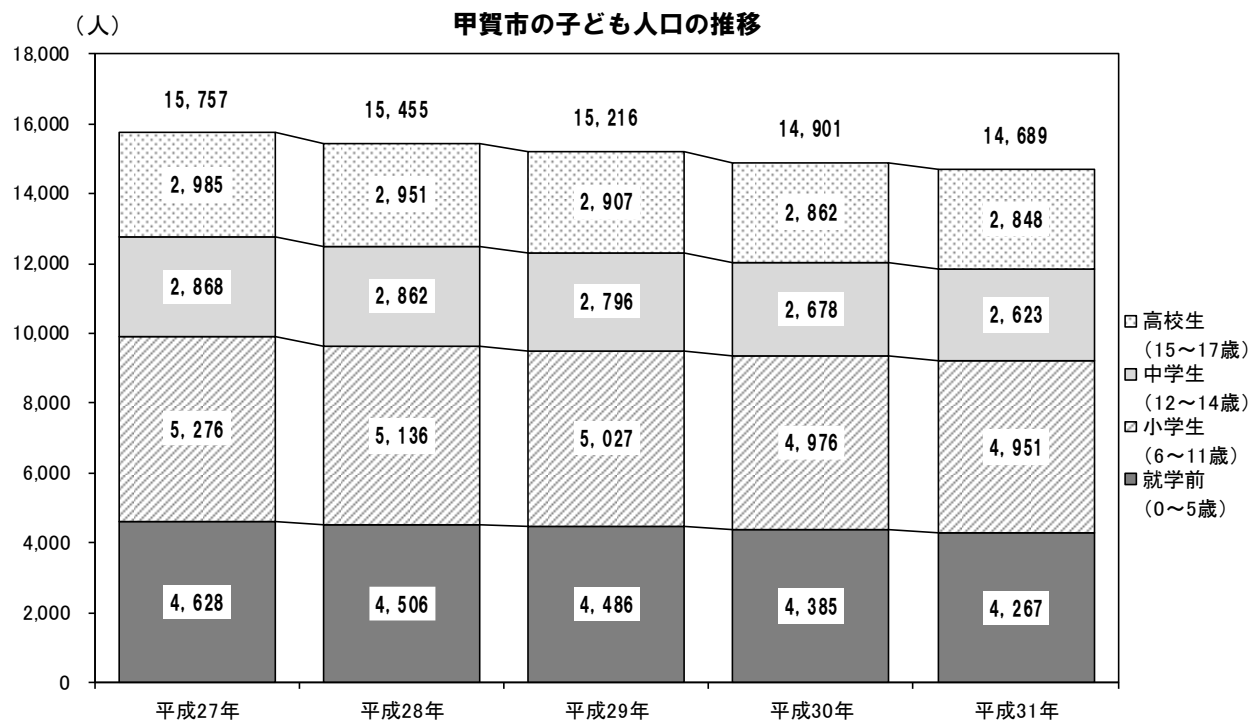
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
総数	92,533	91,949	91,587	91,130	90,833
0～14歳	12,772	12,504	12,309	12,039	11,841
15～64歳	56,801	55,904	55,316	54,788	54,336
65歳以上	22,960	23,541	23,962	24,303	24,656
総数	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%
0～14歳	13.8%	13.6%	13.4%	13.2%	13.0%
15～64歳	61.4%	60.8%	60.4%	60.1%	59.8%
65歳以上	24.8%	25.6%	26.2%	26.7%	27.1%

※住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、就学前児童（0～5歳）、小学生（6～11歳）、中学生（12～14歳）、高校生（15～17歳）のすべての年齢層で減少しています。

また、18歳未満の子ども人口の市の総人口に対する比率は、平成27年の17.0%から、平成31年の16.2%と、4年間で0.8ポイント減少しています。



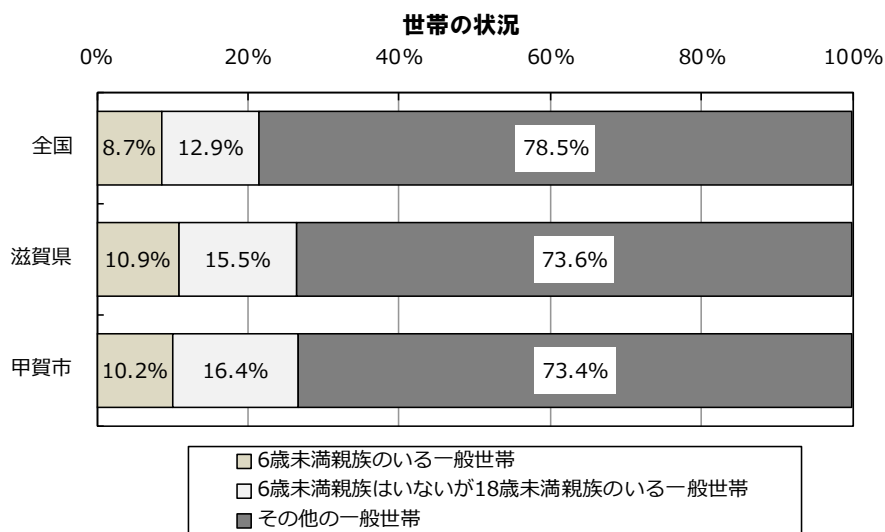
	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
子ども人口	15,757	15,455	15,216	14,901	14,689
就学前 (0～5歳)	4,628	4,506	4,486	4,385	4,267
(0～2歳)	2,261	2,147	2,105	2,035	2,031
(3～5歳)	2,367	2,359	2,381	2,350	2,236
小学生 (6～11歳)	5,276	5,136	5,027	4,976	4,951
低学年 (6～8歳)	2,590	2,531	2,459	2,394	2,400
高学年 (9～11歳)	2,686	2,605	2,568	2,582	2,551
中学生 (12～14歳)	2,868	2,862	2,796	2,678	2,623
高校生 (15～17歳)	2,985	2,951	2,907	2,862	2,848
子ども人口の対人口比	17.0%	16.8%	16.6%	16.4%	16.2%

※住民基本台帳(各年4月1日現在)

(3) 世帯構造

本市の世帯の状況をみると、6歳未満の子どもがいる一般世帯は10.2%、6歳未満はな
いが18歳未満の子どものいる一般世帯は16.4%で、これらを合わせた18歳未満の子
どものいる世帯は26.6%となっています。

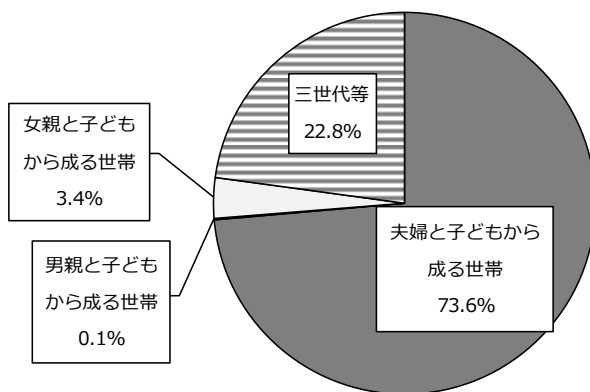
なお、18歳未満の子どものいる世帯の割合は、全国が21.6%、滋賀県が26.4%となっ
ており、本市は子どもがいる世帯の割合が、全国・滋賀県の水準より高いことがわかります。



※国勢調査（平成27年）

6歳未満の子ども（4,420人）のいる世帯は3,279世帯であり、うち77.1%が核家族と
なっています。

6歳未満の暮らす世帯構造（親族のみ）



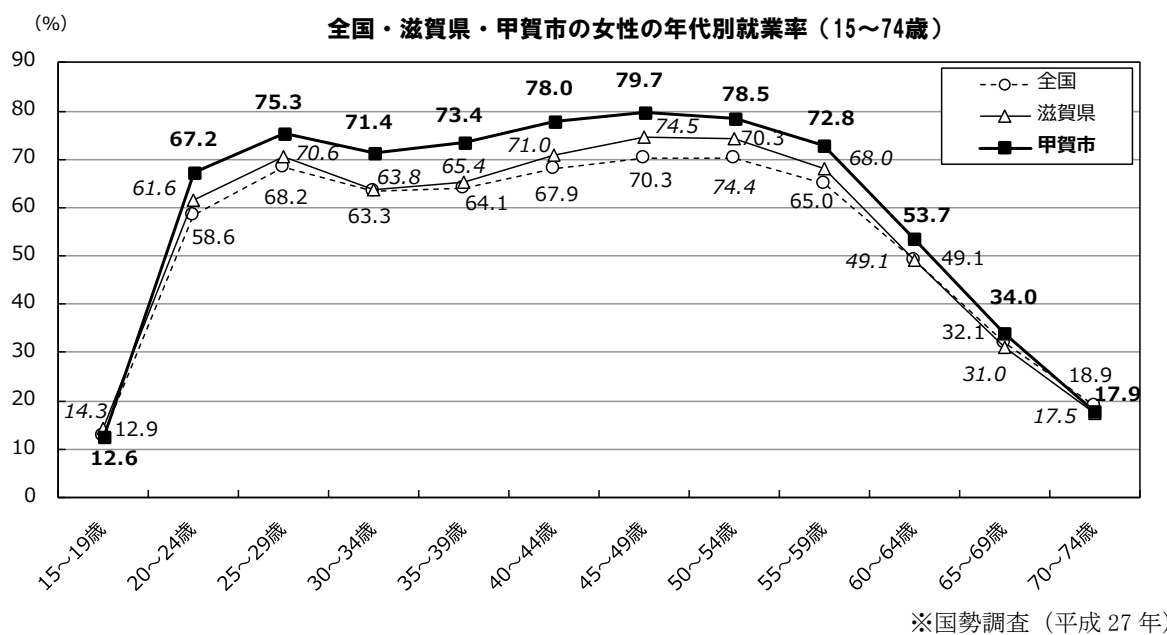
	世帯数 (世帯)	世帯人員 (人)	6歳未満人員 (人)
一般世帯	32,268	89,049	4,420
6歳未満のいる世帯	3,279	14,365	4,420
核家族	2,520	9,799	3,389
夫婦と子どもから成る世帯	2,404	9,448	3,248
男親と子どもから成る世帯	4	11	4
女親と子どもから成る世帯	112	340	137
三世代等	746	4,499	1,013

※国勢調査（平成27年）

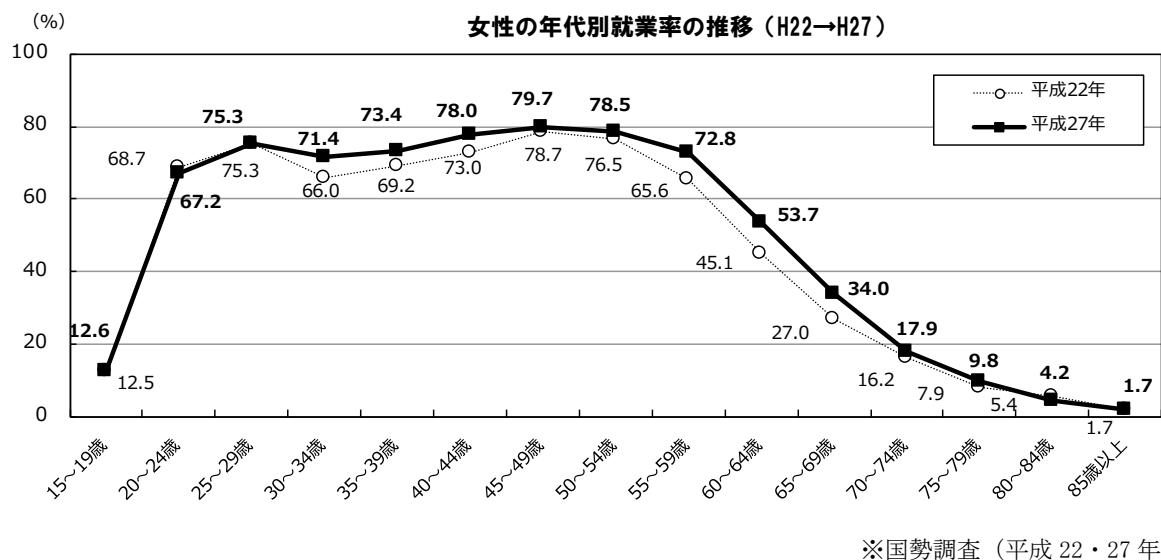
※6歳未満がいる世帯の合計は「非親族を含む世帯」を含む

(4) 女性の就業状況

平成27年の女性の年代別の就業率は、全国・滋賀県と比べて15～19歳、70～74歳を除いて高い水準となっています。



また、市内の女性の平成27年の就業率を、平成22年の就業率と比較すると、5年間で20～24歳を除いたすべての世代の就業率が増加しており、子育て世代ではとりわけ30～34歳の就業率が、66.0%から71.4%と、5.4ポイント増加しています。



(5)児童虐待相談

児童虐待相談件数の推移

(単位:件)

		平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
継続 新規 の 別	新規	182	181	193	178	214
	継続	283	220	237	272	256
虐待 種 別	身体的虐待	127	129	122	134	130
	ネグレクト	189	122	115	121	129
	心理的虐待	138	139	188	189	205
	性的虐待	11	11	5	6	6
合計		465	401	430	450	470

資料:子育て政策課

※「新規」は、当該年度の相談件数

※「継続」は、前年度の要保護児童件数に加え、過去から継続し調査しているものの中から要保護児童とされた件数を含む

2 主な子育て支援策の状況

(1) 放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）の状況

教育・保育提供区域別でみると、各区域でいずれかの年で、実績値が計画値を上回っています。なお、市全体でみても、平成30年度を除いて実績値が計画値を上回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①水口区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	264	255	249	379	387
	小学4～6年生	102	100	100	128	126
	合計	366	355	349	507	513
実績値	小学1～3年生	319	320	330	342	
	小学4～6年生	49	61	97	105	
	合計	368	381	427	447	
対計画比	小学1～3年生	120.8%	125.5%	132.5%	90.2%	
	小学4～6年生	48.0%	61.0%	97.0%	82.0%	
	合計	100.5%	107.3%	122.3%	88.2%	

【②土山区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	35	33	33	50	49
	小学4～6年生	14	13	13	7	6
	合計	49	46	46	57	55
実績値	小学1～3年生	29	32	42	43	
	小学4～6年生	5	4	7	11	
	合計	34	36	49	54	
対計画比	小学1～3年生	82.9%	97.0%	127.3%	86.0%	
	小学4～6年生	35.7%	30.8%	53.8%	157.1%	
	合計	69.4%	78.3%	106.5%	94.7%	

【③甲賀区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	74	72	70	79	76
	小学4～6年生	15	14	14	36	37
	合計	89	86	84	115	113
実績値	小学1～3年生	75	65	67	67	
	小学4～6年生	17	21	31	36	
	合計	92	86	98	103	
対計画比	小学1～3年生	101.4%	90.3%	95.7%	84.8%	
	小学4～6年生	113.3%	150.0%	221.4%	100.0%	
	合計	103.4%	100.0%	116.7%	89.6%	

【④甲南区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	152	147	144	230	248
	小学4～6年生	11	12	12	68	63
	合計	163	159	156	298	311
実績値	小学1～3年生	191	199	197	210	
	小学4～6年生	8	20	51	54	
	合計	199	219	248	264	
対計画比	小学1～3年生	125.7%	135.4%	136.8%	91.3%	
	小学4～6年生	72.7%	166.7%	425.0%	79.4%	
	合計	122.1%	137.7%	159.0%	88.6%	

【⑤信楽区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	40	41	40	58	62
	小学4～6年生	10	9	9	22	22
	合計	50	50	49	80	84
実績値	小学1～3年生	26	36	53	61	
	小学4～6年生	10	11	11	14	
	合計	36	47	64	75	
対計画比	小学1～3年生	65.0%	87.8%	132.5%	105.2%	
	小学4～6年生	100.0%	122.2%	122.2%	63.6%	
	合計	72.0%	94.0%	130.6%	93.8%	

【⑥全市〔参考〕】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	565	548	536	796	822
	小学4～6年生	152	148	148	261	254
	合計	717	696	684	1,057	1,076
実績値	小学1～3年生	640	652	689	723	
	小学4～6年生	89	117	197	220	
	合計	729	769	886	943	
対計画比	小学1～3年生	113.3%	119.0%	128.5%	90.8%	
	小学4～6年生	58.6%	79.1%	133.1%	84.3%	
	合計	101.7%	110.5%	129.5%	89.2%	

(2) 乳児家庭全戸訪問事業(こんにちは赤ちゃん事業)(全市区域事業)の状況

いずれの年度も実績値が計画値を下回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値		716	709	701	692	682
実績値		663	615	606	618	
対計画比		92.6%	86.7%	86.4%	89.3%	

(3) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（全市区域事業）の状況

すべての年度で、実績値が計画値を上回っており、実績は増加傾向となっています。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	199	193	186	180	179
実績値	307	301	306	325	
対計画比	154.3%	156.0%	164.5%	180.6%	

3 教育・保育の状況

(1) 保育園（認定こども園含む）・幼稚園・地域型保育事業等の状況

平成31年4月1日時点の保育園数は21園で、その内訳は公立が16園、私立が5園となっています。認定こども園については私立が1園となっています。また、地域型保育事業は私立が2園となっています。なお、入園児童数は全体的に増加傾向となっています。

保育園の状況【全体】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	23	22	22	22	21
定員数(人)	2,126	2,139	2,139	2,151	2,095
入園児童数(人)	1,938	1,989	2,042	2,042	2,063
うち0歳児	32	33	40	25	39
うち1歳児	235	225	234	231	240
うち2歳児	261	313	316	333	338
うち3歳児	448	459	446	445	458
うち4歳児	457	499	498	494	488
うち5歳児	505	460	508	514	500

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

認定こども園の状況(長時部・短時部)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	1	1	1	1	1
定員数(人)	395	395	395	395	375
入園児童数(人)	289	265	259	255	228
うち0歳児	3	1	2	2	1
うち1歳児	32	21	17	19	18
うち2歳児	35	32	24	21	16
うち3歳児	54	72	75	60	48
うち4歳児	77	62	81	79	68
うち5歳児	88	77	60	74	77

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

地域型保育事業の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	0	1	1	1	2
定員数(人)	0	5	5	5	10
入園児童数(人)	0	5	5	5	10
うち0歳児	0	1	0	0	1
うち1歳児	0	2	2	1	7
うち2歳児	0	2	3	4	2

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

平成31年5月1日時点の幼稚園数は7園で、その内訳は公立が5園、私立が2園となっています。なお、入園児童数は全体的に減少傾向となっています。

幼稚園の状況【全体】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	7	7	7	7	7
定員数(人)	574	574	574	574	574
入園児童数(人)	570	588	590	584	514
うち3歳児	170	185	185	185	172
うち4歳児	206	202	207	191	186
うち5歳児	194	201	198	208	156

資料: 学校基本調査(各年5月1日)

(2) 保育園・幼稚園の充足率等

区域別の保育園・認定こども園の充足率と保育事業実施状況（地域型保育事業含む）

区域	運営区分	箇所数 (園)	定員 (人)	入園児童数 (人)	充足率 (%)	保育事業実施状況(実施園数)		
						時間 外 保育	保 一 時 預 かり	休 日 保 育
水口	公立	4	610	580	95.1%	0	0	1
	私立	5	725	628	86.6%	2	2	0
土山	公立	2	153	124	81.0%	1	1	0
甲賀	公立	3	208	227	109.1%	1	1	0
甲南	公立	4	312	317	101.6%	0	1	0
	私立	2	220	203	92.3%	1	2	0
信楽	公立	3	172	139	80.8%	0	1	0
	私立	1	80	83	103.8%	1	0	0
合計		24	2,480	2,301	92.8%	6	8	1

資料：保育所現況調査(平成31年4月1日)

※箇所数は、現在「休園中」の園は除く

※充足率は定員数に対してどれだけの児童が入所しているかの割合

※充足率が100%を越す園についても、安全を確保する面積や職員配置等を満たしています

区域別の幼稚園の充足率等の状況

区域	運営区分	箇所数 (園)	定員 (人)	入園児童数 (人)	充足率 (%)
水口	公立	1	139	130	93.5%
	私立	1	100	108	108.0%
土山	公立	1	26	24	92.3%
甲賀	公立	1	44	28	63.6%
甲南	公立	1	35	23	65.7%
	私立	1	190	180	94.7%
信楽	公立	1	40	21	52.5%
合計		7	574	514	89.5%

資料：学校基本調査(各年5月1日)

※充足率は定員数に対してどれだけの児童が入所しているかの割合

※充足率が100%を越す園についても、安全を確保する面積や職員配置等を満たしています

4 子ども・子育てを取り巻く課題

(1) 「ニーズに応じた教育・保育、子育て支援の提供」に関する特徴と課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・人口減少、少子化・高齢化、核家族化が進行（※統計データより）
- ・認可保育所利用の高いニーズへの対応に加え、公民の連携による多様なニーズに対応した教育・保育の充実が求められる（※ニーズ調査より）
- ・多様なニーズに対応する保育サービスと、その実現のための人材や場所の確保、理解しやすい情報発信が求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）

(2) 「身近な地域での子育て支援」に関する特徴と課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・今後も身近な地域で安全に安心して過ごせる居場所が求められる（※ニーズ調査より）
- ・地域活動の活性化に向けてニーズに応じた支援の充実の検討が必要（※ニーズ調査より）
- ・地域が一体となって、身近な地域で学ぶ環境づくりの促進が求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・子育て支援に関わる多様な主体の連携が求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）

(3) 「家庭の自立や社会参加を支援」に関する特徴と課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・子育て中の親が、育児に対してゆとりと自信をもち、親としての役割を発揮できるよう、今後もさらなる意識啓発とともに、多面的な相談・支援、情報提供が求められる（※ニーズ調査より）
- ・家庭の子育て力強化の支援とともに、地域による見守り等の支援が必要（※ニーズ調査より）
- ・子育てに関する基礎的な知識や情報の提供（提供媒体や内容等の工夫）が求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・支援が必要な子ども・子育て家庭に対する支援サービスや施設、相談窓口等総合的な情報の提供、利用しやすい提供等が求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）

(4) 「子育てと仕事の両立」に関する特徴と課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・女性の就業率は全国・滋賀県の水準より高く、全体的に増加傾向（※統計データより）
- ・「父親」の積極的な育児参加が求められる（※ニーズ調査より）
- ・今後もワーク・ライフ・バランス実現に向けて、普及・啓発等が求められる（※ニーズ調査より）
- ・固定的な役割分担意識の解消、男性の育児休業制度の取得促進など、企業等雇用主と一体となった子育てと仕事の両立支援が求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）

(5) 「すべての子どもと子育て家庭を支える」に関する特徴と課題

【各種調査等からみる主な関連課題等】

- ・子育てに対する不安解消に向けた多様な支援の充実が求められる（※ニーズ調査より）
- ・今後もニーズを踏まえた取り組みや支援を行い、より子育てしやすい環境づくりを進めることが求められる（※ニーズ調査より）
- ・子どもの遊び場、地域の居場所づくりが求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）
- ・子どもの安全の確保が求められる（※関係機関・団体ヒアリング調査より）

第3章 計画の基本的な考え方

第1期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の計画期間においては、本市における子育てを取り巻く課題解決に向けて、各施策や事業の充実を推進するとともに、子育ての楽しさや幸せを実感できる環境及び地域全体で子ども・子育てを支え合うネットワークづくりを進めてきました。

こうした取り組みにより、計画策定に向けて実施したニーズ調査において、「甲賀市における子育てのしやすさ」が5年前の調査結果より改善されるなど一定の成果がみられる一方で、子ども・子育てを取り巻く新たな課題等も生じています。

これまでの取り組みを踏まえつつ、本市における子ども・子育て支援の基本的な考え方として、次の基本理念と基本方針を示すとともに、本計画を地域全体の協働と連携により推進するため、「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針を掲げます。

1 基本理念

本計画は、「甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画」の第2期の計画であり、第1期の取り組みをさらに発展させる後継計画的な性格を有するものであることから、基本理念を発展的に継承することとし、本市における子ども・子育て支援の基本理念を次のように設定します。

【基本理念】

みんなが参加し 広がるきずなで
子ども・子育てを“オール甲賀”で応援するまち
あい甲賀

本市では、豊かな自然環境やコミュニティを活かした子育て支援に取り組み、保護者や市民から一定の評価を得ているところです。

今後、予想される少子化の進行に歯止めをかけるためにも、引き続き行政が主体となり、子ども・子育て支援の充実に取り組むことはもちろん、子どもや子育てを地域全体で支え合うネットワークを構築するなど、市内だけでなく市外の人にも「甲賀市で子どもを産み、子育ての楽しさを実感したい」と思ってもらえる環境を整備することが必要です。

子育ての第一義的な責任は保護者にあるという考え方を基本としつつ、第1期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画で掲げた基本理念を引き継ぎ、輝く未来と無限の可能性を持つ子どもたちが、しなやかに・心豊かに・たくましく育つことを第一に願い、市民、団体、事業者等の多様な主体と行政が協働・連携しながら、“オール甲賀”で、妊娠、出産期から切れ目のない子ども・子育てを応援する「子ども・子育て応援団」のまちとしての基本理念を掲げます。

2 基本方針

基本理念の実現に向けて、第1期計画に掲げられた基本方針をベースとして、国の基本指針や各種調査の結果からみる課題等を踏まえて、次の5つの基本方針を設定します。

基本方針1 ニーズに応じた子育て支援を提供します

- 子育ての多様なニーズに対応した、教育・保育施設の計画的な整備や身近な保育の場や保育人材の確保により、すべての地域の子どもたちが等しく質の高い教育・保育を受けられる環境をつくります。
- 未就園の子育て家庭に対しても、保護者が気軽に相談でき、子どもとともに集うことのできる場づくりなど、保護者のニーズに応じた子ども・子育て支援に取り組みます。
- 産後の休業・育児休業後においても、地域特性やニーズに対応した子育て支援サービスを展開するとともに、必要な情報提供や相談体制を整備します。

基本方針2 身近な地域での子育て支援を応援します

- 身近なきずなの中で市民自らが、地域の子ども・子育てを応援する多様な活動を支援します。
- 家庭及び市民・地域、各種団体、企業、行政、学校、園等が、本市の掲げる子ども・子育てに関わる基本的な考え方を理解し、協働・連携による子育て支援を広げるための重層的なネットワーク構築を進めます。

基本方針3 家庭における子育て力の向上を応援します

- 子ども一人ひとりの権利や最善の利益を守るため、地域や関係機関との連携により、子どもを取り巻くさまざまな問題の早期発見、早期の対応を図ります。また、児童虐待の防止に努めるとともに、養育支援が必要な子ども等を適切に保護します。
- 働き方の見直しを含めたワーク・ライフ・バランスの普及・啓発や、男女共同参画の理念に基づく父親の子育て参加促進等により、心や時間にゆとりをもち楽しんで子育てができるよう、理解と参加を促します。
- 保護者が子どもと過ごす時間の「楽しさ」や「幸せ」を通して成長できるよう、子育てを学ぶ機会を設けるなど、家庭の育児力や教育力の強化をめざします。

基本方針4 特別な配慮等を要する子どもや保護者への支援を充実します

- 障がいのある子どもなど特別な支援が必要な子どもの、地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、専門的な知識や技能を持つ機関との連携により、個々の障がい児や障がい児を育てる家庭等のニーズに応じた丁寧な支援を行います。
- ひとり親家庭が安心して子育てをしながら働き、生活できる環境を国・県等との連携により整備します。
- 国際化が進展する中で、外国人の子どもやその家庭が置かれている状況を把握し、相談や生活支援に取り組むとともに、子どもたちの国際理解を促進します。
- 子育て世帯における経済的負担を軽減し、安心して子育てができるとともに、子どもが生まれ育った環境に関わらず、自分の将来に夢や希望が持てるように総合的な支援を行います。

基本方針5 すべての子どもと子育て家庭を支える環境を整備します

- 安心して妊娠・出産し、親子が心身とも健やかであるために、妊娠・出産期からの母子保健を充実するとともに、子どもの発達に応じた適切な健康診断・保健指導等を行います。
- 小児医療については、身近な地域医療と救急医療、休日医療の維持を図るとともに、家庭での子どもの健康や疾病についての基礎知識の普及に努めます。
- 子どもたちが心身ともにたくましく、郷土への誇りを持つ人として成長するため、自主性や多様性を育む学習内容を充実するとともに、身近で安全に余暇が過ごせ、自主的に学べる場所づくりを進めます。
- 子どもたちが、地域で安心して暮らすことができるように、地域で一丸となって交通安全、防災・防犯対策に取り組むとともに、安全な施設整備等を進める等、子どもと子育て家庭が安心して暮らせる環境整備に努めます。



3 「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針

協働指針は、本計画を地域全体の協働と連携により推進するため、本市における家庭、市民・地域、各種団体、企業及び市の役割を示すものです。

(1) 家庭の役割

保護者と子どもの愛情ときずなを深めるとともに、子どもの心身の成長において家庭が最も重要であることを認識し、保護者としての責任を果たします。また、育児と家事の両立など、家庭内での協力により子育てを行います。

(2) 市民・地域の役割

本市の子どもは社会の宝であることを理解し、市民・地域が「あい甲賀 子ども・子育て応援団」の一員として、子どもを見守り、育む活動を展開するなど、地域で子ども・子育てを応援します。

(3) 各種団体の役割

市民及び地域、企業、学校、市等と協働・連携し、地域特性を活かした子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。また、子どもや保護者が参加しやすい環境づくりを進め、子育て家庭を支える役割を担います。

(4) 企業の役割

雇用環境の改善や父親の育児参加を念頭においた働き方の見直し、育児休業の取得支援など、就労と子育ての両立に取り組みます。また、企業も本市の一員として、子ども・子育て支援に関する活動を積極的に推進します。

(5) 学校・園の役割

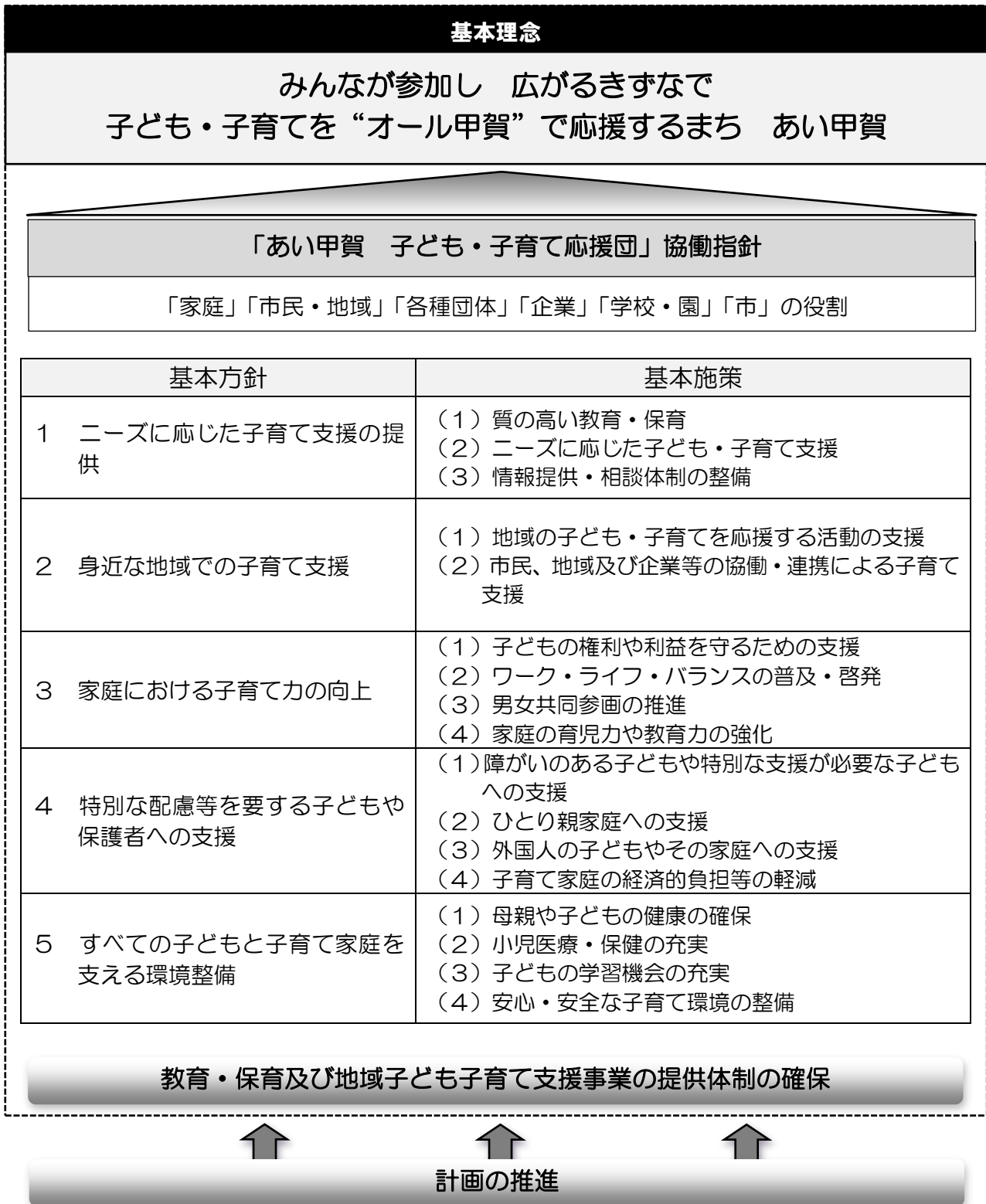
子どもたちに人間形成の基礎として必要なものを共通に修得させるとともに、個人の特性に応じた豊かな個性と社会性の発達に取り組みます。また、保護者及び地域、企業、市等と協働・連携し、地域特性を活かした安心な子育て支援、教育に取り組みます。

(6) 市の役割

家庭をはじめ、市民及び地域、各種団体、企業、学校等との協働や、国・県等との連携により、本計画に基づく子ども・子育て支援施策を実施します。

4 施策の体系

本計画の基本理念と、その実現に向けた基本方針とこれに基づく施策について、次に体系図として示します。



5 成果指標

基本理念である『みんなが参加し 広がるきずなで 子ども・子育てを” オール甲賀” で応援するまち あい甲賀』を踏まえ、本市で子どもを産み、子育ての楽しさを実感できるまちとなるための、めざすべき成果指標を次のとおり設定します。

【指標 ①】「子ども・子育て」に関する市民の満足度

実績値	目標値	備考
30.3% (令和元年度)	62.8% (令和6年度)	市政に関する意識調査より ※対象は40代まで

【目標設定の考え方】

令和元年度実施の市政に関する意識調査において、「満足」、「どちらかといえば満足」、「どちらでもない」と回答された市民の方すべてが「満足」と感じていただけることを目標とします。

【指標 ②】合計特殊出生率

実績値	目標値	備考
1.44 (平成29年度)	1.64 (令和6年度)	

【目標設定の考え方】

子ども産み・育てたくなるまちに向けた取り組みの成果を測る指標として、第2次甲賀市総合計画（第1期基本計画）で定めた成果指標を目標とします

第4章 総合的な施策の展開

基本方針1 ニーズに応じた子育て支援の提供

(1) 質の高い教育・保育

【関連する市民の主な意見等】



- ◇就学前児童の保護者が教育・保育施設を選ぶ際の主な条件は、「自宅からの距離などの立地条件」「幼児期に必要な教育の適正な実施」
- ◇就学前児童の保護者が希望する教育・保育施設は「認可保育所」の割合が最も高い
- ◇就学前児童の保護者が定期的に教育・保育事業を利用したい理由は「子どもの教育や発達のため」「子育て（教育を含む）をしている人が現在就労しているから」の割合が高い（※いずれもニーズ調査より）

項目	内容	担当課
①就学までの教育・保育環境の充実	就園・未就園に関わらず、すべての子どもが生まれてから就学までの間、家庭や地域及び子育て支援センター・保健センター・保育園・幼稚園・認定こども園などの機関において、心身の成長や個性に応じた教育・保育を十分受けられるよう、地域の子育てに関する会議、利用者支援事業（基本型）との連携の継続等に努めます。	すこやか支援課 子育て政策課 保育幼稚園課
②待機児童対策の充実	入園希望の増加に対応するため、施設の整備や地域型保育事業所の参入などによって保育基盤の拡大をめざします。また、幼児教育・保育の無償化の実施による新たな保育需要に対応するため、保育の確保に努めます。	保育幼稚園課
③保育園、幼稚園及び認定こども園における保育内容や教育内容の充実	保育園、幼稚園及び認定こども園において、一人ひとりの人権が守られ、子どもが個性を發揮し、集団の中で道徳性を身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、保育内容や教育内容を充実します。	保育幼稚園課
④教育・保育の質の向上のための取り組み	子育て家庭の現状やニーズに応じた保育をめざし、外部のサービス評価システムの導入や総合施設の研究を図ります。また、質の高い保育について研究を進め、実践につながるように努めます。	保育幼稚園課
⑤職員研修等の充実	課題への対応や人権意識の向上、職員が学びたい内容の研修を行うなど、研修の量的拡大と質的な向上を図ります。また、保育に関する専門知識を一層高め、子育てに関する保護者の相談に適切に対応できるよう保育士の充実を図ります。	保育幼稚園課
⑥教職員研修の充実	子どもの実態を見据え、子どもたちの育ちや社会状況についての新たな課題に対応できる教育を進めるため、教育者としての実践的指導力等の資質・能力を養う教職員研修の充実を図ります。	人権推進課 学校教育課 教育研究所

項目	内容	担当課
⑦関係職員との連携・情報交換	幼児教育・保育内容の充実のため教育・保育に関わる職員間の連携や研修、情報交換に努めます。	保育幼稚園課
⑧教育・保育施設、設備等の充実	耐用年数経過に伴う統廃合等に鑑みながら、教育・保育の質の向上に必要な施設・設備の充実に努めます。	保育幼稚園課 教育総務課
⑨保育園・幼稚園や小中学校における食育の推進	食育を生命の大切さや食材、調理を学べる機会としてとらえ、各園の特徴を踏まえつつ栽培活動や調理体験などを取り入れた活動を推進します。また、給食も教材として重視し、地産地消の取り組みとも関連させながら、子どもが食に対する興味関心を高められるよう取り組みます。	保育幼稚園課 学校教育課
⑩多様な保育事業の参入	保護者の就労ニーズの実現や多様化する保育ニーズに対応するため、民営化の促進や小規模保育所や家庭的保育所等の地域型保育施設の巡回支援を行います。	保育幼稚園課
⑪教育環境の充実	高度情報化に対応できる子どもの教育を推進するために、ICT 教育環境整備を推進します。	学校教育課
⑫学力向上の推進	国際化にも対応できる子どもの学力向上に向けて、学校における ALT 設置や英語検定の支援等を実施します。	子育て政策課 学校教育課

(2) ニーズに応じた子ども・子育て支援

【関連する市民の主な意見等】



- ◇地域子育て支援事業等は、孤立された方や、子育ての悩みを一人で抱えてしまった保護者等の支援が必要な方にとって使いやすくなるよう検討が必要
- ◇最近共働きの家庭がほとんどで、児童クラブ利用者も増加傾向
(※いずれもヒアリング調査より)

項目	内容	担当課
①多様な保育事業の充実	子育て家庭のニーズに応じながら低年齢児保育、一時預かり保育、延長保育、休日保育、幼稚園における預かり保育及び子育て短期支援事業（ショートステイ事業及びトワイライトステイ事業）など、多様で身近な保育事業を各地域のニーズに応じて提供できるよう努めます。また、保護者のニーズに応じた量的拡大と適正保育に必要な保育士の確保など、質の向上を図ります。	子育て政策課 保育幼稚園課
②子育て支援センター機能の強化	利用者支援事業を展開するなど、これまで以上に子育ての不安などについての相談、子育てサークルの育成支援、地域の子育て支援情報の収集・提供を行うなど、専門的な子育て支援の拠点施設としての機能を充実させます。また、関係機関と連携しながら、保護者への支援や来所できない保護者への対応について検討し、地域で子育て家庭の孤立を防ぎます。	子育て政策課
③つどいの広場事業の充実	子どもの健やかな育ちと子育て家庭を支援するため、子育て親子が気軽に集い、相互に交流できるつどいの広場事業を充実します。	子育て政策課
④ファミリー・サポート・センター事業の充実	甲賀市ファミリー・サポート・センターの会員増加を図るため PR や事業の啓発を進めるとともに、会員研修の拡充や利用料の検討等、事業内容の一層の充実を図ります。	子育て政策課
⑤児童クラブ事業の充実	子どもが自主性を持って楽しく過ごせるよう、各児童クラブにおける事業内容を充実させます。また、利用する児童の増加に対応するため、児童クラブの民設・民営に積極的に取り組むとともに、個々の児童の個性や状況に応じた適切な指導ができるよう、指導員の資質の向上に努めます。	子育て政策課
⑥病児・病後児保育の充実	保護者の仕事と子育ての両立や安心して子育てができる環境の実現に向けて、病児・病後児保育の充実に努めます。	子育て政策課
⑦妊娠・出産から子育て期までの包括的な支援	利用者支援事業の実施を継続し切れ目のないきめ細やかな支援に取り組みます。	すこやか支援課 子育て政策課

(3) 情報提供・相談体制の整備

【関連する市民の主な意見等】



- ◇子どもの身体、食事、自立のための関わりなど、知らなかったり関心がなかったりする保護者が増えている
- ◇子育てについて、心細い時、相談にのってくれる人、悩みを聞いてくれる人、同じ状況で頑張っている人が必要（※いずれもヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①気軽に相談できる体制の充実	保育園、幼稚園、認定こども園、学校、保健センター等で、気軽に子育てに関する相談ができるよう充実に努めるとともに、電話やインターネット、メールを活用した子育て相談の実施を図ります。また、未就園児交流事業における子育て相談を充実させるとともに、専門的な相談について対応できるよう、最新の研究知識やスキルアップの研修等により相談員の資質向上を図ります。	子育て政策課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課
②相談窓口についての周知	すべての妊娠期から子育て期の保護者が相談窓口を認識できるように、広報への掲載やパンフレットの作成、健診カレンダーやインターネット、イベント等を活用した幅広い相談場所の周知・案内を行います。	すこやか支援課 子育て政策課
③多様な機会を通じた情報提供	さまざまな子育て支援事業や相談窓口に関する情報を子育て支援センターのほか、乳幼児健診、学校や幼稚園・保育園・認定こども園等を通じて、多様な機会をとらえ、提供します。	すこやか支援課 子育て政策課 保育幼稚園課
④広報の充実	子ども・子育て施策の進捗状況などについて、広報紙、ホームページなど、各種広報媒体による情報発信・啓発活動を進めます。	子育て政策課

基本方針 2 身近な地域での子育て支援

(1) 地域の子ども・子育てを応援する活動の支援

【関連する市民の主な意見等】



- ◇地域活動する際にほしい支援は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「活動場所の提供」「活動資金助成」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ◇子どもや大人が交流できる場所や、機会などを増やしてほしい（※ニーズ調査（自由意見）より）
- ◇子育て支援活動を行う場として、無料で利用できる場が増えればいい（※ヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①市民の自主的な活動についての情報収集と提供	子育てサークルや市民活動に関する情報を収集し、事業所や市によるサービス情報とともに提供できるよう努めます。	子育て政策課
②市民活動の育成支援	子どもの権利に関する施策全般を推進するため、サロン活動をはじめとした市民活動の育成を支援します。	政策推進課
③見守り活動の推進	健全な青少年を育成するため、市少年センターを中心に補導委員会などの協力を得ながら街頭補導や立ち直り支援に取り組みます。	社会教育 スポーツ課
④世代間交流の推進	子ども同士が身近な地域で交流できる地域の活動を支援し、異年齢の子どもの交流や子どもと大人の交流を図るため、まなびの体験広場等の充実に努めます。	社会教育 スポーツ課
⑤地域間交流の推進	小中学生が校区を越えて交流できるよう文化、スポーツ・レクリエーションなどの機会を充実します。	社会教育 スポーツ課
⑥地域行事への参加促進	地域の行事への子どもの参加を促進し、伝統文化など地域への理解を深めるよう市民へ呼びかけます。	社会教育 スポーツ課
⑦地域における子育て支援の充実	子育て相談、子育て講座等の実施やサークル活動、地域の子育て支援関係者のネットワークづくりの支援を実施します。また、子育てサロン等、子どもの育成に取り組む自治振興会等の活動を支援します。	政策推進課 子育て政策課
⑧こども食堂への活動支援	子どもが安心して気軽に立ち寄ることができる地域の居場所となる子ども食堂への活動を支援します。	子育て政策課

(2) 市民、地域及び企業等の協働・連携による子育て支援

【関連する市民の主な意見等】



- ◇子育て家庭と保育園、学校等との連絡、連携が必要
- ◇関係機関団体等のネットワークができていない（※いずれもヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①中学生と乳幼児のふれあいの機会の充実	地域活動や学校教育・社会教育の場などを通じて、中学生等が子どもとふれあう機会を充実します。	学校教育課
②家庭や地域との連携	地域人材バンクの整備やコミュニティ・スクールの推進等のあらゆる機会を通して、家庭・地域と連携した学校づくりを進め、学校の情報を保護者や地域に積極的に発信するとともに、地域の人材や環境を活用した教育を進めます。	学校教育課 社会教育 スポーツ課
③子どもの思いを反映できるまちづくり	子どもたちの地域社会への参加意識を高め、子どもの意見をまちづくりに反映できるよう、子どもを対象とした公民館事業の開催を検討します。	社会教育 スポーツ課
④こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備	市民、行政、地域の団体、幼稚園、保育園、小学校、企業等が連携し、地域の課題の共有や子育て情報発信等を行う、こうか子ども・子育て応援団ネットワークの整備・充実を推進します。	子育て政策課

基本方針3 家庭における子育て力の向上

(1) 子どもの権利や利益を守るための支援

【関連する市民の主な意見等】



- ◇子どもを叩いた経験の有無は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに、5年前と比較して割合が減少しているものの、2～3割程度は「ある」と回答（※ニーズ調査より）
- ◇児童虐待の見極めと保護者への対応のむずかしさがある（※ヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりと啓発推進	国連の「子どもの権利条約」に基づいたまちづくりを進めるとともに、本市の人権教育基底プランに基づく人権教育を推進し、子どもの人権及び子どもの能力を引き出し働きかけるエンパワメントに対する正しい理解を深め、さまざまな社会活動において実践するための啓発を行います。	人権推進課 子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
②ノーマライゼーションについての啓発	すべての市民が障がいの有無や性別、年齢、国籍に関係なく、個性や違いを認め合いながら地域の子どもを育み、子育て家庭を支援できるよう、ノーマライゼーションについての啓発を図るとともに、さまざまな世代が参加できる子ども・子育て支援活動への参加を促します。	人権推進課 障がい福祉課
③子どもの声を受けとめられる相談窓口の充実	子どもが、保護者や教師に相談できないことも含めて気軽に相談できる身近な相談窓口等の充実を図ります。また、県や関係機関で実施されている電話相談等の啓発にも努めます。	人権推進課 子育て政策課 発達支援課 学校教育課
④要保護児童対策の充実	児童虐待の防止、早期発見や情報交換のため、全市的に関係機関が連携した「甲賀市子ども家庭支援ネットワーク協議会（要保護児童対策地域協議会）」を通じて、関係機関との連携を強化し、実務者レベルでのケースの進行管理、要保護児童等に関する支援システムの検討のほか、個別のケース検討を行い、児童虐待や養育支援が必要な家庭に対しての支援等の充実をめざします。また、母子保健との連携を強化し、虐待だけでなく、支援の必要な家庭の早期把握に努め、支援の必要なケースについては、児童相談所をはじめとした関係機関との連携により適切な支援に努めます。	すこやか支援課 子育て政策課 保育幼稚園課
⑤虐待発生予防に向けた取り組み	地域の中で子どもが健やかに育成できる環境づくりをめざし、子育ての孤立防止に向け、育児相談や情報提供等を行う、こんにちは赤ちゃん事業（乳児家庭全戸訪問事業）や育児支援訪問事業、子育て支援センターでの相談事業などを実施します。また、子ども家庭総合拠点設置による子ども家庭支援（実情の把握、情報の提供、相談等への対応など）や要保護児童・要支援児童への早期対応と支援の充実を図ります。	すこやか支援課 子育て政策課

項目	内容	担当課
⑥関係機関の研修の充実	虐待を発見しやすい立場にある関係者に対する研修を充実することで、虐待の早期発見、適切な対応につなげます。	子育て政策課
⑦子どもと保護者の学習機会の充実	保健センターや子育て支援センターなどと連携し、子どもの人権について学べる学習機会を、多くの子どもとその保護者に周知・提供します。	人権推進課 子育て政策課 保育幼稚園課
⑧市民や医療機関からの情報提供	児童虐待が子どもに及ぼす影響、早期発見・早期支援の必要性を広く啓発し、市民や医療機関、関係機関からの情報提供等の協力を呼びかけるとともに、事案対応に向けた連携につなげるよう努めます。	すこやか支援課 子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課
⑨身近な相談先や専門的な相談機関の充実	ドメスティック・バイオレンス（DV）に対し、身近な相談先や専門的な相談機関を充実します。	人権推進課 子育て政策課
⑩DV根絶に向けた市民啓発の推進	DVの根絶に向けた市民啓発を進めます。	子育て政策課 商工労政課
⑪DVに関する機関の連携強化	DVの相談から緊急時の迅速な保護及びカウンセリング等に関わる関係機関の連携強化を進めます。	子育て政策課
⑫ひきこもり状態の青少年の相談・支援	ひきこもり状態の青少年及び家族を、必要に応じたひきこもり支援実施フローチャートの活用や、関係機関との連携により支援します。	すこやか支援課 発達支援課
⑬不登校への対応充実	不登校については、家庭・学校・関係機関と連携しながら、スクール・ソーシャル・ワーカー等の専門的人材などの活用により、個々の状態に応じた解決への支援を図ります。また、各学校における教育相談への対応力が向上するよう、ケース会議等を行い組織的な取り組みにつなげるよう支援していきます。	発達支援課 学校教育課

(2) ワーク・ライフ・バランスの普及・啓発

【関連する市民の主な意見等】



- ◇保護者が就労していない主な理由は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子育てをするため」の割合が最も高い
- ◇仕事と子育ての両立で大変なことは、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子どもが急病時の対応」の割合が最も高い（※いずれも二エーズ調査より）

項目	内容	担当課
①ワーク・ライフ・バランスの啓発	広報紙やホームページ等を活用し、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現に向けた啓発を進めます。	商工労政課
②ワーク・ライフ・バランスを実現できる労働環境の整備促進	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現のための啓発を進めるとともに、労働基準法の遵守、労働時間短縮、フレックスタイム制や在宅勤務制度の普及を企業、経済団体とともに進めます。	商工労政課
③育児休業制度の活用促進	妊娠中や子育て中でも働き続けられるように、妊婦の家庭・子育て家庭に育児休業のための休暇等の制度を周知し、積極的に活用するよう啓発に努めます。	商工労政課
④事業者が主体となる次世代育成支援についての啓発	企業や経済団体が男女共同参画の視点に立ちながら、子どもを産み育てることの社会的意義について理解を深め、妊娠、育児中の従業員に対して配慮し、柔軟でゆとりある多様な働き方ができる労働条件を整えるよう、助言や啓発を進め、働き方の見直しを促進します。	商工労政課

(3) 男女共同参画の推進

【関連する市民の主な意見等】



- ◇子育てを主に行っている方は、就学前児童の保護者で5割程度、小学生児童の保護者で4割程度が「母親」（※ニーズ調査より）
- ◇現在も育休取得は女性の方が多く、男性はなかなか取得しづらい状況
- ◇性別役割分担意識が解消に向かっているとは言いがたい（※ヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①男女共同参画の啓発	男女の固定的な役割分担意識を変え、男女がともに子育てや家事を担い、家庭を築く喜びを分かち合うことができるよう、「甲賀市男女共同参画計画（甲賀市女性活躍推進計画）」に基づいて、人権教育と関連づけた学校教育、社会教育の充実や広報などを通じた市民や事業所への啓発に努めます。	商工労政課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
②男性の育児休業取得促進	男性の育児休業取得率が向上するよう意識改革の取り組みを進めます。	商工労政課
③父親の育児参加促進	子育て家庭の父親に対しては、プレパパママ教室等の各種教室・講座への参加を促し、パートナーの妊娠について知識を得て、父親としての自覚を高めるための啓発を進めます。	すこやか支援課 子育て政策課 商工労政課
④女性の職業生活における活躍の推進	女性の起業・キャリアアップ支援や、女性のための就労支援に取り組みます。	商工労政課

(4) 家庭の育児力や教育力の強化

【関連する市民の主な意見等】



- ◇子育てに対する不安・負担は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに5割程度が「感じる」と回答（※ニーズ調査より）
- ◇家庭での教育力、特に食に対する関心が低い（※ヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①幸せな家庭を築くための学習機会づくり	保護者が子育ての基本は家庭にあることの認識を持ち、自信と心のゆとりを持って子育てするとともに、生活習慣や家族関係を良好に保てるよう、親や祖父母への講演や学習機会を設けます。	子育て政策課
②家庭教育や育児に関する学習機会の充実	家庭内での子どもの家事分担を通じた生活学習やしつけを保護者がおろそかにしないよう、家庭教育の啓発や育児に関する学習機会の充実に努めます。	子育て政策課
③愛郷心を育む学習機会の充実	保護者が身近な地域とのつながりや甲賀市に対する愛郷心を大切にし、その心を子どもにも伝えられるよう、各種学習機会や懇談会を通じて促します。	子育て政策課 社会教育 スポーツ課
④家庭における教育力の充実	家庭におけるしつけ、教育力の向上を図るため、保護者への啓発を常に行っていきます。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
⑤保護者同士が学び合える交流の機会づくり	園庭開放やサークル活動をはじめとした交流活動を促進し、保護者同士が学び合う環境づくりに努めます。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課

基本方針4 特別な配慮等を要する子どもや保護者への支援

(1) 障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援

【関連する市民の主な意見等】



- ◇ 特別に支援が必要な子どもが、年々増加
- ◇ 地域によっては、放課後等デイサービスの満所状態が続いており、ニーズに応じた新規の受け入れが難しい（※いずれもヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①障がいについての正しい理解に向けた啓発	「甲賀市障がい者基本計画」に基づき、障がい者週間、障がい者の権利条約等の周知をはじめ、市民一人ひとりが障がいについての正しい理解と認識を持てるよう、積極的な広報・啓発に努めます。また、発達障がいについては、正しい理解を広げるために、保護者や教育関係者への研修会をはじめ、地域や企業に向けても理解促進を進めます。	人権推進課 障がい福祉課 子育て政策課 発達支援課
②専門性の向上等、相談支援体制の充実	相談員の研修やスクールカウンセラー等との連携により、対応の専門性の向上に努めます。特に、発達障がい児等に関わる相談に適切な対応ができるよう、支援スキルの向上を図り、保護者がより相談しやすい環境づくりを進めるなど、相談支援体制のさらなる強化に努めます。	障がい福祉課 すこやか支援課 発達支援課 学校教育課
③特別支援教育、早期療育事業、発達相談の充実	発達支援が必要な子どもを早期発見し、発達に応じた適切な支援をするため、乳幼児健診、発達相談、親子教室、早期療育支援事業、保育園・幼稚園での対応、学齢期における支援の移行の充実に努めます。	すこやか支援課 保育幼稚園課 発達支援課 学校教育課
④学齢期における切れ目のない連携支援	学齢期においては、一人ひとりの発達や障がいの状況等に応じたニーズを把握し、支援を一体的かつ持続的に提供できるよう発達支援体制を整え、関係課、学校、関係機関の連携・協議を図り、発達を支援します。	障がい福祉課 すこやか支援課 発達支援課 学校教育課
⑤「ここあいパスポート」の運用及び啓発	本人・家族と支援者が、支援情報及び本人・家族の願いや想いを共有・応援し、本人の支援につながり、有効活用できるように啓発に努めます。	すこやか支援課 発達支援課 保育幼稚園課 学校教育課
⑥障がい福祉サービスの充実	障がいのある子どもを持つ家庭への生活支援として、居宅介護サービス、短期入所等さまざまな障がい福祉サービスの充実に努めます。	障がい福祉課
⑦日常的に医療処置が必要な子どもに対する支援の充実	日常的に医療処置が必要な子どもに対する支援の充実に努めます。	福祉医療政策課 障がい福祉課 すこやか支援課 保育幼稚園課 学校教育課

項目	内容	担当課
⑧放課後等の支援の充実	障がいのある子どもの放課後や長期休暇中の療育を継続的に提供するため、放課後等デイサービス事業において、対象児童の受け入れの充実に努めます。また、児童クラブ事業や放課後子ども教室においても、障がいのある子どもの受け入れについて、支援を強化します。	障がい福祉課 子育て政策課 社会教育 スポーツ課
⑨障がいのある子どもの居場所づくり	障がいのある子どもの遊び場や居場所を確保するため、日中一時支援事業の充実、タイムケア事業の継続実施等を図り、障がいのある子どもがさまざまなかたちで活動・体験ができる場を確保します。また、サマースクール等のボランティアの積極的な参画を促します。	障がい福祉課
⑩保育園、幼稚園、学校等のバリアフリー化	保育園、幼稚園、学校において、バリアフリー化が早期に進むよう、必要度の高い場所から改善し、障がいの状態や特性に応じた施設や設備の改善に努めます。	保育幼稚園課 教育総務課
⑪子どもの特性に応じた支援の強化	児童発達支援事業に関わる職員の資質向上と事業の質の向上及び教育相談事業の体制強化に努めます。また、こじか教室、幼児ことばの教室等の就学前の発達支援の充実のための体制整備を図ります。	発達支援課

(2) ひとり親家庭への支援

【関連する市民の主な意見等】



◇ひとり親家庭に対する悩みの対応範囲に限界、家庭全体への支援の必要性を感じる
 ◇ひとり親家庭は、迎えの時間や子育ての精神面のしんどさなどが感じられる
 (※いずれもヒアリング調査より)

項目	内容	担当課
①市民啓発の推進	ひとり親家庭の置かれている状況を周囲が理解し、支援できるよう、市民啓発を進めます。	子育て政策課
②相談体制の充実	ひとり親家庭等の生活の安定に向け、各課における相談体制の充実に努めるとともに、個々の家庭の状況やニーズを踏まえ、必要に応じて支援機関や団体との連携を図ります。	生活支援課 子育て政策課 学校教育課
③ふれあい交流事業の実施	関係する団体等と連携のもと、ひとり親家庭同士が交流し、情報収集や相談ができる場として「ふれあい交流事業」を実施します。	子育て政策課
④家事援助の実施	ひとり親家庭の家事や子育てを支援するため、ひとり親家庭家事援助派遣等事業を実施します。	子育て政策課
⑤ひとり親家庭の自立に向けての支援	ひとり親家庭の母または父に対する就労支援、資格の取得、貸付制度の利用など自立のための支援を進めます。	子育て政策課
⑥各種手当等の支給	ひとり親家庭等の生活の安定と児童の健全な育成等を目的に、児童を扶養している世帯に対し、児童が満18歳に到達する年度まで児童扶養手当を支給します。また、ひとり親家庭等における子どもの小中学校入学時に、ひとり親家庭等入学支度金を支給します。	子育て政策課
⑦ひとり親家庭等への経済的支援	ひとり親家庭等の経済的負担の軽減を目的に、ひとり親家庭等の親及び子どもの入院・通院にかかった医療費の助成を行います。また、保育・教育や児童クラブなどにおいて、負担軽減となる支援を行います。	保険年金課 子育て政策課 保育幼稚園課

(3) 外国人の子どもやその家庭への支援

【関連する市民の主な意見等】



- ◇外国籍児童、保護者の言葉や文化の違いへの対応や伝達に難しさを感じる
- ◇外国語を話せるボランティアを受け入れ、母国語による支援を実施しているが外国にルーツのある子どもへの日本語支援体制が不十分
(※いずれもヒアリング調査より)

項目	内容	担当課
①国際交流・国際理解の促進	国際交流事業を進め、子どもたちの国際理解を促します。	政策推進課 学校教育課
②相談及び生活支援	外国人の子育て家庭の状況に応じて、必要な相談及び日本語支援に柔軟に取り組みます。	政策推進課 生活環境課 子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課
③外国人世帯への情報提供	外国人世帯への周知や子育てに関する意識啓発に向けて、多言語により情報提供を行います。	政策推進課 生活環境課 子育て政策課 学校教育課

(4) 子育て家庭の経済的負担等の軽減

【関連する市民の主な意見等】



- ◇不適切な子育て防止のために必要なことは、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子育てにおける経済的な支援」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ◇小学校6年生まで医療費負担がなくなったことは、大変ありがたかった（※ニーズ調査（自由意見）より）

項目	内容	担当課
①児童手当の支給	家庭等における生活の安定に寄与するとともに子どもの健やかな成長に資するため児童手当を支給します。	子育て政策課
②教育費の援助	各家庭の収入状況などに応じ、要保護、準要保護児童生徒就学援助、特別支援教育就学奨励及び奨学資金給付などによる教育費負担の軽減に向けた取り組みを進めます。	学校教育課
③保育料等の減額・免除及び補助	幼児教育・保育の無償化に対応するための給付を適切に実施するとともに、低所得世帯・多子世帯の保護者負担の軽減を目的とした幼稚園・保育園の保育料等の減額・免除の周知に努めます。	保育幼稚園課
④子育て応援医療の充実	子育て家庭の負担軽減のため、子育て応援医療給付を実施するとともに、福祉医療費助成の対象年齢の拡大について調査・研究を行います。	保険年金課
⑤学習支援事業の充実	生活困窮家庭等の小学生、中学生、高校生、高校中退者及び中学卒業後、進学や就労をしていない高校生年代を対象に学習支援や居場所づくりを行います。	生活支援課

基本方針5 すべての子どもと子育て家庭を支える環境整備

(1) 母親や子どもの健康の確保

【関連する市民の主な意見等】



- ◇すこやか相談などは利用していますが、日頃のささいなことを話せるような場所があるといいなと思う
- ◇予防接種、段々ややこしくなっているため、わかりやすい説明や時期にハガキでお知らせなどがあると助かる（※いずれもニーズ調査（自由意見）より）

項目	内容	担当課
①健診等の受診率の向上	乳幼児健診や予防接種について、受診勧奨や接種勧奨を実施し、受診率の維持向上に努めます。	すこやか支援課
②健康づくりのための情報提供の充実	妊婦や保護者が健康について理解を深め、基本的な生活習慣づくりにつながるよう支援します。そのために、産後教室、乳幼児健診、健康教室などさまざまな機会において、こころとからだの健康に必要な情報を提供します。	すこやか支援課
③不妊治療・不育治療への支援	不妊治療について、県の相談窓口や医療費助成制度などを活用するとともに、市の治療費助成事業を継続して実施します。また、不育症治療等に要した医療保険適用外の費用の一部を助成する不育治療費助成事業を継続して実施します。	すこやか支援課
④妊娠早期からの相談・指導の充実	妊娠届出時の保健師の面談等、妊娠期のできるだけ早い時期から出産や育児への不安を軽減するための相談、指導を重視します。	すこやか支援課
⑤ハイリスク出産等への対応充実	何らかの問題の兆候をみせたり、すでに問題が生じている妊婦に対して、個別指導と医療機関等の関係機関との連携により妊娠期から出産後の育児まで一貫したフォローに努めます。	すこやか支援課
⑥相談窓口の充実	子どもを安心して産み育てられるよう、心身の健康に関する相談をはじめ、望まない妊娠や若年の妊娠・出産など、さまざまな相談にも柔軟に対応できる相談体制整備に努めます。また、気軽に相談できるよう、来所や電話、インターネット等での相談にも対応します。	すこやか支援課 子育て政策課
⑦乳幼児期の食育の推進	園や家庭での総合的な食育推進に向けて、乳幼児健診、健やか相談、健康教室、親子食育講座等の幅広い機会を通じて、食育の原点である子どものときからの規則正しい生活リズムや食生活に関する意識を高め、健康で心豊かに暮らせるように食育を推進します。	すこやか支援課 保育幼稚園課
⑧妊婦・新生児健診、助成の充実	妊婦健診、マタニティ歯科健診、新生児聴覚検査助成、乳幼児健診の実施を継続します。	すこやか支援課

(2) 小児医療・保健の充実

【関連する市民の主な意見等】



- ◇急病時に医療機関が見つからずに困った経験が「あった」と回答した保護者が、就学前児童・小学生児童ともに2割以上
- ◇今後重要な子育て支援について「安心して子どもが医療機関にかかる体制の整備」と回答した保護者が、就学前児童・小学生児童ともに3割以上（※いずれも二重調査より）

項目	内容	担当課
①小児医療の確保	休日や夜間診療も含めた現在の小児医療体制を確保していけるよう、関係機関等に働きかけます。また、保護者の適切な受診判断を促進するため、「小児救急電話相談」等に関する情報提供や医療機関受診のモラルの啓発に努めます。	福祉医療政策課 すこやか支援課
②地域保健と学校保健との連携体制の確立	学校保健委員会の場の活用をはじめ、地域保健と学校保健の日常的な連携体制を確立します。	すこやか支援課 学校教育課
③各種検診の充実	学校保健法に基づき、各学校で定期的に健康診断を行うとともに、実施上の課題があれば、県教委の指導のもと、随時対応を検討していきます。	学校教育課
④こころの健康を守る人材の確保	スクールカウンセラー等、専門的人材の確保や教員の研修によって、子どもの心の問題に対応します。教育相談員・支援員の確保については、市独自の配置が一層充実するよう検討を進めます。	発達支援課 学校教育課

(3) 子どもの学習機会の充実

【関連する市民の主な意見等】



- ◇夏休み中は宿題や学習面で教えてもらえる場所や指導してもらえる方などがあればよいと思います（※ニーズ調査（自由意見）より）
- ◇放課後や長期休暇中に教室で学習できる場を設けてほしい（※ニーズ調査（自由意見）より）
- ◇小学校で人生設計ができるようなプログラムの勉強が必要（※ヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①子どもの読書活動の推進	赤ちゃんから本に親しむ習慣づくりに向けた読書環境の整備や人材の確保等、視覚等の障がいの有無に関わらずすべての児童・生徒が読書活動に取り組めるよう努めます。	子育て政策課 保育幼稚園課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
②「生きる力」を育む教育・人権教育	子どもが自ら学ぼうとする意欲を持ち、社会に対応していける力を身につけられるよう、「生きる力」を育む教育と人権を大切にする教育を推進するため、指導訪問や人員配置の充実を図ります。	生活支援課 人権推進課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
③愛郷心を育める学習機会の充実	本市の美しい自然や豊かな歴史文化を守り、伝承、活用することによって、子どもたちが自然や歴史文化に親しみながら愛郷心を育める環境づくりと体験学習の機会を充実します。	社会教育 スポーツ課 学校教育課
④多様な学習機会の提供と指導者の確保	人権を大切にするための学習、乳幼児から本に親しめる機会、環境問題への理解を促す環境学習、介護等の体験を通じた福祉の学習、職場体験などの機会を充実するとともに、これらの指導者の発掘と育成に努めます。	人権推進課 子育て政策課 学校教育課
⑤多様な学習活動の支援と拠点の確保	図書館、公民館をはじめ各学習施設の運営による良質なサービスや、市民活動の個性を尊重し、多様な学習プログラムの展開や学習の場の確保を図ります。	生活支援課 社会教育 スポーツ課
⑥体験学習機会の充実	青少年の人間性や社会性を育むため、ボランティア体験、職業体験等の機会を設けます。また、市青少年育成市民会議への活動支援等、関係機関との連携に努めます。	学校教育課 社会教育 スポーツ課
⑦生命の大切さを学ぶ性教育の充実	学校を中心とした一定学年以上の性教育を通じ、生命の大切さなどを含めた体系的なプログラムを提供します。	学校教育課
⑧喫煙や飲酒・薬物使用に関する指導の徹底	未成年の喫煙や飲酒及び薬物使用に関して、警察署や少年センター、家庭、地域、学校が連携し、正しい知識の提供と正しい判断力を養うための取り組みを進めます。	すこやか支援課 学校教育課
⑨優れた文化・芸術に親しめる機会の充実	子どもが甲賀市や国内外のさまざまな優れた文化・芸術に親しみ、理解を深められるよう、年間を通じた鑑賞・体験機会の拡充を図ります。	社会教育 スポーツ課
⑩発表の機会づくり・イベント開催支援	子どもの豊かな才能を発表できる機会の充実を図ります。	社会教育 スポーツ課
⑪スポーツ・レクリエーションによる交流機会の充実	子どもの心身の育成のため、総合型地域スポーツクラブ活動やスポーツ少年団活動を通じて、スポーツやレクリエーション等の交流機会の充実を図ります。	社会教育 スポーツ課

(4) 安心・安全な子育て環境の整備

【関連する市民の主な意見等】



- ◇子どもの交流の場で困ることは、就学前児童・小学生児童の保護者いずれも「雨の日に遊べる場所がない」「近くに遊び場がない」の割合が高い（※ニーズ調査より）
- ◇学校までの登下校、通学路が危険な箇所が多い（※ニーズ調査（自由意見）より）
- ◇通学路や、子どもの利用する施設周辺の歩道が整備されていない（※ヒアリング調査より）

項目	内容	担当課
①通学路など安全な道路環境の整備	通学路の危険箇所については、通学路合同点検において危険な箇所などを警察等の関係機関と点検しており、点検結果に基づいて安全対策を実施していますが、未就学児が集団で移動する経路を含め、通学路以外の道路においても安全な道路環境の整備に努めます。	建設事業課 学校教育課 保育幼稚園課
②交通安全教育の推進	幼稚園・保育園・認定こども園における交通安全教室や、警察等の各種団体と連携し、命を大切にす気持ちと安全な行動を身につけられるよう交通指導を実施します。また、警察署等と協力しながら、市内の保育園、幼稚園、小・中学校において交通安全教室等に取り組みます。	生活環境課 保育幼稚園課 学校教育課
③地域防犯体制の強化促進	子どもを犯罪から守るため、地域の防犯団体を組織し、「甲賀市あんぜん・あんしんなまちづくり市民会議」の総会や啓発活動を実施します。また、地域の住民やPTAが協力しながら登下校時の見回りや日常的な子どもへの声かけなどを積極的に行う地域防犯体制の強化を促します。さらに、スクールガード研修会を実施するとともに、スクールガードによる見守り活動や活動団体への支援・指導を進めます。	生活環境課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
④子どもの緊急避難場所の確保充実	警察と連携し、子どものための地域の緊急避難所の充実を図るとともに、こども110番制度の活用における課題について見直しや検討を進めます。	学校教育課 社会教育 スポーツ課
⑤学校における防犯意識の向上	学校において、不審者からの避難指導、携帯電話などを使った犯罪への注意を行うとともに、警察と連携して各小中学校で防犯教室・不審者対応訓練を実施し、子どもの防犯意識の向上を図り、避難方法の指導を行います。	生活環境課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
⑥家庭における防犯指導の啓発	かふか安全メールの充実と活用促進とともに、地域の公民館等で子どもを犯罪から守るための出前講座を実施し、家庭における防犯指導を呼びかけます。	生活環境課 学校教育課 社会教育 スポーツ課
⑦関連施設の安全対策の充実	施設への不審者の侵入防止を図るため、設備の充実や来訪者チェックや名札着用、不審者対応訓練などの安全対策の充実に努めます。	教育総務課 学校教育課
⑧地域での防災訓練の促進	地域の総合防災訓練に参加することにより、地域での防災意識の高揚を図り、子どもの安心安全に配慮した地域での防災訓練の実施につなげます。	危機管理課

項目	内容	担当課
⑨教育機関での防災訓練の充実	関係機関との連携のもと、保育園及び幼稚園、学校において防災訓練を行い、より実地的な訓練となるよう工夫に努めます。	保育幼稚園課 学校教育課
⑩子どもが利用する施設における安全管理体制の強化	保育園や幼稚園、学校、公園など、子どもが利用する施設の定期的な点検を行い必要箇所については早期改修に努めるなど、安全管理体制の強化に取り組むとともに、安全管理の重要性を促し、地域における安全への取り組みを支援します。	保育幼稚園課 建設管理課 教育総務課 社会教育 スポーツ課
⑪子育て家族が快適に利用できる公共施設の整備	公共施設について、子ども連れで快適に利用できるよう授乳室、育児設備などの段階的整備に努めます。	管財課
⑫だれもが暮らしやすいまちづくりの推進	子どもや小さい子ども連れの親をはじめ、あらゆる人が不自由なく快適に利用できるよう環境やサービス、製品をデザインするユニバーサルデザインをまち全体で共有できるよう、検討と具体的取り組みを進めます。また、公益性の高い施設等の整備については、だれもが住みたくなる福祉滋賀のまちづくり条例に基づく指導を行っていきます。	生活支援課 障がい福祉課 住宅建築課
⑬子どもの居場所づくり	保育園や幼稚園、学校、公民館、児童館、地域の集会所、空き店舗等などの柔軟な有効活用によって、子どもの居場所や、親子が雨の日でも気軽に楽しく遊べる遊び場を確保していきます。	関係各課
⑭公園の充実	身近な公園で子どもが安全に遊び、世代を超えてだれもが集えるよう、管理・改修に努めます。	建設管理課
⑮放課後子ども教室の推進	安心して安全な子どもの居場所を設け、地域の参画を得た「放課後子ども教室」を実施します。	社会教育 スポーツ課
⑯有害な情報等からの保護	立入調査等を実施しながら有害図書の排除を行うとともに、白ポスト設置による回収に取り組むとともに、市民団体との連携を図り、有害な看板やチラシの設置防止、除去を進めます。また、インターネットや携帯電話の正しい使い方の啓発・指導に取り組めます。	社会教育 スポーツ課

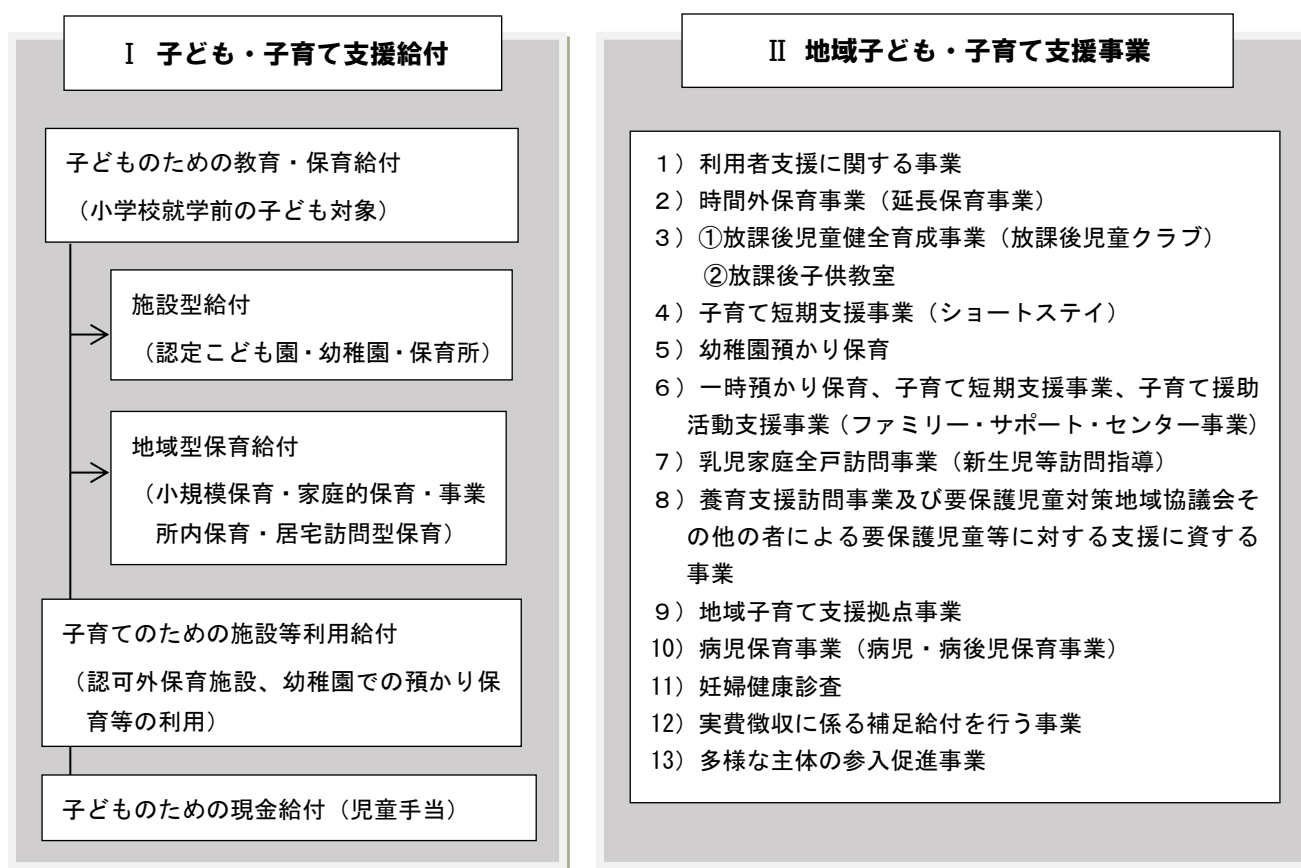
第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の提供体制の確保

1 子ども・子育て支援制度の概要

(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づき実施される、子ども・子育て支援の制度であり、主なポイントとしては「認定こども園の普及」、「保育の量的拡大・確保」、「地域子ども・子育て支援の充実」などが挙げられます。

また、幼児教育・保育の無償化により、新たに施設等利用給付が新設され、施設等利用費が支給されます。



(2) 対象となる施設・事業

①子どものための教育・保育給付（施設型給付）

施設種別	利用できる保護者	対象となる子ども	内 容
幼稚園	制限なし	3歳～就学前	小学校以降の教育の基礎をつくるための幼児期の教育を行う学校です。教育時間終了後の預かり保育なども実施しています。 新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。
認可保育園	共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	就労などのため家庭で保育できない保護者に代わって保育する施設です。子どもの状況や発達過程を踏まえ、保育園における環境を通して、養護及び教育を行います。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。
認定こども園	短時部：制限なし 長時部：共働き世帯など、家庭での保育ができない保護者	0歳～就学前	小学校就学前の子どもの教育と保育を一体的に提供するとともに、子育て支援事業を行う施設で、幼稚園機能（短時部）と保育所機能（長時部）の両方の役割を果たします。 0～2歳は住民税非課税世帯・3歳以上は利用料が無償となります。

②子どものための教育・保育給付（地域型保育給付）

地域型保育は、市の認可事業として、年度を通じて待機児童の発生しやすい0歳児～2歳児を対象とする事業です。地域のさまざまな状況に合わせて保育の場を確保します。

事業種別	内 容
家庭的保育	家庭的保育事業者が、家庭的な雰囲気の中で少人数（定員1人から5人まで）を対象にきめ細やかな保育を行います。
小規模保育	少人数（定員6人から19人まで）を対象に、家庭的保育に近い雰囲気の中できめ細やかな保育を行います。
事業所内保育	事業所の保育施設などで、従業員の子どもだけでなく、地域の保育を必要とする子どもと一緒に保育を行います。
居宅訪問型保育（障がい児向け）	障がい・疾患などで個別のケアが必要な場合などに、保護者の自宅で1対1で保育を行います。
居宅訪問型保育（待機児童向け）	認可保育所の入所が待機となった子どもを対象に保護者の自宅にベビーシッターを派遣し、1対1の保育を行う事業です。

③子育てのための施設等利用給付

幼稚園（旧制度）、認可外保育施設、預かり保育等の利用に係る支援を行います。

施設種別	対象となる子ども	利用支援の内容
子どものための教育・保育給付の対象外である幼稚園（旧制度）	3歳～就学前	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化。
特別支援学校の幼稚部	3歳～就学前	3～5歳の就学前の障がいのある子どもの発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料を無償化。
認可外保育施設	0歳～就学前	保育の必要性があると認定された3～5歳を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）までの利用料を無償化。0～2歳については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料を無償化。
預かり保育事業	3歳～就学前	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料を無償化。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業	0歳～就学前	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）または特定地域型保育事業を利用できていない方で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳～5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができる。

④地域子ども・子育て支援事業

本市が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第59条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

事業名 ※（ ）は、本市における事業名	事業概要	提供区分
①利用者支援事業	子どもまたはその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業 また、妊娠から子育て期にわたるまでの母子保健や育児に関する相談支援等を実施し、個々に応じた支援計画を作成する事業	全市
②時間外保育事業 （延長保育事業）	保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、認定こども園、保育園等において保育を実施する事業	提供区域
③実費徴収に係る補足給付を行う事業	保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業	全市

事業名 ※（ ）は、本市における事業名	事業概要	提供区分
④多様な主体が参入することを促進するための事業	特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業	全市
⑤放課後児童健全育成事業 (児童クラブ事業)	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業	提供区域
⑥子育て短期支援事業 (ショートステイ事業、トワイライトステイ事業)	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業【短期入所生活援助事業(ショートステイ事業)及び夜間養護等事業(トワイライトステイ事業)】	全市
⑦乳児家庭全戸訪問事業 (こんにちは赤ちゃん事業)	生後3か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業	全市
⑧養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業 (育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会)	<p>【養育支援訪問事業】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業</p> <p>【子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業(その他要保護児童等の支援に資する事業)】 要保護児童対策地域協議会(子どもを守る地域ネットワーク)の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員(関係機関)の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業</p>	全市
⑨地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター、つどいの広場事業)	乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業	提供区域
⑩一時預かり事業 (一時預かり保育事業、幼稚園における預かり保育事業)	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間において、認定こども園、幼稚園、保育園、地域子育て支援拠点その他の場所において、一時的に預かり、必要な保護を行う事業	提供区域
⑪病児保育事業 (病後児保育事業)	病児について、病院・保育園等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等する事業	全市
⑫子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	乳幼児や小学生等の児童がいる子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業	全市
⑬妊婦健康診査事業 (妊婦健康診査事業)	妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業	全市

(3) 保育の必要性の認定

① 認定区分

子どものための教育・保育給付や子育てのための施設等利用給付の利用を希望する保護者に、利用のための認定（保育の必要性の認定）を受けていただきます。認定は6つの区分となっており、認定に応じて施設や事業などの利用先が異なります。

認定区分		対象となる子ども	利用できる主な施設・事業
教育・保育給付	1号認定	新制度幼稚園等のみを希望する満3歳以上の就学前の子ども	幼稚園 認定こども園（短時部）
	2号認定	満3歳以上で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時部）
	3号認定	満3歳未満で保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認可保育園 認定こども園（長時部） 地域型保育事業
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外のもの	幼稚園、特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校（満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号）
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、保護者の就労や疾病などにより、家庭での保育が困難な子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

② 保育を必要とする事由

保育園などで保育を希望する場合の保育認定（2号認定、3号認定、新2号認定、新3号認定）にあたっては、保護者のいずれもが、次のいずれかに該当することが必要です。

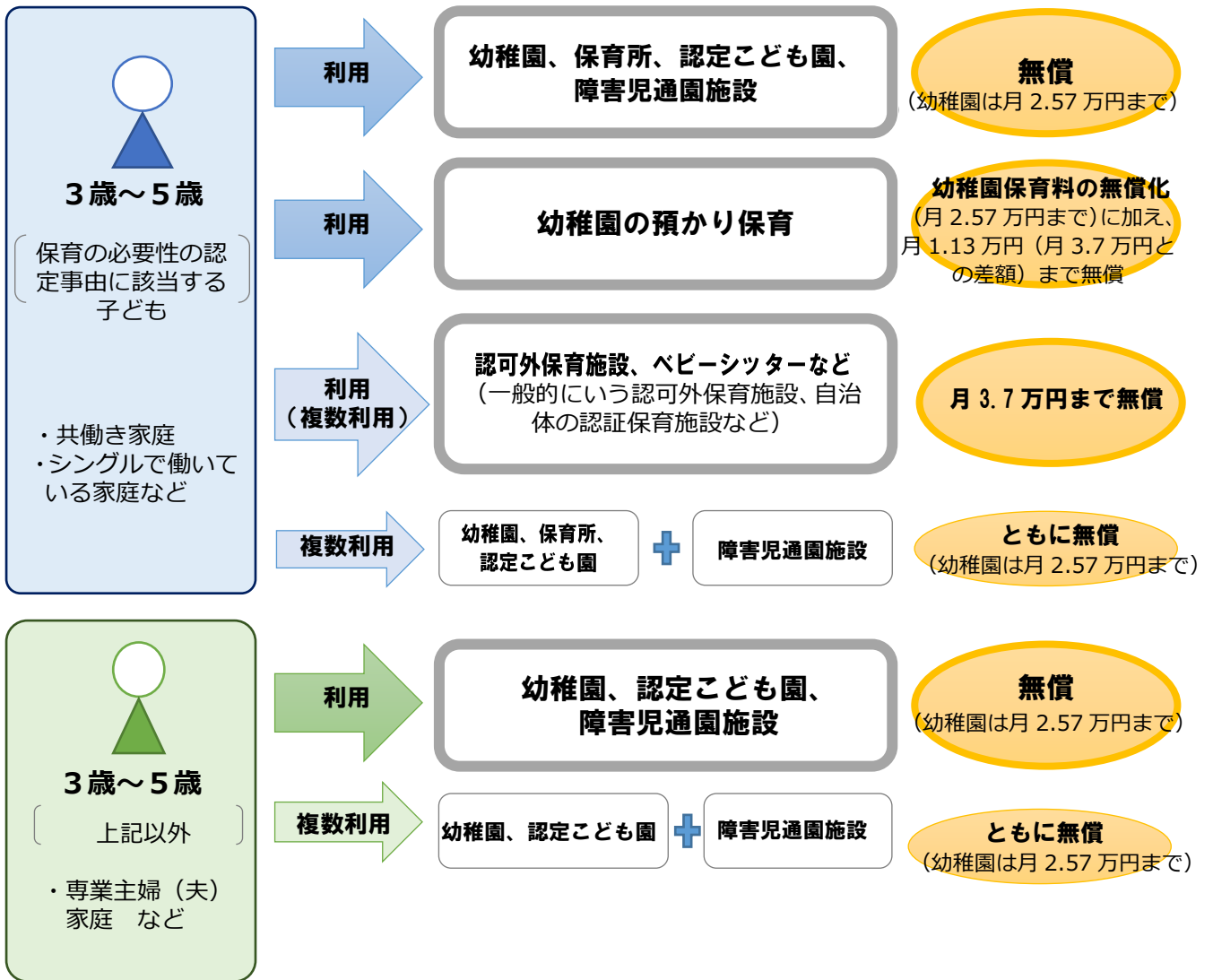
- ・ 就労（月48時間以上）
- ・ 妊娠、出産
- ・ 疾病、障がい
- ・ 同居または長期入院などを行っている親族の介護・看護
- ・ 災害復旧
- ・ 求職活動
- ・ 就学
- ・ 虐待やDVのおそれがあること
- ・ 育児休業取得時に、すでに保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること

③ 保育の必要量

保育の必要な時間に応じて、次のいずれかに区分されます。

- ・ 「保育標準時間」認定：フルタイム就労などを想定した利用時間（11時間以内）
- ・ 「保育短時間」認定：パートタイム就労などを想定した利用時間（8時間以内）

※幼児教育・保育の無償化の具体的なイメージ



(注1) 幼稚園の預かり保育や認可外保育施設を利用している場合、無償化の対象となるためには、保育の必要性の認定事由に該当することが必要となる。

住民税非課税世帯については、0歳～2歳児についても上記と同様の考え方により無償化の対象となる。この場合、月 4.2 万円まで無償。

(注2) 上記のうち認可外保育施設及びベビーシッターについては、認可外保育施設の届出をし、指導監督の基準を満たすものに限る(ただし、5年間の経過措置として、指導監督の基準を満たしていない場合でも無償化の対象とする猶予期間を設けるが、県への届出が必要)。

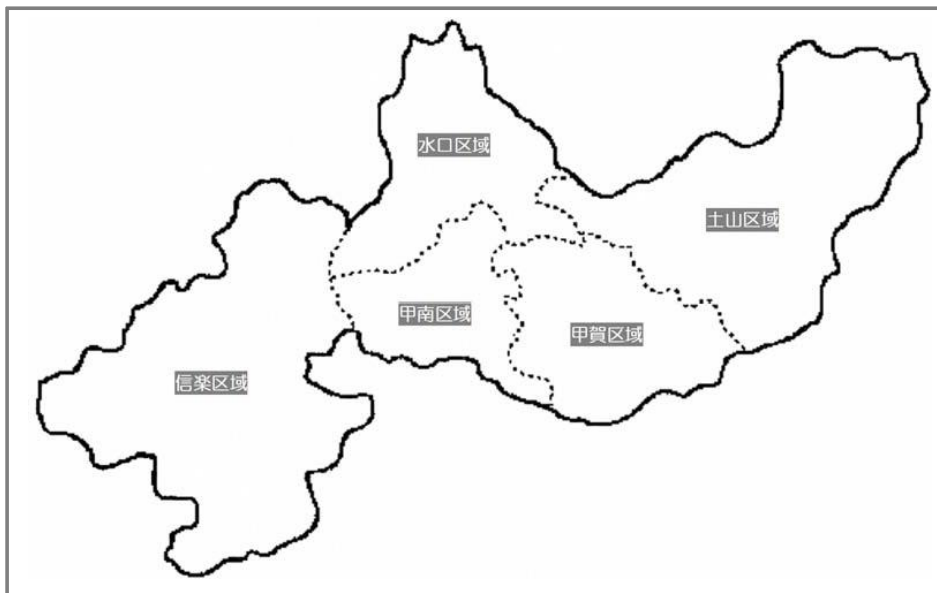
2 教育・保育提供区域

子ども・子育て支援法第 61 条第 2 項第 1 号において、教育・保育提供区域とは、「市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域」とされています。

自治体は、この教育・保育提供区域を設定し、区域ごとに需要の指標となる「量の見込み」と供給の指標となる「確保方策」のバランスをみて、教育・保育施設や地域の子育て支援等を計画的に整備、推進することが求められます。

本計画においても第 1 期計画を継承し、日常的な生活利便性を確保する生活圏域としてのまとまりがある次の 5 つの区域を「教育・保育提供区域」として設定します。

甲賀市の教育・保育提供区域（5 区域）
「水口区域」、「土山区域」、「甲賀区域」、「甲南区域」及び「信楽区域」



3 将来の子ども人口推計

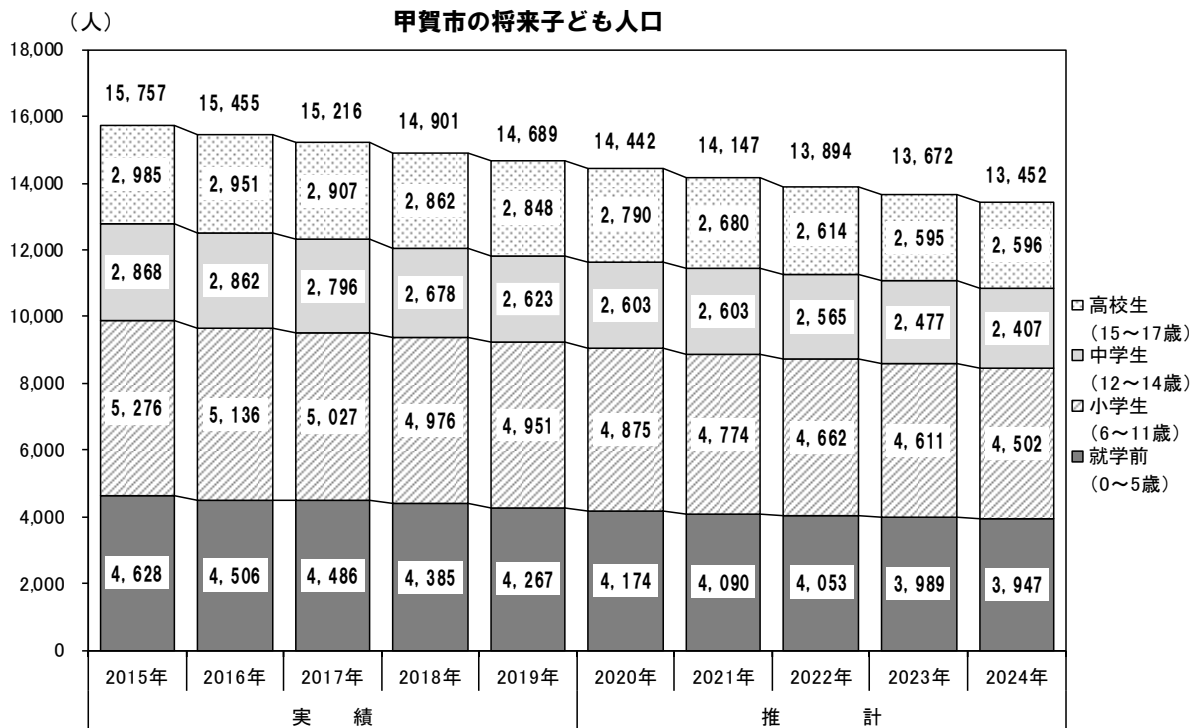
<推計方法>

2015年(平成27年)から2019年(平成31年)の住民基本台帳(各年4月1日)における実績人口の動勢から「変化率」を求め、これに基づき将来人口を推計する「コーホート変化率法」により推計

(1) 市全体の将来子ども人口

本市の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、2019年(平成31年)の14,689人から2024年(令和6年)には13,452人と、5年間で1,237人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども(0～5歳)については、4,267人から3,947人と320人程度の減少、小学生(6～11歳)については4,951人から4,502人と449人程度の減少、中学生(12～14歳)については2,623人から2,407人と216人程度の減少、高校生(15～17歳)については2,848人から2,596人へと252人程度の減少が、それぞれ見込まれます。



	実績					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
子ども人口	15,757	15,455	15,216	14,901	14,689	14,442	14,147	13,894	13,672	13,452
就学前(0～5歳)	4,628	4,506	4,486	4,385	4,267	4,174	4,090	4,053	3,989	3,947
0～2歳	2,261	2,147	2,105	2,035	2,031	2,002	2,000	1,952	1,915	1,878
3～5歳	2,367	2,359	2,381	2,350	2,236	2,172	2,090	2,101	2,074	2,069
小学生(6～11歳)	5,276	5,136	5,027	4,976	4,951	4,875	4,774	4,662	4,611	4,502
低学年(6～8歳)	2,590	2,531	2,459	2,394	2,400	2,410	2,382	2,265	2,201	2,121
高学年(9～11歳)	2,686	2,605	2,568	2,582	2,551	2,465	2,392	2,397	2,410	2,381
中学生(12～14歳)	2,868	2,862	2,796	2,678	2,623	2,603	2,603	2,565	2,477	2,407
高校生(15～17歳)	2,985	2,951	2,907	2,862	2,848	2,790	2,680	2,614	2,595	2,596
子ども人口の対人口比	17.0%	16.8%	16.6%	16.4%	16.2%	16.0%	15.7%	15.6%	15.4%	15.2%

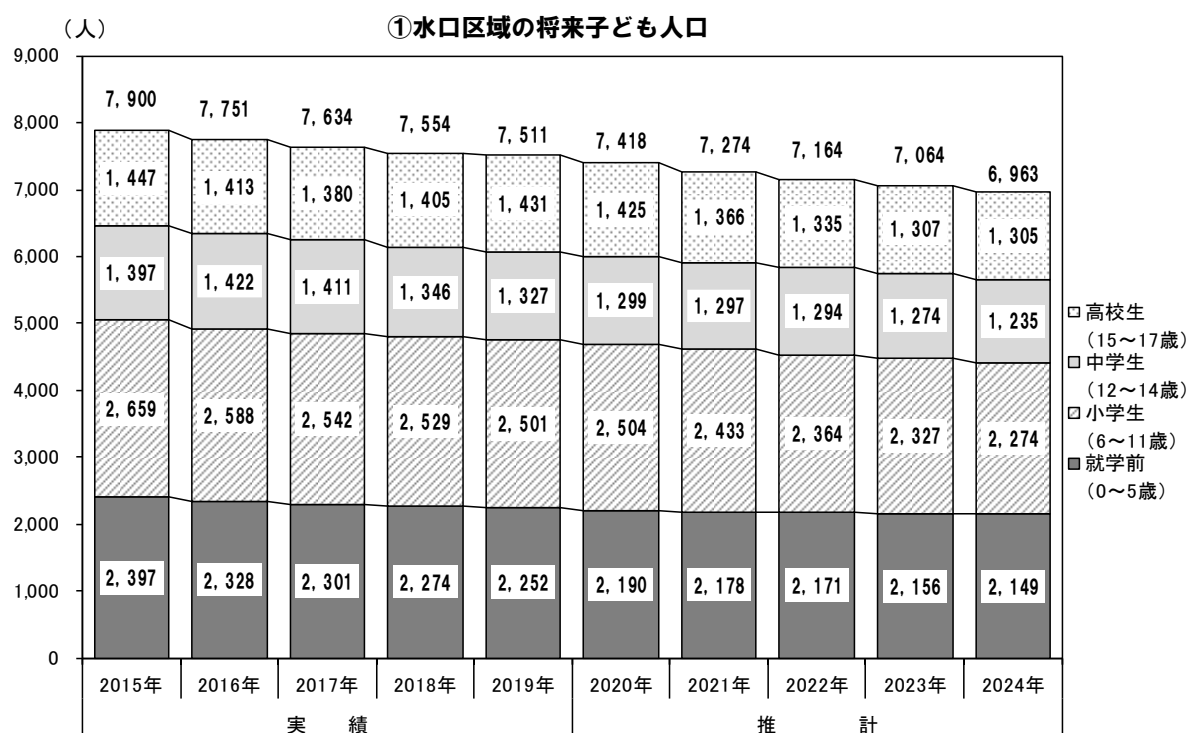
※実績値は住民基本台帳(各年4月1日現在)

(2) 教育・保育提供区域別の将来子ども人口

①水口区域

水口区域の0～17歳の子ども人口については今後も減少し、2019年（平成31年）の7,511人から2024年（令和6年）には6,963人と、5年間で548人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、2,252人から2,149人と103人程度の減少、小学生（6～11歳）については2,501人から2,274人と227人程度の減少、中学生（12～14歳）については1,327人から1,235人と92人程度の減少、高校生（15～17歳）については1,431人から1,305人と126人程度の減少が、それぞれ見込まれます。



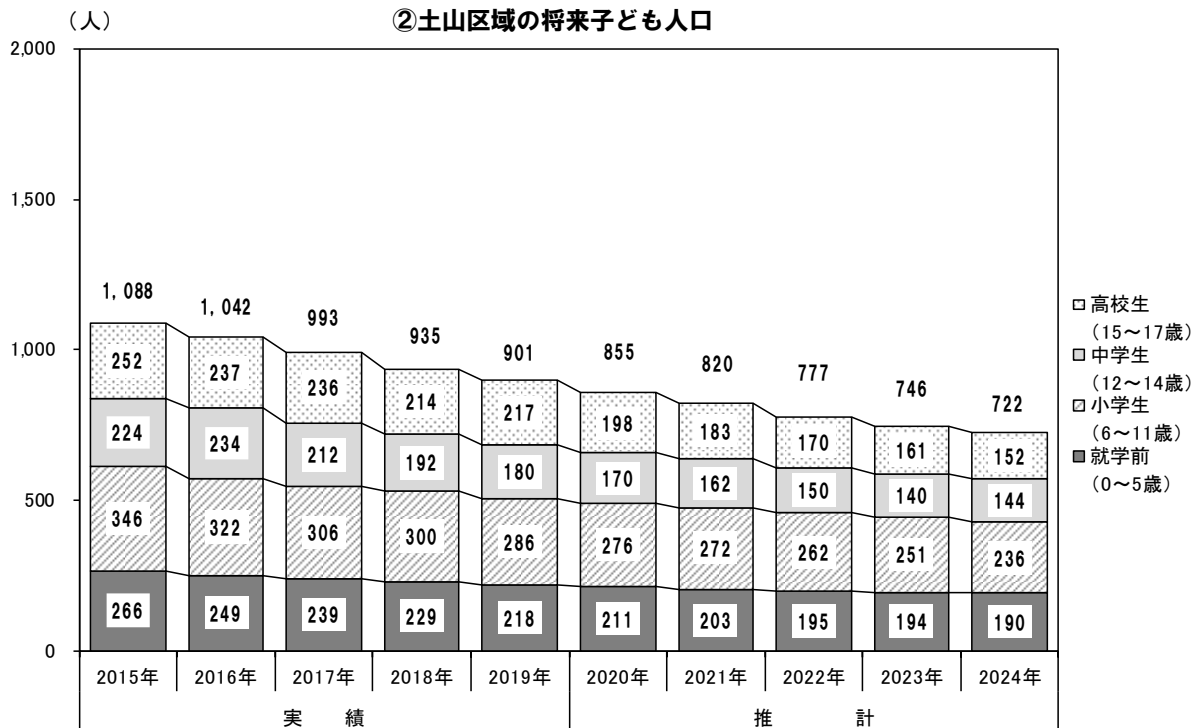
	実績					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
子ども人口	7,900	7,751	7,634	7,554	7,511	7,418	7,274	7,164	7,064	6,963
就学前 (0～5歳)	2,397	2,328	2,301	2,274	2,252	2,190	2,178	2,171	2,156	2,149
0～2歳	1,175	1,130	1,072	1,081	1,100	1,100	1,109	1,063	1,048	1,031
3～5歳	1,222	1,198	1,229	1,193	1,152	1,090	1,069	1,108	1,108	1,118
小学生 (6～11歳)	2,659	2,588	2,542	2,529	2,501	2,504	2,433	2,364	2,327	2,274
低学年 (6～8歳)	1,304	1,274	1,264	1,239	1,212	1,236	1,204	1,160	1,100	1,078
高学年 (9～11歳)	1,355	1,314	1,278	1,290	1,289	1,268	1,229	1,204	1,227	1,196
中学生 (12～14歳)	1,397	1,422	1,411	1,346	1,327	1,299	1,297	1,294	1,274	1,235
高校生 (15～17歳)	1,447	1,413	1,380	1,405	1,431	1,425	1,366	1,335	1,307	1,305
子ども人口の対人口比	19.4%	19.1%	18.7%	18.5%	18.3%	18.0%	17.7%	17.4%	17.1%	16.9%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

②土山区域

土山区域の0～17歳子ども人口については今後も減少し、2019年（平成31年）の901人から2024年（令和6年）には722人と、5年間で179人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、218人から190人と28人程度の減少、小学生（6～11歳）については286人から236人と50人程度の減少、中学生（12～14歳）については180人から144人と36人程度の減少、高校生（15～17歳）については217人から152人と65人程度の減少が、それぞれ見込まれます。



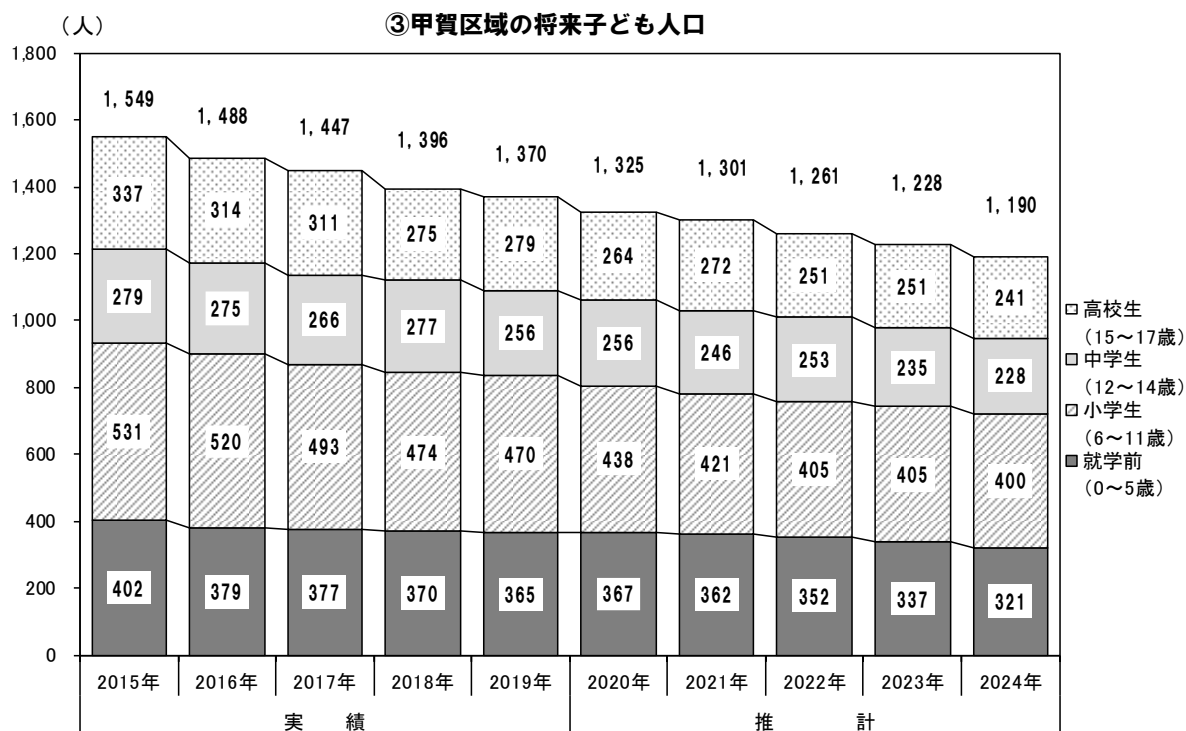
	実績					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
子ども人口	1,088	1,042	993	935	901	855	820	777	746	722
就学前 (0～5歳)	266	249	239	229	218	211	203	195	194	190
0～2歳	115	105	106	98	97	99	99	88	84	80
3～5歳	151	144	133	131	121	112	104	107	110	110
小学生 (6～11歳)	346	322	306	300	286	276	272	262	251	236
低学年 (6～8歳)	153	146	141	143	140	138	131	123	112	104
高学年 (9～11歳)	193	176	165	157	146	138	141	139	139	132
中学生 (12～14歳)	224	234	212	192	180	170	162	150	140	144
高校生 (15～17歳)	252	237	236	214	217	198	183	170	161	152
子ども人口の対人口比	13.5%	13.2%	12.8%	12.4%	12.1%	11.7%	11.4%	11.0%	10.8%	10.7%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

③甲賀区域

甲賀区域の0～17歳子ども人口については今後も減少し、2019年（平成31年）の1,370人から2024年（令和6年）には1,190人と、5年間で180人程度減少する見込みです。

このうち、就学前子ども（0～5歳）については、365人から321人と44人程度の減少、小学生（6～11歳）については470人から400人と70人程度の減少、中学生（12～14歳）については256人から228人と28人程度の減少、高校生（15～17歳）については279人から241人と38人程度の減少が、それぞれ見込まれます。



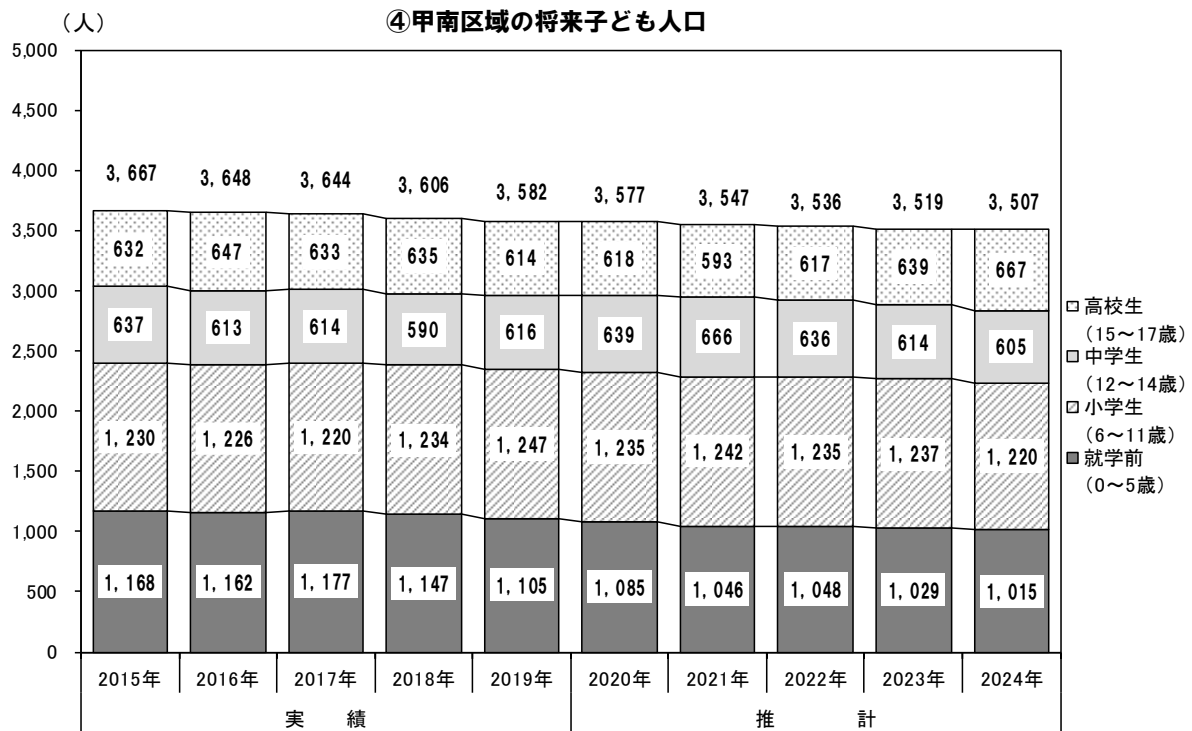
	実績					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
子ども人口	1,549	1,488	1,447	1,396	1,370	1,325	1,301	1,261	1,228	1,190
就学前 (0～5歳)	402	379	377	370	365	367	362	352	337	321
0～2歳	178	170	182	190	182	170	162	161	155	151
3～5歳	224	209	195	180	183	197	200	191	182	170
小学生 (6～11歳)	531	520	493	474	470	438	421	405	405	400
低学年 (6～8歳)	251	259	235	227	214	200	190	189	203	208
高学年 (9～11歳)	280	261	258	247	256	238	231	216	202	192
中学生 (12～14歳)	279	275	266	277	256	256	246	253	235	228
高校生 (15～17歳)	337	314	311	275	279	264	272	251	251	241
子ども人口の対人口比	14.7%	14.3%	14.1%	13.8%	13.7%	13.4%	13.4%	13.1%	13.0%	12.8%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

④甲南区域

甲南区域の0～17歳子ども人口については今後も減少し、2019年（平成31年）の3,582人から2024年（令和6年）には3,507人と、5年間で75人程度減少する見込みです。

このうち、就学前子ども（0～5歳）については、1,105人から1,015人と90人程度の減少、小学生（6～11歳）については1,247人から1,220人と27人程度の減少、中学生（12～14歳）については616人から605人と11人程度の減少、高校生（15～17歳）については614人から667人と53人程度の増加が、それぞれ見込まれます。



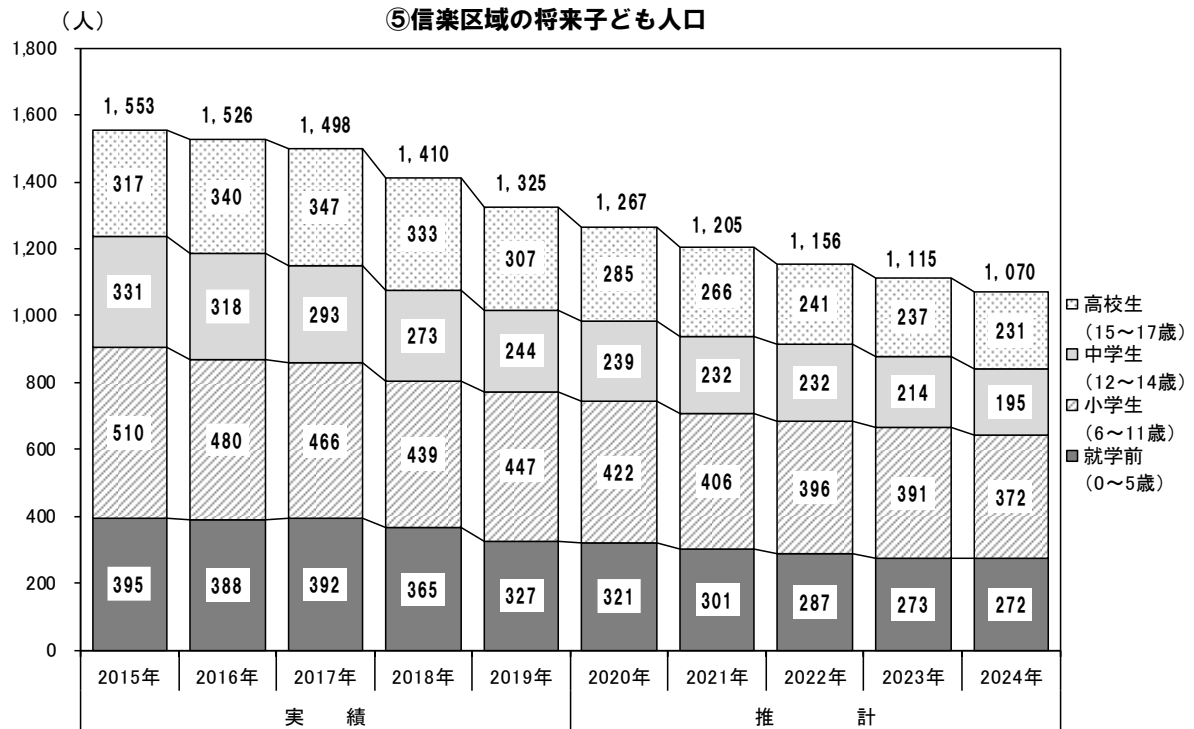
	実績					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
子ども人口	3,667	3,648	3,644	3,606	3,582	3,577	3,547	3,536	3,519	3,507
就学前 (0～5歳)	1,168	1,162	1,177	1,147	1,105	1,085	1,046	1,048	1,029	1,015
0～2歳	597	559	561	509	513	501	495	499	493	486
3～5歳	571	603	616	638	592	584	551	549	536	529
小学生 (6～11歳)	1,230	1,226	1,220	1,234	1,247	1,235	1,242	1,235	1,237	1,220
低学年 (6～8歳)	644	617	594	580	620	630	646	602	594	561
高学年 (9～11歳)	586	609	626	654	627	605	596	633	643	659
中学生 (12～14歳)	637	613	614	590	616	639	666	636	614	605
高校生 (15～17歳)	632	647	633	635	614	618	593	617	639	667
子ども人口の対人口比	17.5%	17.5%	17.4%	17.3%	17.2%	17.2%	17.1%	17.1%	17.0%	17.0%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

⑤信楽区域

信楽区域の0～17歳子ども人口については今後も減少し、2019年（平成31年）の1,325人から2024年（令和6年）には1,070人と、5年間で255人程度減少する見込みです。

このうち、就学前の子ども（0～5歳）については、327人から272人と55人程度の減少、小学生（6～11歳）については447人から372人と75人程度の減少、中学生（12～14歳）については244人から195人と49人程度の減少、高校生（15～17歳）については307人から231人と76人程度の減少が、それぞれ見込まれます。



	実績					推計				
	2015年	2016年	2017年	2018年	2019年	2020年	2021年	2022年	2023年	2024年
子ども人口	1,553	1,526	1,498	1,410	1,325	1,267	1,205	1,156	1,115	1,070
就学前 (0～5歳)	395	388	392	365	327	321	301	287	273	272
0～2歳	196	183	184	157	139	132	135	141	135	130
3～5歳	199	205	208	208	188	189	166	146	138	142
小学生 (6～11歳)	510	480	466	439	447	422	406	396	391	372
低学年 (6～8歳)	238	235	225	205	214	206	211	191	192	170
高学年 (9～11歳)	272	245	241	234	233	216	195	205	199	202
中学生 (12～14歳)	331	318	293	273	244	239	232	232	214	195
高校生 (15～17歳)	317	340	347	333	307	285	266	241	237	231
子ども人口の対人口比	12.6%	12.6%	12.5%	12.1%	11.6%	11.3%	10.9%	10.7%	10.5%	10.3%

※実績は住民基本台帳（各年4月1日現在）

4 教育・保育の量の見込みと確保の内容

(1) 幼児期の教育・保育の量の見込みの考え方

【量の見込みの考え方】

計画期間における「幼児期の教育・保育の量の見込み」は、原則として推計した将来の子ども人口に、教育・保育の認定の平成 27 年度からの実績に基づく認定率（年齢別人口に対する、認定者数の割合）を乗じて算出しています。

1号認定の認定率は、令和元年度を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増加見込みを幼稚園ニーズの減少ととらえ、減少率として加味し、設定しています。

2・3号認定の認定率は、令和元年度を基準値とし、ニーズ調査における保護者の就労意向に基づく潜在的保育ニーズの増加見込み等から、増加率を加味し、設定しています。

※2・3号認定については、上記の考え方により算出された量の見込みについて、令和元年度における令和2年度の申込状況を勘案し、一部調整

(2) 幼児期の教育・保育の量の見込みと確保の内容及び時期

教育・保育提供区域別の「教育・保育施設による確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。

この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備・調整等を計画的に実施していきます。

※量の見込みは、各年度4月1日時点の見込み

※確保の内容については各年度を通した確保量

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

令和2年度の入園申込状況では、保育料無償化制度により1号から2号へ移行を希望する3～5歳児が急増しています。また、水口区域における就労希望者のニーズが特に高く、2号・3号の増加が想定されます。そのため、幼保再編計画に基づき、地域内の提供量を見直しつつ確保していきます。

水口区域		令和2年度					令和3年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		1,090			353	747	1,069			350	759
①量の見込み(必要利用定員総数)		231	-	815	24	339	230	-	808	25	376
需要率		21.2%	-	74.8%	6.8%	45.4%	21.5%	-	75.6%	7.1%	49.5%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	322	-	837	72	413	270	-	808	72	431
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	11	23	0	-	0	20	33
	提供量合計	322	-	837	83	436	270	-	808	92	464
②-①		91	-	22	59	97	40	-	0	67	88

水口区域		令和4年度					令和5年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		1,108			344	719	1,108			338	710
①量の見込み(必要利用定員総数)		239	-	844	26	383	243	-	857	27	409
需要率		21.6%	-	76.2%	7.6%	53.3%	21.9%	-	77.3%	8.0%	57.6%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	272	-	844	75	441	260	-	857	75	421
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	29	43	0	-	0	29	43
	提供量合計	272	-	844	104	484	260	-	857	104	464
②-①		33	-	0	78	101	17	-	0	77	55

水口区域		令和6年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		1,118			333	698
①量の見込み(必要利用定員総数)		247	-	871	28	434
需要率		22.1%	-	77.9%	8.4%	62.2%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	250	-	871	75	411
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	38	53
	提供量合計	250	-	871	113	464
②-①		3	-	0	85	30

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

実績値から2号・3号の保育を希望する児童が増加することを想定し、1号の教育を希望する児童数の減少を見込んでいます。土山区域の児童数が減少傾向であるため、全体的に利用人数が減ることが想定されますが、提供量を一定確保していきます。

土山区域		令和2年度					令和3年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		112			28	71	104			27	72
①量の見込み(必要利用定員総数)		19	-	93	4	41	16	-	88	4	49
需要率		17.0%	-	83.0%	14.3%	57.7%	15.4%	-	84.6%	14.8%	68.1%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	26	-	100	11	42	26	-	100	11	50
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
	提供量合計	26	-	100	11	42	26	-	100	11	50
②-①		7	-	7	7	1	10	-	12	7	1

土山区域		令和4年度					令和5年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		107			26	62	110			24	60
①量の見込み(必要利用定員総数)		15	-	92	4	44	15	-	95	4	46
需要率		14.0%	-	86.0%	15.4%	71.0%	13.6%	-	86.4%	16.7%	76.7%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	50	-	102	12	46	50	-	102	12	46
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
	提供量合計	50	-	102	12	46	50	-	102	12	46
②-①		35	-	10	8	2	35	-	7	8	0

土山区域		令和6年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		110			23	57
①量の見込み(必要利用定員総数)		11	-	99	4	46
需要率		10.0%	-	90.0%	17.4%	80.7%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	50	-	102	12	46
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0
	提供量合計	50	-	102	12	46
②-①		39	-	3	8	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

甲賀区域における児童数は減少傾向にある中で、1号の教育を希望する児童数が減少し、2号・3号の保育を希望する児童数の増加が想定されるため、1号と2号の割合を見直しつつ、提供量を確保していきます。

甲賀区域		令和2年度					令和3年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		197			53	117	200			51	111
①量の見込み(必要利用定員総数)		38	-	159	2	52	35	-	165	2	52
需要率		19.3%	-	80.7%	3.8%	44.4%	17.5%	-	82.5%	3.9%	46.8%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	48	-	159	18	62	42	-	165	18	62
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
	提供量合計	48	-	159	18	62	42	-	165	18	62
②-①		10	-	0	16	10	7	-	0	16	10

甲賀区域		令和4年度					令和5年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		191			49	112	182			48	107
①量の見込み(必要利用定員総数)		29	-	162	2	57	25	-	157	2	58
需要率		15.2%	-	84.8%	4.1%	50.9%	13.7%	-	86.3%	4.2%	54.2%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	42	-	165	18	62	42	-	165	18	62
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
	提供量合計	42	-	165	18	62	42	-	165	18	62
②-①		13	-	3	16	5	17	-	8	16	4

甲賀区域		令和6年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		170			46	105
①量の見込み(必要利用定員総数)		19	-	151	2	62
需要率		11.2%	-	88.8%	4.3%	59.0%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	42	-	165	18	62
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0
	提供量合計	42	-	165	18	62
②-①		23	-	14	16	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

令和2年度の入園申込状況では、保育料無償化制度により1号から2号へ移行を希望する3～5歳児が急増しています。また、甲南区域では戸建て住宅の増加に伴い低年齢の児童がいる家庭が増加しており、保護者の就労のニーズも特に高くなっています。そのため、2号・3号の増加が想定されることを踏まえ、幼保再編計画に基づき、地域内の提供量を見直し確保していきます。

甲南区域		令和2年度					令和3年度						
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定			
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳		
		教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要			
(参考)児童数推計		584					551					159	336
①量の見込み(必要利用定員総数)		197	-	379	8	181	181	-	366	8	192		
需要率		33.7%	-	64.9%	5.0%	53.1%	32.8%	-	66.4%	5.0%	57.1%		
②確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園、保育園等)	197	-	379	46	158	190	-	379	46	169		
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	地域型保育等	0	-	0	5	23	0	-	0	5	23		
	提供量合計	197	-	379	51	181	190	-	379	51	192		
②-①		0	-	0	43	0	9	-	13	43	0		

甲南区域		令和4年度					令和5年度						
		1号認定	2号認定		3号認定		1号認定	2号認定		3号認定			
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳		
		教育のみ	幼希望	その他	保育必要		教育のみ	幼希望	その他	保育必要			
(参考)児童数推計		549					536					154	339
①量の見込み(必要利用定員総数)		176	-	373	8	211	162	-	374	9	227		
需要率		32.1%	-	67.9%	5.1%	61.9%	30.2%	-	69.8%	5.8%	67.0%		
②確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園、保育園等)	197	-	373	40	202	196	-	374	40	218		
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		
	地域型保育等	0	-	0	5	23	0	-	0	5	23		
	提供量合計	197	-	373	45	225	196	-	374	45	241		
②-①		21	-	0	37	14	34	-	0	36	14		

甲南区域		令和6年度						
		1号認定	2号認定		3号認定			
		3-5歳	3-5歳		0歳	1-2歳		
		教育のみ	幼希望	その他	保育必要			
(参考)児童数推計		529					152	334
①量の見込み(必要利用定員総数)		151	-	378	9	241		
需要率		28.5%	-	71.5%	5.9%	72.2%		
②確保の内容	特定教育・保育施設(幼稚園、保育園等)	192	-	378	40	220		
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-		
	地域型保育等	0	-	0	12	23		
	提供量合計	192	-	378	52	243		
②-①		41	-	0	43	2		

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

信楽区域における児童数は減少傾向にある中で、1号の教育を希望する児童数は減少し、2号・3号の保育を希望する児童数の増加が想定されるため、1号と2号の割合を見直しつつ、提供量を確保していきます。

信楽区域		令和2年度					令和3年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		189			47	85	166			45	90
①量の見込み(必要利用定員総数)		22	-	162	4	53	19	-	144	4	61
需要率		11.6%	-	85.7%	8.5%	62.4%	11.4%	-	86.7%	8.9%	67.8%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	40	-	176	11	65	20	-	176	11	61
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
	提供量合計	40	-	176	11	65	20	-	176	11	61
②-①		18	-	14	7	12	1	-	32	7	0

信楽区域		令和4年度					令和5年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		146			43	98	138			41	94
①量の見込み(必要利用定員総数)		16	-	130	4	72	11	-	127	4	75
需要率		11.0%	-	89.0%	9.3%	73.5%	8.0%	-	92.0%	9.8%	79.8%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	20	-	130	11	75	15	-	130	11	75
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	0	0	-	0	0	0
	提供量合計	20	-	130	11	75	15	-	130	11	75
②-①		4	-	0	7	3	4	-	3	7	0

信楽区域		令和6年度				
		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定	
			3-5歳		0歳	1-2歳
			幼希望	その他	保育必要	
(参考)児童数推計		142			40	90
①量の見込み(必要利用定員総数)		10	-	132	4	77
需要率		7.0%	-	93.0%	10.0%	85.6%
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	15	-	153	16	75
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	0	5
	提供量合計	15	-	153	16	80
②-①		5	-	21	12	3

⑥全市【参考】

全市	令和2年度					令和3年度					
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
		3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳	
		幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計		2,172		641	1,361		2,090		632	1,368	
①量の見込み(必要利用定員総数)	507	-	1,608	42	666	481	-	1,571	43	730	
需要率	23.3%	-	74.0%	6.6%	48.9%	23.0%	-	75.2%	6.8%	53.4%	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	633	-	1,651	158	740	548	-	1,628	158	773
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	16	46	0	-	0	25	56
	提供量合計	633	-	1,651	174	786	548	-	1,628	183	829
②-①	126	-	43	132	120	67	-	57	140	99	

全市	令和4年度					令和5年度					
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
		3-5歳		0歳	1-2歳		3-5歳		0歳	1-2歳	
		幼希望	その他	保育必要			幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計		2,101		620	1,332		2,074		605	1,310	
①量の見込み(必要利用定員総数)	475	-	1,601	44	767	456	-	1,610	46	815	
需要率	22.6%	-	76.2%	7.1%	57.6%	22.0%	-	77.6%	7.6%	62.2%	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	581	-	1,614	156	826	563	-	1,628	156	822
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	34	66	0	-	0	34	66
	提供量合計	581	-	1,614	190	892	563	-	1,628	190	888
②-①	106	-	13	146	125	107	-	18	144	73	

全市	令和6年度					
	1号認定 3-5歳 教育のみ	2号認定		3号認定		
		3-5歳		0歳	1-2歳	
		幼希望	その他	保育必要		
(参考)児童数推計		2,069		594	1,284	
①量の見込み(必要利用定員総数)	438	-	1,631	47	860	
需要率	21.2%	-	78.8%	7.9%	67.0%	
②確保の内容	特定教育・保育施設 (幼稚園、保育園等)	549	-	1,669	161	814
	確認を受けない幼稚園	-	-	-	-	-
	地域型保育等	0	-	0	50	81
	提供量合計	549	-	1,669	211	895
②-①	111	-	38	164	35	

5 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制

(1) 利用者支援事業 **全市区域事業**

【提供体制・確保方策の考え方】

子育て世代包括支援センター機能を充実します。

子育て支援センターの利用者支援機能を充実します。

子ども・子育てにかかるニーズの収集、情報発信を拡充します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	基本型・特定型	箇所	5	5	5	5	5
	母子保健型	箇所	5	5	5	5	5
確保方策	基本型・特定型	箇所	5	5	5	5	5
	母子保健型	箇所	5	5	5	5	5

(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の2・3号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

過去5年の実績は低下していますが、今後も継続した利用が見込まれるため、入園児数の増加に比例し私立園を主として確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人	259	269	281	292	305
②確保方策	実人数	人	259	269	281	292	305
	施設数	箇所	2	2	2	2	2
②-①		人	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童数の減少は顕著ですが、提供区域内で1箇所の施設を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	48	49	48	50	51
②確保方策	実人数	人日	48	49	48	50	51
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童数の減少が顕著ですが、提供区域内で1箇所の施設を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	77	79	80	78	77
②確保方策	実人数	人日	77	79	80	78	77
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

過去5年の実績は低下していますが、今後も継続した利用が見込まれるため、入園児数の増加に比例し私立園を主として確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	133	133	139	143	147
②確保方策	実人数	人日	133	133	139	143	147
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童数の減少が顕著ですが、提供区域内で1箇所の施設を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	32	31	30	30	31
②確保方策	実人数	人日	32	31	30	30	31
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	549	561	578	593	611
②確保方策	実人数	人日	549	561	578	593	611
	施設数	箇所	6	6	6	6	6
②-①		人日	0	0	0	0	0

(3) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 **全市区域事業**

特定教育・保育施設を利用する生活保護世帯に対し、保護者が負担する日用品等の補足給付を、必要な世帯数確保します。

(4) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 **全市区域事業**

特定教育・保育施設等への民間事業者等の参入を促進し、継続した安心・安全な運営を支援するため、施設等への巡回支援を行うなどの事業を確保します。

(5) 放課後児童健全育成事業

<放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）>

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（令和元年度）の学年別の利用率を、将来の小学生の児童数を乗じて量の見込みを算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

多様なプログラムの実施を検討します。

利用者の動向を注視し、必要な施設の整備を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(6歳)人口推計		人	425	373	361	364	351
2年生(7歳)人口推計		人	406	426	374	362	365
3年生(8歳)人口推計		人	405	405	425	374	362
4年生(9歳)人口推計		人	400	404	404	424	373
5年生(10歳)人口推計		人	426	398	401	401	421
6年生(11歳)人口推計		人	442	427	399	402	402
①量の見込み	1年生	人	166	146	141	142	137
	2年生	人	150	157	138	134	135
	3年生	人	117	117	123	108	105
	4年生	人	74	75	75	78	69
	5年生	人	55	51	52	52	54
	6年生	人	24	23	22	22	22
②確保方策	登録児童数	人	586	569	551	536	522
	支援単位数	単位	18	18	17	17	16
②-①		人	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

多様なプログラムの実施を検討します。

利用者の動向を注視し、必要な施設の整備を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(6歳)人口推計		人	43	40	39	32	33
2年生(7歳)人口推計		人	48	44	41	40	32
3年生(8歳)人口推計		人	47	47	43	40	39
4年生(9歳)人口推計		人	44	47	47	43	40
5年生(10歳)人口推計		人	50	44	48	48	44
6年生(11歳)人口推計		人	44	50	44	48	48
①量の見込み	1年生	人	19	18	17	14	15
	2年生	人	16	15	14	13	11
	3年生	人	15	15	14	13	12
	4年生	人	14	15	15	14	13
	5年生	人	3	3	3	3	3
	6年生	人	2	2	2	2	2
②確保方策	登録児童数	人	69	68	65	59	56
	支援単位数	単位	2	2	2	2	2
②-①		人	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

多様なプログラムの実施を検討します。

利用者の動向を注視し、必要な施設の整備を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(6歳)人口推計		人	57	64	66	70	69
2年生(7歳)人口推計		人	68	58	65	68	72
3年生(8歳)人口推計		人	75	68	58	65	67
4年生(9歳)人口推計		人	73	76	69	59	66
5年生(10歳)人口推計		人	83	72	75	68	58
6年生(11歳)人口推計		人	82	83	72	75	68
①量の見込み	1年生	人	27	30	31	33	33
	2年生	人	36	31	34	36	38
	3年生	人	27	24	21	23	24
	4年生	人	20	21	19	16	18
	5年生	人	14	12	13	11	10
	6年生	人	10	10	9	9	8
②確保方策	登録児童数	人	134	128	127	128	131
	支援単位数	単位	4	4	4	4	4
②-①		人	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

多様なプログラムの実施を検討します。

利用者の動向を注視し、必要な施設の整備を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(6歳)人口推計		人	201	219	176	193	186
2年生(7歳)人口推計		人	222	203	221	178	195
3年生(8歳)人口推計		人	207	224	205	223	180
4年生(9歳)人口推計		人	197	209	226	207	225
5年生(10歳)人口推計		人	189	197	209	226	207
6年生(11歳)人口推計		人	219	190	198	210	227
①量の見込み	1年生	人	99	108	87	95	92
	2年生	人	97	89	97	78	85
	3年生	人	74	80	73	80	64
	4年生	人	49	52	56	51	56
	5年生	人	23	24	25	28	25
	6年生	人	11	10	10	11	11
②確保方策	登録児童数	人	353	363	348	343	333
	支援単位数	単位	10	10	10	10	10
②-①		人	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

児童支援員の資質向上及び処遇の改善をします。

多様なプログラムの実施を検討します。

利用者の動向を注視し、必要な施設の整備を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(6歳)人口推計		人	60	70	63	61	47
2年生(7歳)人口推計		人	82	60	69	63	61
3年生(8歳)人口推計		人	64	81	59	68	62
4年生(9歳)人口推計		人	65	63	80	58	67
5年生(10歳)人口推計		人	69	64	62	79	57
6年生(11歳)人口推計		人	82	68	63	62	78
①量の見込み	1年生	人	24	28	25	24	19
	2年生	人	24	18	20	18	18
	3年生	人	25	32	23	27	24
	4年生	人	14	14	17	12	14
	5年生	人	7	6	6	8	6
	6年生	人	7	6	5	5	7
②確保方策	登録児童数	人	101	104	96	94	88
	支援単位数	単位	5	5	5	5	4
②-①		人	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
1年生(6歳)人口推計		人	786	766	705	720	686
2年生(7歳)人口推計		人	826	791	770	711	725
3年生(8歳)人口推計		人	798	825	790	770	710
4年生(9歳)人口推計		人	779	799	826	791	771
5年生(10歳)人口推計		人	817	775	795	822	787
6年生(11歳)人口推計		人	869	818	776	797	823
①量の見込み	1年生	人	335	330	301	308	296
	2年生	人	323	310	303	279	287
	3年生	人	258	268	254	251	229
	4年生	人	171	177	182	171	170
	5年生	人	102	96	99	102	98
	6年生	人	54	51	48	49	50
②確保方策	登録児童数	人	1,243	1,232	1,187	1,160	1,130
	支援単位数	単位	39	39	38	38	36
②-①		人	0	0	0	0	0

<放課後子ども教室> **全市区域事業**

【児童クラブ事業及び放課後子ども教室の一体的、または連携による実施に関する具体的な方策】

公民館、学校、児童クラブ、自治振興会などの各事業を一体的に取り組み、放課後子ども教室を通して家庭教育力向上や地域住民とのつながりづくりを含めた事業を実施します。

【小学校の余裕教室等の児童クラブ事業及び放課後子ども教室への活動に関する具体的な方策】

コミュニティ・スクール及び地域学校協働活動を含め、甲賀市学校開放条例ならびに甲賀市余裕教室ガイドラインに基づき自治振興会事業や公民館における『夢の学習』事業などにより、学校施設を活用した子ども教室を実施します。

■放課後子ども教室の整備

項目	令和元年度	令和6年度	小学校区
小学校区数	0	10	未定
開設教室数	0	週 50	未定
一体型教室	0	5	未定

※一体型教室とは、放課後児童クラブと放課後子ども教室を、同一の小学校内等の活動場所において実施しており、放課後子ども教室が実施する共通のプログラムに放課後児童クラブの児童が参加できるものです。

※夢の学習での実施、コミュニティ・スクールなどの設立状況や自治振興会の意思などにより変動するため、開催する小学校区は未定

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業） **全市区域事業**

【量の見込みの考え方】

過去の利用実績がないことから、ニーズ調査結果等を踏まえ、設定しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

受け入れ施設を確保し、事業を実施します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	人日	12	12	12	12	12
②確保方策	人日	12	12	12	12	12
②-①	人日	0	0	0	0	0

(7) 乳児家庭全戸訪問事業 **全市区域事業**

【量の見込みの考え方】

将来の0歳人口のいる家庭すべてに対して、実施することを見込んでいます。

【提供体制・確保方策の考え方】

訪問率を高めるため、関係機関と連携し、事業の周知啓発活動を充実します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	641	632	620	605	594
①量の見込み	人	641	632	620	605	594
②確保方策	人	641	632	620	605	594
訪問率	%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

(8) 養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業（育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会） **全市区域事業**

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

養育支援が必要なケースの掘り起こしを行い、早期の対応を図るため他課との連携を図り体制を整備します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	訪問世帯	世帯	16	16	16	15	15
	訪問回数	回	163	159	158	156	154
②確保方策	訪問回数	回	163	159	158	156	154

(9) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場事業）

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0～5歳の人口を乗じて量の見込みを算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/月	750	749	751	723	714
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/月	416	416	413	371	355
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/月	634	605	573	568	550
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

地域団体等が実施する「つどいの広場事業」への支援を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/月	1,171	1,149	1,136	1,136	1,122
確保方策	箇所	2	2	2	2	2

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

子育てに関する相談・援助に対応するための体制を充実します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/月	212	200	202	207	199
確保方策	箇所	1	1	1	1	1

⑥全市【参考】

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	人日/月	3,183	3,119	3,075	3,005	2,940
確保方策	箇所	6	6	6	6	6

(10) 一時預かり事業（一時預かり保育事業、幼稚園における預かり保育事業）

<幼稚園での預かり保育>

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の1号認定者数を乗じて量の見込みを算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（幼稚園児）は減少傾向での推移を見込んでいますが、子どものための施設等利用給付の制度を踏まえ、一定の確保を行います。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	人	5,764	5,533	5,571	5,456	5,359	
②確保方策	実人数	人	5,764	5,533	5,571	5,456	5,359
	施設数	箇所	3	3	3	3	3
②-①	人	0	0	0	0	0	

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（幼稚園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内1箇所の施設を確保します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	人日	29	28	27	26	25	
②確保方策	実人数	人日	29	28	27	26	25
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①	人日	0	0	0	0	0	

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（幼稚園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、幼保再編計画により、提供区域内の施設数について第2期計画期間中の見直しを検討します。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
①量の見込み	人日	77	77	69	67	59	
②確保方策	実人数	人日	77	77	69	67	59
	施設数	箇所	2	2	2	2	2
②-①	人日	0	0	0	0	0	

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（幼稚園児）は減少傾向での推移を見込んでいますが、子どものための施設等利用給付の制度を踏まえ、一定の確保を行います。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	14,946	13,732	13,429	12,746	12,139
②確保方策	実人数	人日	14,946	13,732	13,429	12,746	12,139
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

1号認定者数（幼稚園児）は減少傾向にあり、量の見込みは減少となっていますが、提供区域内1箇所の施設を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	60	52	44	41	38
②確保方策	実人数	人日	60	52	44	41	38
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	20,876	19,422	19,140	18,336	17,620
②確保方策	実人数	人日	20,876	19,422	19,140	18,336	17,620
	施設数	箇所	8	8	8	8	8
②-①		人日	0	0	0	0	0

<幼稚園以外の一時預かり保育>

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、3号認定者以外の0～2歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

①水口区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれるため、第2期計画の中に施設数の見直しを検討します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人	2,462	2,365	2,185	2,045	1,901
②確保方策	実人数	人	2,462	2,365	2,185	2,045	1,901
	施設数	箇所	4	4	4	4	4
②-①		人	0	0	0	0	0

②土山区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、提供区域内1箇所の施設を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	52	44	39	33	29
②確保方策	実人数	人日	52	44	39	33	29
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

③甲賀区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、提供区域内1箇所の施設を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	27	25	24	22	20
②確保方策	実人数	人日	27	25	24	22	20
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

④甲南区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれるため、第2期計画に私立園を主として施設数の見直しを検討します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	389	368	349	320	294
②確保方策	実人数	人日	389	368	349	320	294
	施設数	箇所	3	3	3	3	3
②-①		人日	0	0	0	0	0

⑤信楽区域

【提供体制・確保方策の考え方】

入園時期の低年齢化に伴い、対象となる未就園児が減少すると見込まれますが、提供区域内1箇所の施設を確保します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	193	180	167	144	126
②確保方策	実人数	人日	193	180	167	144	126
	施設数	箇所	1	1	1	1	1
②-①		人日	0	0	0	0	0

⑥全市【参考】

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み		人日	3,123	2,982	2,764	2,564	2,370
②確保方策	実人数	人日	3,123	2,982	2,764	2,564	2,370
	施設数	箇所	10	10	10	10	10
②-①		人日	0	0	0	0	0

(11) 病児保育事業（病後児保育事業・体調不良型事業） 全市区域事業

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の0～7歳の子どもの人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

病後児保育を継続するとともに、病児保育を実施します。

体調不良型については、特定教育・保育施設における看護師等の配置を促進し、確保に努めます。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	病児・病後児保育	人日	104	103	102	101	101
②確保方策	病児・病後児保育	人日	104	103	102	101	101
		箇所	2	2	2	2	2
	病児保育(体調不良型)	箇所	10	10	10	10	10
②-①		人日	0	0	0	0	0

(12) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業） 全市区域事業

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率を基準値とし、将来の6～11歳の子どもの人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

新規会員の確保に向け、事業の周知啓発活動を充実します。

		単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み	会員数	人	345	350	355	360	365
②確保方策		人	345	350	355	360	365
②-①		人	0	0	0	0	0

(13) 妊婦健康診査事業（妊婦健康診査事業） **全市区域事業**

【量の見込みの考え方】

把握可能な直近（平成30年度）の利用率等を基準値とし、将来の0歳人口を乗じて量の見込みを算出しています。

【提供体制・確保方策の考え方】

丁寧な説明に努め、確実な実施につなげます。

	単位	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳人口推計	人	641	632	620	605	594
①量の見込み	受診券配布人数	700	690	680	670	660
	受診件数	7,840	7,728	7,616	7,504	7,392
②確保方策	受診券配布人数	700	690	680	670	660

6 就学前の子どもに関する教育・保育等の総合的な提供

教育・保育の総合的な提供の推進においては、単に施設的な統廃合や保護者の就労支援の観点のみならず、教育・保育的な観点、子どもの育ちの観点を大切に考え、子どもが健やかに育成されるよう教育・保育機能の充実（ソフト的整備）と施設整備（ハード的整備）が重要です。

幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う極めて重要なものであり、子どもの最善の利益を第一に考えながら、子どもたちに質の高い教育・保育の提供を行うとともに、保護者や地域の子育て力の向上に向けた支援を実施するため、教育・保育の総合的な運営の推進を図ります。

（１）目的

①質の高い教育・保育の提供

幼児教育が生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであることを踏まえ、質の高い幼児期の教育・保育を提供する観点から、学校とも連携し、子どもの発達段階に応じたより質の高い教育・保育を提供することにより、生涯にわたる生きる力の基礎を培います。

②適正な集団規模の確保

子どもの健やかな育ちに重要となる集団生活や異年齢交流などを幅広く実施するため、子どもの育ちの視点に立った適正な施設規模の確保に努めます。

③保護者や地域の子育て力の向上

保護者や地域の子育て力が高まるよう、子育てに関する相談や親子の集いの場を設けるなど、地域に開かれた子育て支援施設としての機能の充実を図ります。

（２）教育・保育の総合的な提供の推進

保護者の就労に関わらず教育・保育の総合的な提供を行う幼保一元化園については、今後、幼保連携型認定こども園への移行を進め、地域の実情や施設の状況、教育・保育提供区域を踏まえ、保護者・地域の理解を十分に得たうえで整備を行い、保護者・子どもの幼児教育・保育施設への入園に対する選択肢の幅を広げていきます。

また、カリキュラム等の見直しや職員の研修を実施し、教育・保育の総合的な提供の推進を図ります。

①教育・保育機能の充実

幼稚園・保育園ともに「甲賀市乳幼児保育・教育の指針」に目標や重点項目を掲げ、統一したカリキュラムのもと、就学前の教育・保育に取り組んでいます。なお、子どもの実情に合わせて毎年見直しを行っていきます。

公立園と私立園の合同研修をさらに充実し、教育・保育の中での気づきから自らの課題を見つけ、より一層専門的な知識や技術を身につけることができるよう資質の向上に努めていきます。

②施設整備

地域の実情や幼稚園・保育園の状況、教育・保育の量の見込みや財政状況等を考慮するとともに、地域の理解を十分得たうえで、認定こども園の整備・推進をはじめ、必要な施設の整備に取り組みます。

(3) 幼稚園・保育園・認定こども園・家庭・地域・関係機関・小学校との連携推進

幼稚園・保育園・認定こども園においては、子育て支援や地域の人々との交流促進を図るため家庭や地域との連携は不可欠であり、また、特別支援教育や小学校教育の充実のために関係機関及び小学校との連携を強化し、子どもにとって最適な教育・保育が展開できるよう取り組んでいきます。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

子育てのための施設等利用給付の給付申請については、保護者への制度の周知に努め、さまざまな事業所との情報共有を行い、適正な支給の確保に取り組めます。

第6章 計画の推進

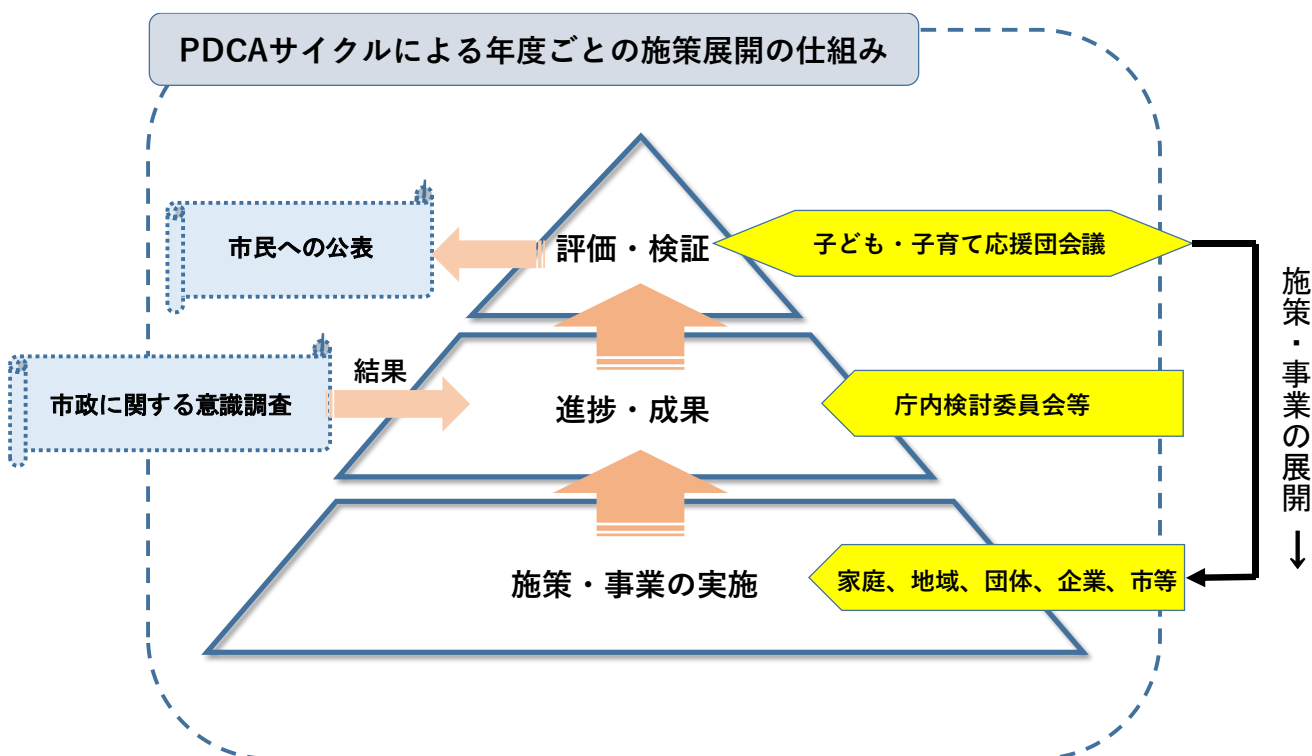
1 計画の推進体制

本計画の推進は、第3章「3 「あい甲賀 子ども・子育て応援団」協働指針」に基づき、家庭をはじめ、市民・地域、各種団体、学校、園、企業及び実施主体となる市との協働と連携により推進します。

また、児童虐待防止対策、ひとり親家庭の自立支援及び障がい児など特別な支援を必要とする子どもに対する施策等については、専門的な知識や技術を持つ関係団体との連携により推進します。

2 達成状況の点検・評価

本計画の確実な推進と保護者のニーズに対応した子ども・子育て支援を実施するため、明確なPDCAサイクルのもとに、年度ごとに計画に掲げる施策や事業の実施状況及び成果を把握し、子どもの保護者や関係団体の代表等で構成する甲賀市子ども・子育て応援団会議で点検・評価・検証を行います。点検・評価の結果は、市民に公表し、必要に応じて計画の見直しを行います。



1 甲賀市子ども・子育て応援団会議の概要

(1) 甲賀市子ども・子育て応援団会議条例

(目的)

第1条 本市の未来を担う一人ひとりの子どもの健やかな成長に向け適切な環境を確保するため子ども・子育て支援に関する施策（以下「子ども応援施策」という。）の総合的かつ計画的な推進を図るため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、甲賀市子ども・子育て応援団会議（以下「会議」という。）を置く。

(所掌事務)

第2条 会議は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事務を所掌する。

- (1) 子ども応援施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。
- (2) 特定教育・保育施設の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定に関し意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援事業計画に関し意見を述べること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めること。

(組織)

第3条 会議は、委員25人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験を有する者
- (2) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 関係行政機関の職員
- (6) 関係教育機関の職員
- (7) 市長が指名する職員
- (8) その他市長が適当と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 会議に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 会議は、審議のため必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 会議の庶務は、こども政策部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、会議に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後、最初に行われる会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この条例の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則 (平成25年条例第36号)

この条例は、平成26年4月1日から施行する。

付 則 (平成29年条例第13号)

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

(2) 甲賀市子ども・子育て応援団会議委員名簿

【第3期 平成29年7月1日 ~ 令和元年6月30日】

※敬称略

No.	委員区分		氏名	所属
1	第1号	学識経験者	大橋 喜美子	大阪成蹊大学教育学部教授
2	第2号	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	嘉 郷 重 郷	社会福祉協議会
3			殿 城 幸 雄	NPO法人わくわくキッズ（児童クラブ）
4			鹿 田 由 香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第3号	関係団体を代表する者	田 中 直 人	甲賀湖南医師会
6			島 田 繁 吉	青少年育成市民会議
7			宝 本 真 千 子	健康推進連絡協議会
8			吉 川 徹	商工会
9			富 岡 正 義	民生委員児童委員協議会連合会
10	第4号	子どもの保護者	嶋 本 勝 浩	P T A 連絡協議会
11			山 中 こ の み	幼稚園 P T A ・ 保育園保護者会
12	第5号	行政・教育機関の職員	荒 木 勇 雄	甲賀健康福祉事務所
13			静 永 賢 瑞	私立幼稚園・保育園代表
14			福 永 佐 栄 子	小学校校長会
15			杉 本 嘉 邦	中学校校長会
16	第6号	その他市長が認める者	前 川 志 津 子	甲賀人権擁護委員協議会
17			澤 幸 雄	ゆうゆう甲賀クラブ
18			筒 井 勇	区長連合会
19			田 中 直 秋	総合計画策定審議会

【第4期 令和元年7月1日 ~ 令和3年6月30日】

※敬称略

No.	委員区分		氏名	所属
1	第1号	学識経験者	大橋 喜美子	大阪成蹊大学教育学部教授
2	第2号	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	嘉 郷 重 郷	社会福祉協議会
3			名 倉 勇	NPO法人わくわくキッズ（児童クラブ）
4			鹿 田 由 香	一般社団法人育児ひろばアプリコット
5	第3号	関係団体を代表する者	田 中 直 人	甲賀湖南医師会
6			島 田 繁 吉	青少年育成市民会議
7			宝 本 真 千 子	健康推進連絡協議会
8			吉 川 徹	商工会
9			富 岡 正 義	民生委員児童委員協議会連合会
10	第4号	子どもの保護者	市 原 敏	P T A 連絡協議会
11			嶋 田 悠 子	保育園保護者会（幼稚園PTA・保育園保護者会）
12	第5号	行政・教育機関の職員	荒 木 勇 雄	甲賀健康福祉事務所
13			静 永 賢 瑞	明照保育園（私立幼稚園・保育園）
14			立 岡 秀 寿	小学校校長会（土山小学校）
15			北 村 哲 也	中学校校長会（城山中学校）
16	第6号	その他市長が認める者	前 川 志 津 子	甲賀人権擁護委員協議会
17			松 田 勝 征	ゆうゆう甲賀クラブ
18			大 家 雅 彦	区長連合会

(3) 甲賀市子ども・子育て応援団会議における策定経過

①平成30年度

	年月日	審 議 内 容
第1回	30.8.31	<p><議事></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育て応援団会議及び会議の運営について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の進捗状況について</p> <p>(3) 甲賀市子ども・子育て応援団計画策定委員会の設置について</p>
第2回	30.12.19	<p><報告事項></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画について</p> <p><議事></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育てニーズ調査の考え方について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係るニーズ調査について</p>
第3回	31.3.27	<p><報告事項></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関するアンケートについて</p> <p>(3) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る今後のスケジュールについて</p> <p><議事></p> <p>(1) 幼稚園等の利用定員について</p>

②令和元年度

	年月日	審 議 内 容
第1回	1.6.4	<p><報告事項></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る子育て関係団体への調査の実施について</p> <p>(3) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の進捗状況について</p>
第2回	1.10.9	<p><議事></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画骨子(案)について</p>
第3回	1.12.25	<p><議事></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画(案)について</p> <p>(2) 第5章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について</p> <p>(3) 特定地域型保育事業の利用定員の設定について</p>
第4回	2.3.11	<p><議事></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画(案)に係るパブリックコメント及び県協議の結果について</p> <p><意見聴取事項></p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p>

2 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会の概要

(1) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）に基づく子ども・子育て応援団支援事業計画の策定にあたり、子ども・子育て関係者等から広く意見を聴取するため、甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について、関係機関の意見を踏まえながら協議及び検討を行う。

- (1) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、子ども・子育て支援施策の推進に必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 子ども・子育て支援法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (3) 関係団体を代表する者
- (4) 子どもの保護者
- (5) 行政・教育機関の職員
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 委員に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

(委員会)

第6条 委員会は、委員長が招集し、その議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは

説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、子ども・子育て支援に関する施策を所管することも政策部子育て政策課において処理する。

(委任)

第9条 この告示に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、平成25年8月23日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行後、最初に行われる委員会は、第6条第1項の規定にかかわらず、市長が招集する。

3 この告示の施行後、最初に委嘱する委員の任期は、第4条の規定にかかわらず、平成27年3月31日までとする。

付 則 (平成30年告示第56号)

この告示は、告示の日から施行する。

(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会委員名簿

※敬称略

No.	区 分		氏 名	所 属
1	第1号	学識経験者	奥田 援史	滋賀大学 大学院教育学研究科教授
2	第2号	法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援に関する事業に従事する者	西出 紀子	幼稚園代表
3			静永 賢瑞	保育園代表
4			西澤 毅	社会福祉協議会事務局
5			倉田 一良	NPO法人わくわくキッズ（児童クラブ）
6			上山 久美子	企業組合労協センター事業団（児童クラブ）
7			鹿田 由香	一般社団法人育児ひろばアプリコット代表
8			第3号	関係団体を代表する者
9	宝本 真千子	健康推進連絡協議会		
10	吉川 徹	商工会		
11	松本 佐知子	主任児童委員		
12	第4号	子どもの保護者	大谷 彰良	幼稚園PTA
13			村木 真由美	保育園保護者会
14			岩永 信也	小学校保護者
15	第5号	行政・教育機関の職員	古賀 和幸	教頭会
16			井用 重喜	教育委員会事務局
17	第6号	その他市長が認める者	田村 誓子	人権擁護委員
18			吉田 泰啓	区長連合会

(3) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会における策定経過

①平成30年度

	年月日	審 議 内 容
第1回	30.10.9	<p><議事></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定検討委員会及び委員会の運営について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の概要について</p> <p>(3) 第2期子ども・子育て支援事業計画について</p> <p>(4) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の策定スケジュールについて</p> <p><その他></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定支援業務プロポーザル選定委員会について</p>
第2回	30.12.4	<p><議事></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育てニーズ調査の考え方について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係るニーズ調査について</p>
第3回	31.3.27	<p><報告事項></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関するアンケートについて</p> <p>(3) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る今後のスケジュールについて</p>

②令和元年度

	年月日	審 議 内 容
第1回	1.5.30	<p><報告事項></p> <p>(1) 甲賀市子ども・子育て支援に関するニーズ調査の結果について</p> <p>(2) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画策定に係る子育て関係団体への調査の実施について</p> <p>(3) 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の進捗状況について</p>
第2回	1.10.7	<p><議事></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画骨子(案)について</p>
第3回	1.12.19	<p><議事></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画(案)について</p> <p>(2) 第5章教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保について</p>
第4回	2.3.11	<p><議事></p> <p>(1) 第2期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画(案)に係るパブリックコメント及び県協議の結果について</p> <p><意見聴取事項></p> <p>(1) 特定教育・保育施設の利用定員の設定について</p>

法令等による手続き

①市民等からの意見聴取

ア. 就学前児童の保護者及び小学生の保護者を対象としたニーズ調査

平成31年2月実施（各1,000人 合計 2,000人）

・回答：就学前児童の保護者451人、小学生の保護者469人

イ. 子ども支援に関わる関係機関・団体を対象としたヒアリング調査

令和元年6月実施 17機関・団体

②パブリック・コメント

令和2年2月1日～令和2年3月1日

・意見提出者 0人（団体）

③滋賀県との協議

令和2年2月 6日 協議書提出

2月26日 協議回答

3 各種統計データ

(1) 各種手当等の状況

① 児童手当

児童手当受給者数の推移

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
受給者数	7,777	6,956	6,639	6,483	6,450

資料:子育て政策課 各年5月末現在

② 児童扶養手当

児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
受給者数	651	672	661	621	629

資料:子育て政策課 各年7月末現在

③ 特別児童扶養手当

特別児童扶養手当受給者数の推移

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
受給者数	146	152	144	146	140

資料:子育て政策課 各年8月末現在

④ 乳幼児福祉医療費助成

乳幼児福祉医療費助成対象者の推移

(単位:人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
助成対象者数	5,354	5,184	5,032	5,132	5,109

資料:保険年金課 各年3月末現在

(2) 母子保健の状況

① 母子健康手帳

母子健康手帳発行数の推移

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
発行数	711	728	664	661	656

資料:すこやか支援課

② 妊婦一般健康診査

妊婦一般健康診査の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診延べ回数(回)	7,824	8,011	8,008	7,646	7,929
うち「異常なし」の人数(人)	7,772	7,968	7,935	7,608	7,927
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	1	5	13	1	2
「要観察」以上の割合(%)	0.0%	0.1%	0.2%	0.0%	0.0%

資料:すこやか支援課

※要観察:次の健診までに経過を見ていく必要がある乳幼児

要精査:精密検査の必要がある乳幼児

要医療:医療受診の必要がある乳幼児

管理中:疾病も含め現在受診中の乳幼児

(3) 乳幼児健康診査

① 4か月児健康診査

乳幼児健康診査(4か月児)の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児童(人)	763	680	677	662	654
受診児童(人)	717	666	662	650	640
受診率(%)	94.0%	97.9%	97.8%	98.2%	97.9%
うち「異常なし」の人数(人)	386	378	362	342	383
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	219	259	255	259	222
「要観察」以上の割合(%)	30.5%	38.9%	38.5%	39.8%	34.7%

資料:すこやか支援課

②10 か月児健康診査

乳幼児健康診査（10か月児）の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児童(人)	791	696	693	675	669
受診児童(人)	731	675	670	652	657
受診率(%)	92.4%	97.0%	96.7%	96.6%	98.2%
うち「異常なし」の人数(人)	374	390	353	338	364
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	232	219	256	222	218
「要観察」以上の割合(%)	31.7%	32.4%	38.2%	34.0%	33.2%

資料:すこやか支援課

③1歳8か月児健康診査

乳幼児健康診査（1歳8か月児）の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児童(人)	723	806	735	690	695
受診児童(人)	699	758	705	677	675
受診率(%)	96.7%	94.0%	95.9%	98.1%	97.1%
うち「異常なし」の人数(人)	304	359	318	254	344
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	222	274	306	264	258
「要観察」以上の割合(%)	31.8%	36.1%	43.4%	39.0%	38.2%

資料:すこやか支援課

④3歳6か月児健康診査

乳幼児健康診査（3歳6か月児）の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児童(人)	738	829	746	770	745
受診児童(人)	689	770	712	735	699
受診率(%)	93.4%	92.9%	95.4%	95.5%	93.8%
うち「異常なし」の人数(人)	320	351	294	338	326
うち「要観察・要精査・要医療・管理中」の人数(人)	173	352	342	325	333
「要観察」以上の割合(%)	25.1%	45.7%	48.0%	44.2%	47.6%

資料:すこやか支援課

(4) 乳幼児歯科健康診査

① 1歳8か月児歯科健康診査

乳幼児歯科健康診査（1歳8か月児）の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児童(人)	724	883	735	690	695
受診児童(人)	696	758	697	675	676
受診率(%)	96.1%	85.8%	94.8%	97.8%	97.3%
うち、う歯のある 幼児(人)	4	6	5	7	8
う歯数(本)	6	8	6	32	8
う歯り患率(%)	0.6%	0.8%	0.7%	1.0%	1.2%
咬合異常人数 (人)	33	37	7	35	52

資料:すこやか支援課

② 3歳6か月児歯科健康診査

乳幼児歯科健康診査（3歳6か月児）の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
対象児童(人)	737	944	746	770	745
受診児童(人)	688	770	700	726	689
受診率(%)	93.4%	81.6%	93.8%	94.3%	92.5%
うち、う歯のある 幼児(人)	106	193	114	76	87
う歯数(本)	356	427	376	232	251
う歯り患率(%)	15.4%	25.1%	16.3%	10.5%	12.6%
咬合異常人数 (人)	37	51	45	64	48

資料:すこやか支援課

(5) 訪問事業

母子保健関係訪問事業の推移

(単位:延べ人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
産婦訪問	768	719	762	689	651
新生児訪問	22	27	21	14	42
未熟児訪問	72	57	12	31	11
乳児訪問	655	665	623	646	656
幼児訪問	65	84	126	75	121
合計	1,582	1,552	1,544	1,455	1,481

資料:すこやか支援課

(6) 育児学級

① 育児学級（乳児期）

育児学級（乳児期）の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	96	96	96	96	98
参加延べ人数(人)	1,156	1,005	920	930	845

資料:すこやか支援課

② 育児学級（幼児期）

育児学級（幼児期）の推移

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
開催回数(回)	165	154	163	137	145
参加延べ人数(人)	2,830	2,171	2,013	2,058	2,207

資料:すこやか支援課

(7) 特別な支援が必要な子どもの状況

①身体障害者手帳所持者（18歳未満）

身体障害者手帳所持者数（18歳未満）の推移

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	61	44	45	44	42
2級	17	10	10	9	9
3級	13	7	6	6	5
4級	9	7	6	5	5
5級	6	0	0	0	0
6級	1	1	1	2	2
合計	107	69	68	66	63

資料:障がい福祉課(各年度3月末現在)

②療育手帳所持者（18歳未満）

療育手帳所持者数（18歳未満）の推移

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
A(最重度・重度)	78	73	70	71	70
B(中度・軽度)	183	137	159	151	166
合計	261	210	229	222	236

資料:障がい福祉課(各年度3月末現在)

③精神障害者保健福祉手帳所持者（20歳未満）

精神障害者保健福祉手帳所持者数（20歳未満）の推移

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
1級	1	1	1	2	3
2級	3	2	7	6	8
3級	6	5	2	4	6
合計	10	8	10	12	17

資料:障がい福祉課(各年度3月末現在)

④自立支援医療給付受給者数（20歳未満）

自立支援医療給付受給者数（20歳未満）の推移

(単位:人)

	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	122	118	118	106	104

資料:障がい福祉課(各年度3月末現在)

4 教育・保育の状況

(1) 保育園・認定こども園・地域型保育事業

保育園の状況【公立】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	18	17	17	17	16
定員数(人)	1,496	1,499	1,499	1,511	1,455
入園児童数(人)	1,314	1,344	1,372	1,365	1,387
うち0歳児	16	18	22	12	29
うち1歳児	147	126	135	138	147
うち2歳児	159	199	192	207	213
うち3歳児	323	319	316	306	324
うち4歳児	316	360	344	344	331
うち5歳児	353	322	363	358	343

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

保育園の状況【私立】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	5	5	5	5	5
定員数(人)	630	640	640	640	640
入園児童数(人)	624	645	670	677	676
うち0歳児	16	15	18	13	10
うち1歳児	88	99	99	93	93
うち2歳児	102	114	124	126	125
うち3歳児	125	140	130	139	134
うち4歳児	141	139	154	150	157
うち5歳児	152	138	145	156	157

資料: 保育所現況調査(各年4月1日)

認定こども園の状況（短時部）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	1	1	1	1	1
定員数(人)	160	160	160	160	120
入園児童数(人)	114	108	110	112	94
うち0歳児	—	—	—	—	—
うち1歳児	—	—	—	—	—
うち2歳児	—	—	—	—	—
うち3歳児	22	32	38	34	24
うち4歳児	45	31	40	41	34
うち5歳児	47	45	32	37	36

資料：保育所現況調査(各年4月1日)

認定こども園の状況（長時部）

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	1	1	1	1	1
定員数(人)	235	235	235	235	255
入園児童数(人)	175	157	149	143	134
うち0歳児	3	1	2	2	1
うち1歳児	32	21	17	19	18
うち2歳児	35	32	24	21	16
うち3歳児	32	40	37	26	24
うち4歳児	32	31	41	38	34
うち5歳児	41	32	28	37	41

資料：保育所現況調査(各年4月1日)

地域型保育事業の状況

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	0	1	1	1	2
定員数(人)	0	5	5	5	10
入園児童数(人)	0	5	5	5	10
うち0歳児	0	1	0	0	1
うち1歳児	0	2	2	1	7
うち2歳児	0	2	3	4	2

資料：保育所現況調査(各年4月1日)

【休日保育利用者数】

(単位：人)

	平成26年	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年
利用者数	170	240	435	471	372

資料：保育幼稚園課

(2) 幼稚園

幼稚園の状況【公立】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	5	5	5	5	5
定員数(人)	284	284	284	284	284
入園児童数(人)	276	276	276	269	226
うち3歳児	83	85	81	85	66
うち4歳児	97	102	101	85	79
うち5歳児	96	89	94	99	81

資料:学校基本調査(各年5月1日)

幼稚園の状況【私立】

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
箇所数(園)	2	2	2	2	2
定員数(人)	290	290	290	290	290
入園児童数(人)	294	312	314	315	288
うち3歳児	87	100	104	100	106
うち4歳児	109	100	106	106	107
うち5歳児	98	112	104	109	75

資料:学校基本調査(各年5月1日)

5 ニーズ調査の結果

1 「ニーズに応じた教育・保育、子育て支援の提供」に関する特徴と課題

【特徴】 就学前児童の保護者が教育・保育施設を選ぶ際の主な条件は、1位が「自宅からの距離などの立地条件」、2位が「幼児期に必要な教育の適正な実施」、3位が「利用希望に合った保育時間」

【課題】 公民の連携による多様なニーズに対応した教育・保育の充実が求められる

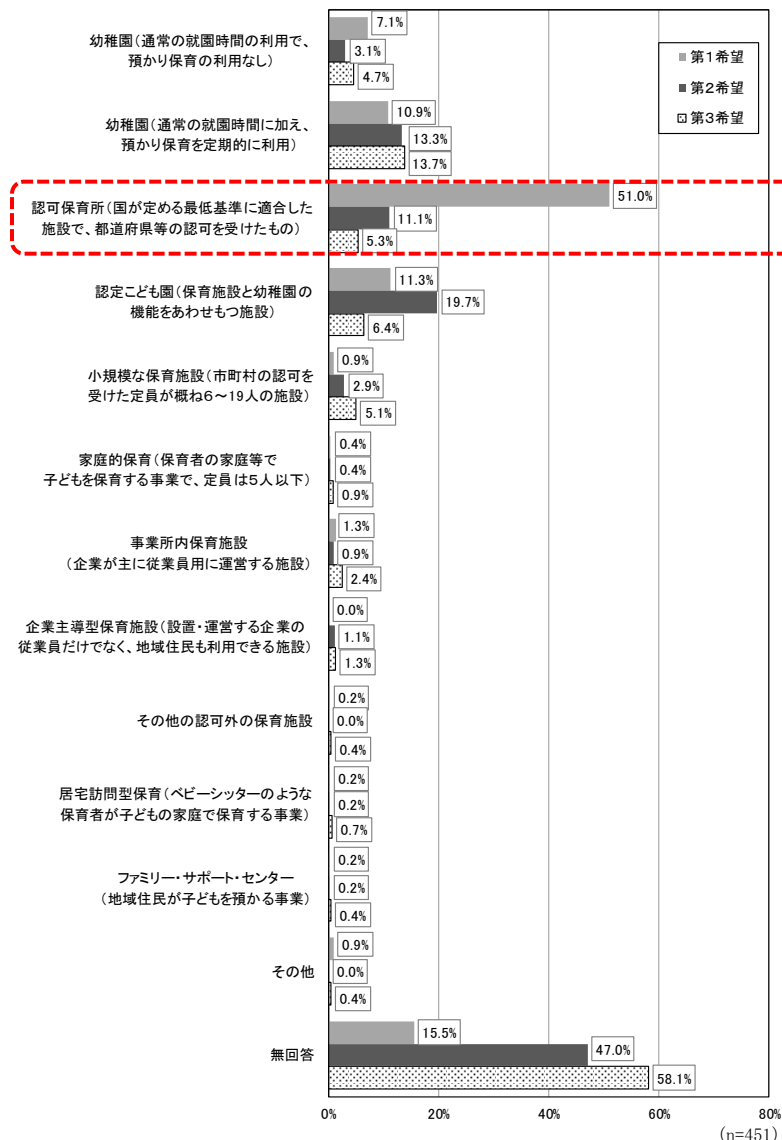
[教育・保育施設を選ぶ際の主な条件(就学前児童保護者)]

	1位	2位	3位
項目	自宅からの距離が近いなど立地条件が良い (30.8%)	幼児期に必要な教育が適正に行われている (16.9%)	保育時間が利用希望に合う (14.4%)

【特徴】 就学前児童の保護者が希望する教育・保育施設は「認可保育所」の割合が最も高く、幼稚園の希望は「預かり保育を定期的にご利用」が「預かり保育の利用なし」を3.8ポイント上回る

【課題】 認可保育所利用の高いニーズへの対応に加え、多様なニーズに対応した教育・保育の充実が求められる

[就学前児童保護者が希望する教育・保育施設(就学前児童保護者)]

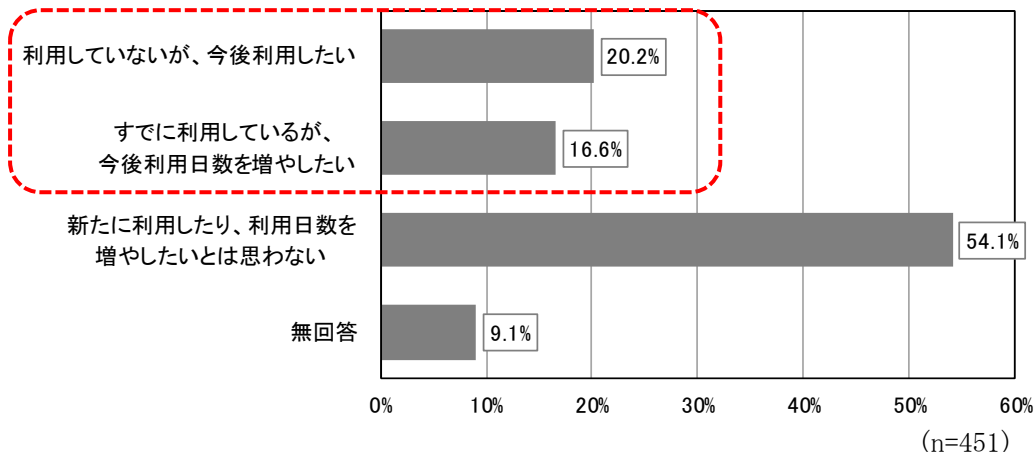


2 「身近な地域での子育て支援」に関する特徴と課題

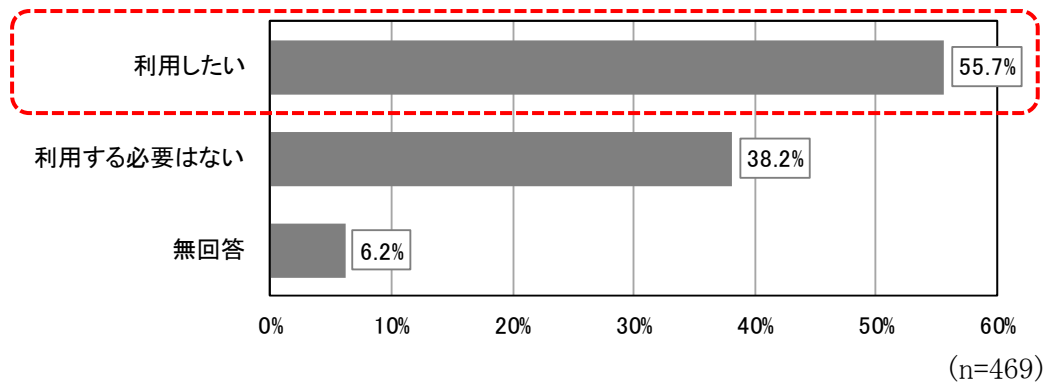
【特徴】 就学前児童の保護者の地域子育て支援拠点事業の今後の利用は増加が見込まれる。放課後子ども教室についても利用希望が過半数を占める

【課題】 今後も身近な地域で安全に安心して過ごせる居場所が求められる

[地域子育て支援拠点事業の今後の利用(就学前児童保護者)]



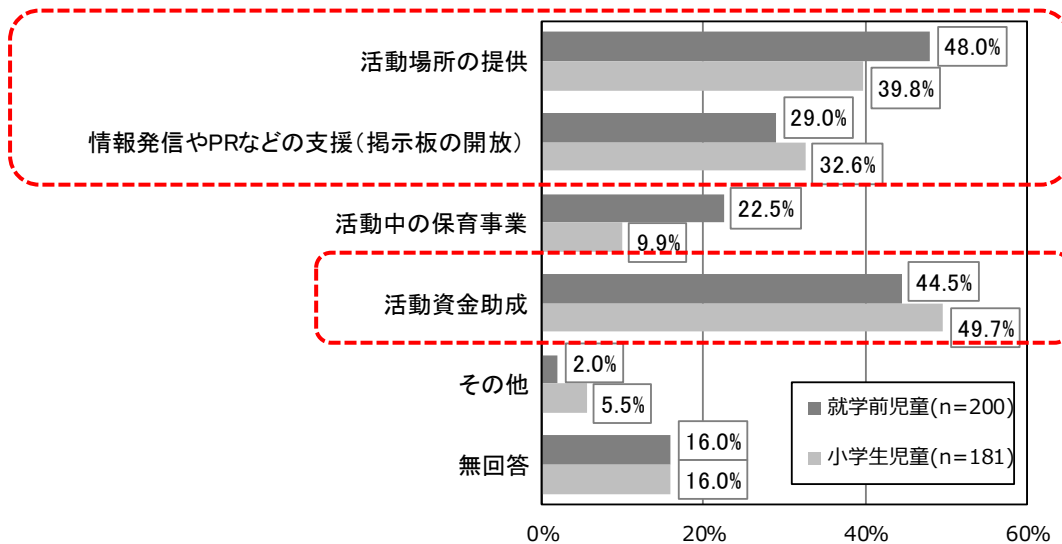
[放課後子ども教室の利用希望(小学生児童保護者)]



【特徴】 地域活動する際にほしい支援は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「活動場所の提供」「活動資金の助成」「情報発信やPRなどの支援（掲示板の開放）」の割合が高い

【課題】 活動の活性化に向けてニーズに応じた支援の充実の検討が必要

[地域活動する際にほしい支援(就学前・小学生児童保護者)]

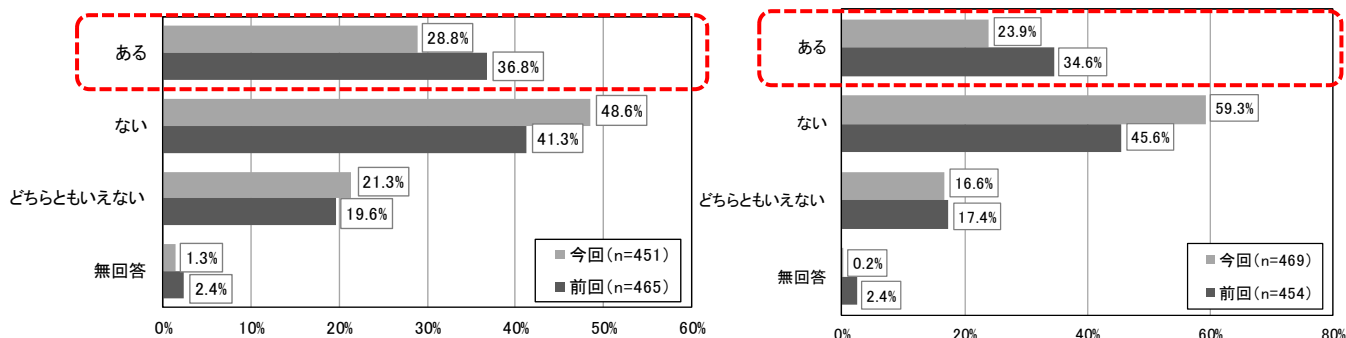


3 「家庭の自立や社会参加を支援」に関する特徴と課題

【特徴】 子どもを叩いた経験の有無は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに、5年前と比較して割合が減少しているものの、2～3割程度は「ある」と回答している

【課題】 子育て中の親が、育児に対して少しでもゆとりと自信をもち、親としての役割を發揮できるよう、今後もさらなる意識啓発とともに、多面的な相談・支援、情報提供が求められる

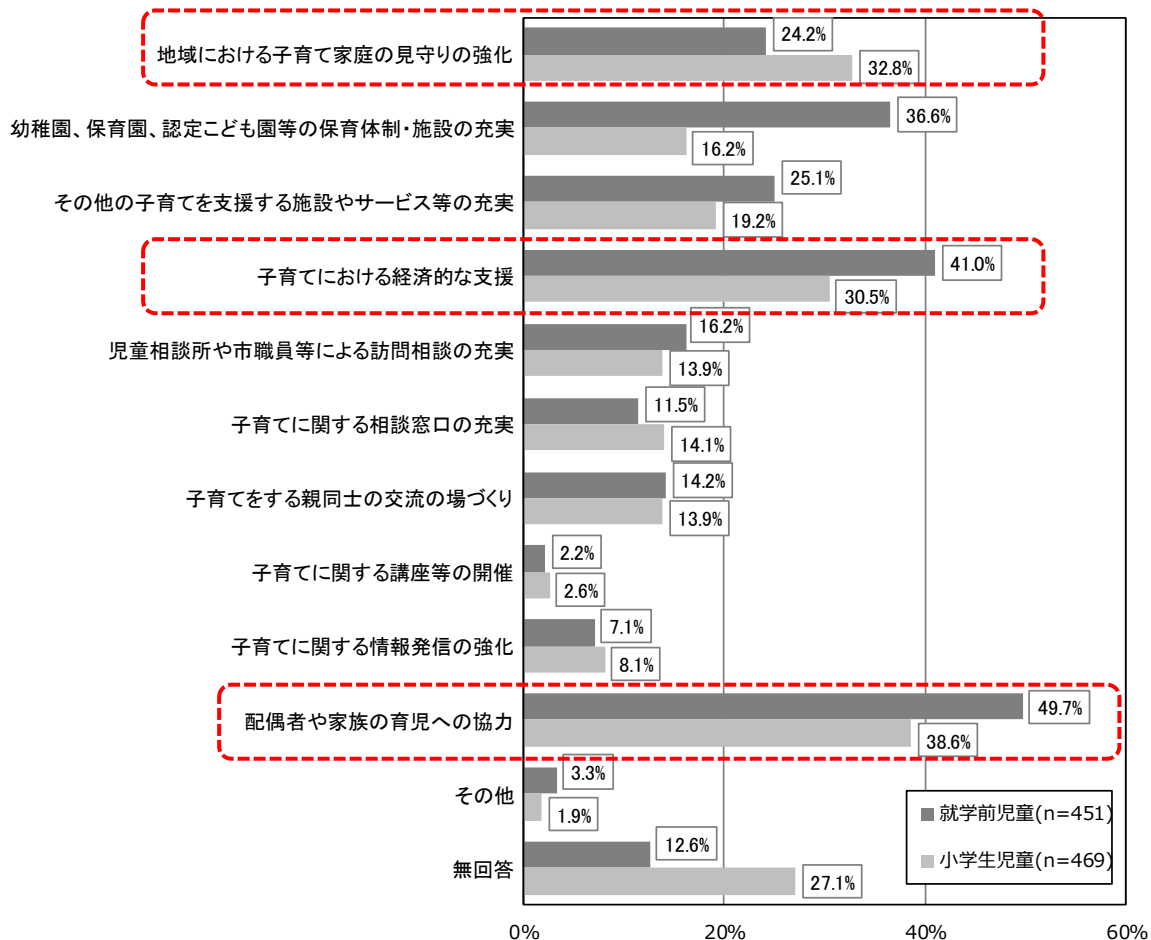
[子どもを叩いた経験の有無(就学前児童保護者)] [子どもを叩いた経験の有無(小学生児童保護者)]



【特徴】 不適切な子育て防止のために必要なことは、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「配偶者や家族の育児への協力」の割合が最も高く、次いで就学前児童保護者では「子育てにおける経済的な支援」、小学生児童保護者では「地域における子育て家庭の見守り強化」が求められている

【課題】 家庭内の子育て力の強化に向けた支援とともに、地域による見守り等の支援が必要

[不適切な子育て防止のために効果的なこと(就学前・小学生児童保護者)]

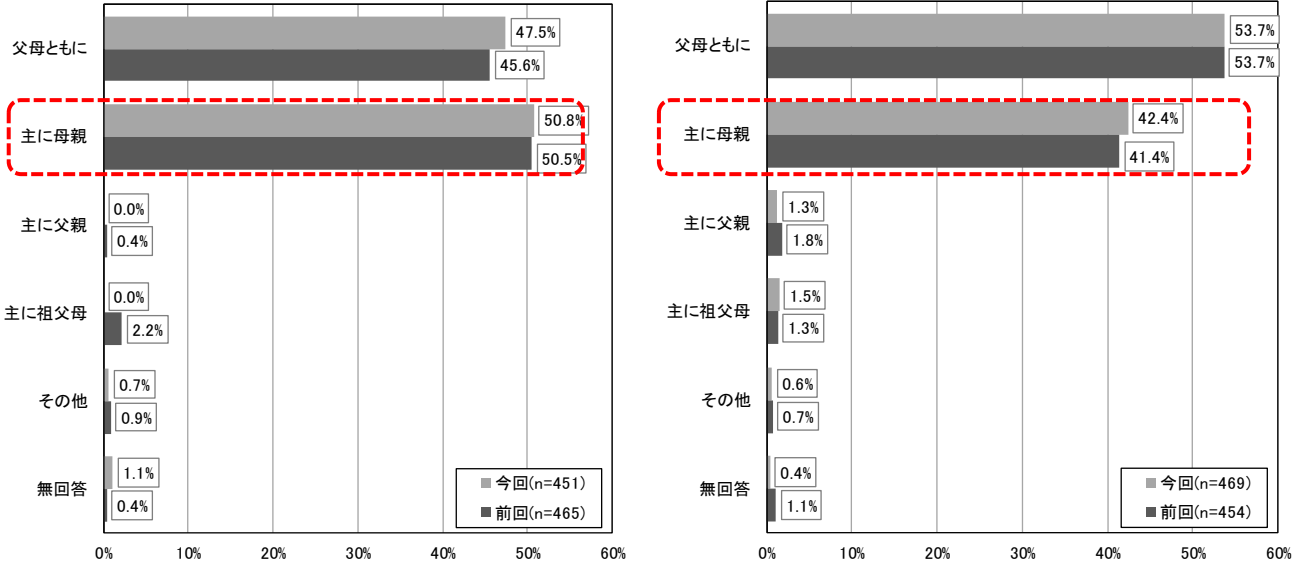


4 「子育てと仕事の両立」に関する特徴と課題

【特徴】 子育てを主に行っている方は、就学前児童の保護者で5割程度、小学生児童の保護者で4割程度が「母親」

【課題】 さらなる「父親」の育児参加が求められる

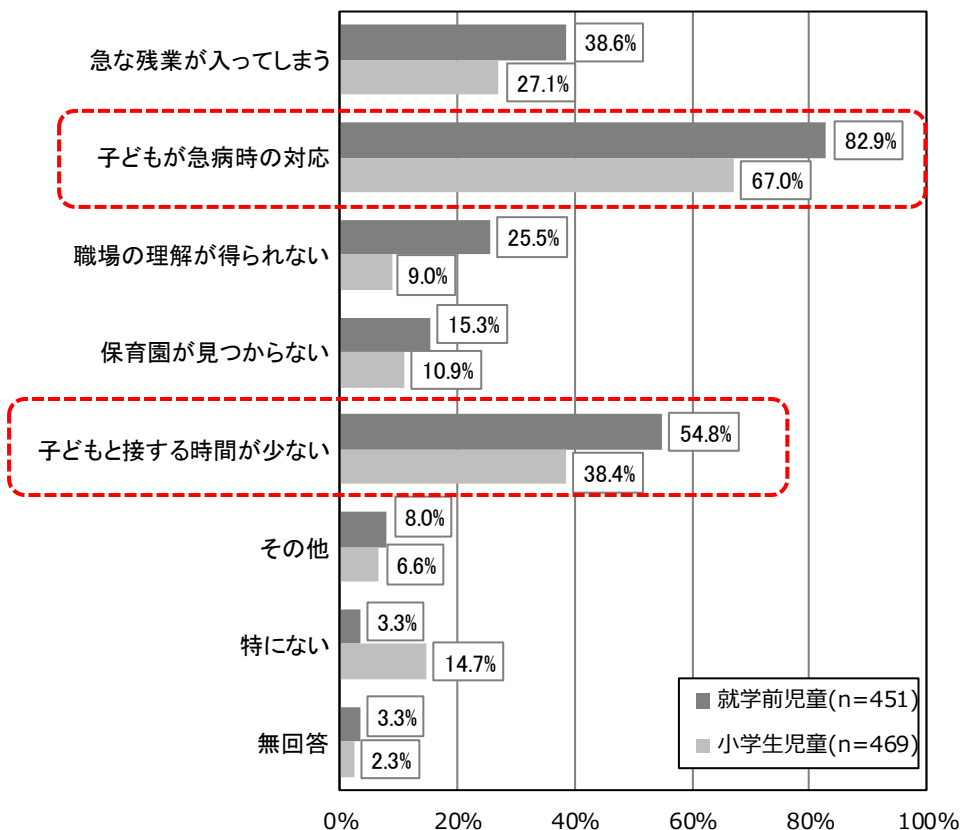
[子育てを主に行っている方(就学前児童保護者)] [子育てを主に行っている方(小学生児童保護者)]



【特徴】 仕事と子育ての両立で大変なことは、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「子どもが急病時の対応」の割合が最も高く、次いで「子どもと接する時間が少ない」の割合が高い

【課題】 今後もワーク・ライフ・バランス実現に向けて、企業等も含めた普及・啓発等が求められる

[仕事と子育ての両立で大変なこと(就学前・小学生児童保護者)]

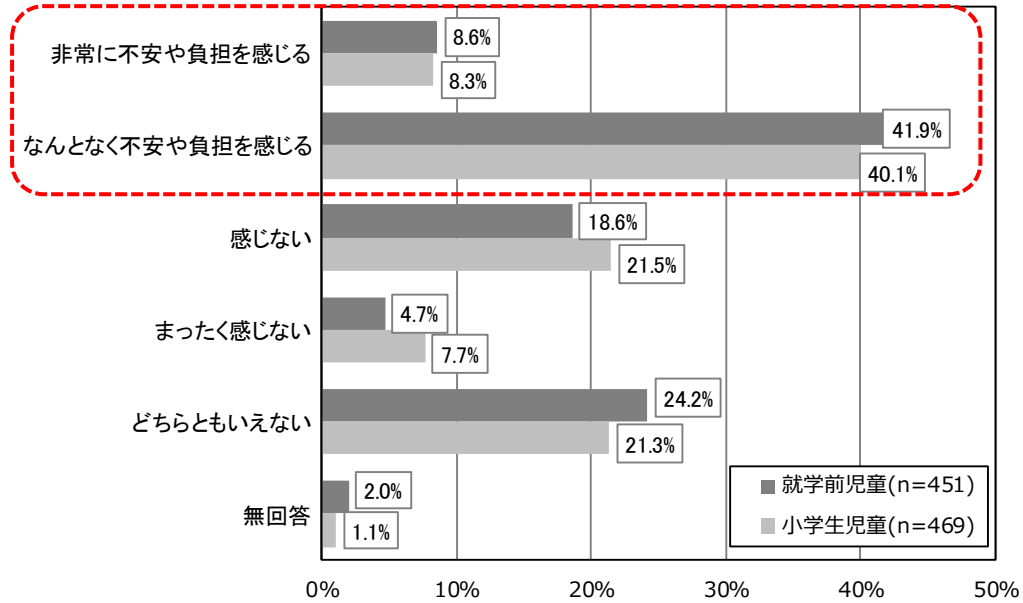


5 「すべての子どもと子育て家庭を支える」に関する特徴と課題

【特徴】 子育てに対する不安・負担は、就学前児童・小学生児童の保護者ともに5割程度が「感じる」と回答

【課題】 不安解消に向けた多様な支援の充実が求められる

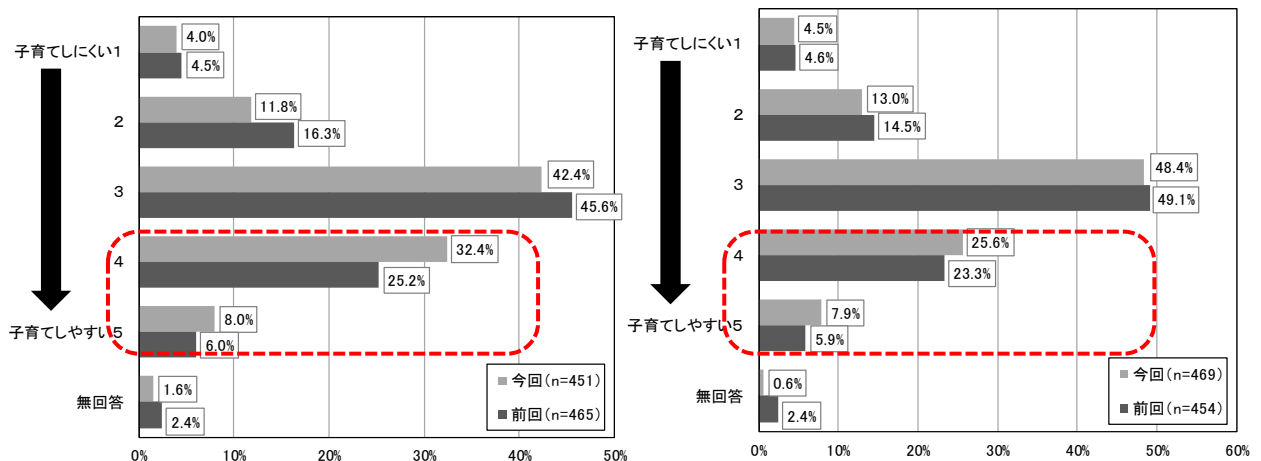
[子育てに対する不安・負担(就学前・小学生児童保護者)]



【特徴】 甲賀市の子育てのしやすさについて、就学前児童・小学生児童の保護者ともに、前回調査より子育てしやすい度合いが高い「5」「4」が増加

【課題】 今後もニーズを踏まえた取り組みや支援を行い、より子育てしやすい環境づくりを進めることが求められる

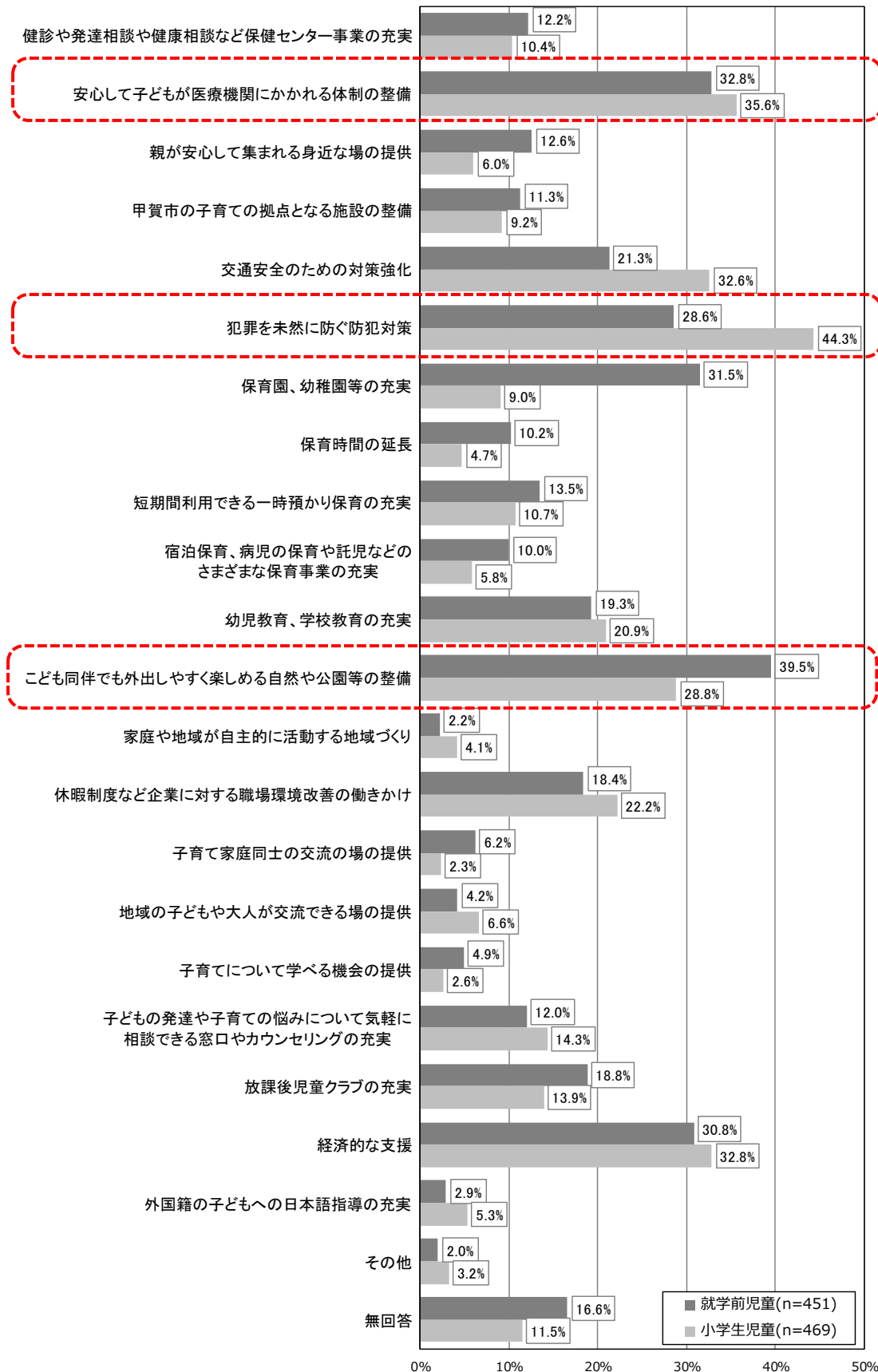
[甲賀市の子育てのしやすさ(就学前児童保護者)][甲賀市の子育てのしやすさ(小学生児童保護者)]



【特徴】 今後重要な子育て支援策は、就学前児童の保護者で「こども同伴でも外出しやすく楽しめる自然や公園等の整備」、小学生児童の保護者で「犯罪を未然に防ぐ防犯対策」の割合がそれぞれ最も高い。次いで、就学前児童・小学生児童の保護者ともに「安心して子どもが医療機関にかかれる体制の整備」が高い

【課題】 ニーズを踏まえ、子ども・子育て支援を進めていくことが求められる

[今後重要な子育て支援策(就学前・小学生児童保護者)]



6 子どもの支援に関わる関係機関・団体のヒアリング調査の結果

【調査概要】

調査の種類	対象	実施時期
教育・保育施設ヒアリングシート	市内の公立以外の教育・保育施設	令和元年 6月
子ども・子育て支援関連団体ヒアリングシート	市内の子ども・子育て関連ボランティア団体等	令和元年 6月

【調査対象詳細(※20団体中17団体から回答)】

大分類	小分類	回答機関・団体数
教育・保育施設	私立保育園	2
	認定こども園	1
	事業所内保育園	1
	企業主導型保育園	1
子ども・子育て支援関連団体	放課後児童クラブ等	5
	児童養護施設	1
	青少年自立支援施設	1
	児童自立支援施設	1
	子育て関係団体	2
	その他	2

1 教育・保育施設の意見からみる課題

保育サービスの拡充・実施・検討について	★多様なニーズに対応する保育サービスと、その実現のための人材や場所の確保が求められています
認定こども園への移行について	★ニーズや通園状況を踏まえ、2号・3号認定と1号認定の市全体での受け入れのバランス調整が求められています
特別な支援が必要な子ども・家庭への支援について	★園内でのしくみづくりや家庭児童相談室等専門機関との連携等、きめ細かな対応が求められています
子育てと仕事の両立支援について	★企業等雇用主と一体となった子育てと仕事の両立支援が求められています
甲賀市の子育て支援や子育て環境について	★子育てに関する基礎的な知識や情報の提供（提供媒体や内容等の工夫）が求められています

2 子ども・子育て支援関連団体の意見からみる課題

子育て家庭への支援について

★多様なニーズに対応した地域子ども・子育て支援事業、教育・保育サービスの充実、理解しやすい情報発信が求められています

★長期休業中のニーズへの対応等、放課後児童クラブの充実が求められています

★子どもの遊び場、地域の居場所づくりの充実が求められています

地域全体で子育て支援に取り組むまちづくりについて

★地域が一体となって、身近な地域で学ぶ環境づくりの促進が求められています

★子育て支援に関わる多様な主体間の連携が求められています

特別な支援が必要な子ども・子育て家庭への支援について

★ひとり親家庭に対する相談、経済的支援、子どもの学習支援等、総合的な対応が求められています

★児童虐待の未然防止と早期発見・対応、保護、子どもの自立支援等総合的な支援策の推進が求められています

★障がいのある児童の園や学校、児童クラブ等つながりのある支援、放課後等デイサービス、相談支援等の充実が求められています

★発達障がいに対する早期の把握、対応等支援の充実や、相談窓口の周知徹底が求められています

★外国籍の児童や保護者に対する支援の充実が求められています

★支援が必要な子ども・子育て家庭に対する支援サービスや施設、相談窓口等総合的な情報の提供、利用しやすい制度等が求められています

仕事と子育ての両立支援について

★固定的な役割分担意識の解消、男性の育児休業制度の取得促進など、企業と一体となった仕事と子育ての両立支援が求められています

★子育て支援事業・支援施策の充実や運用の見直しが求められています

子育て支援策の充実への要望、困っていることなどについて

★学校教育の充実が求められています

★子どもの安全の確保が求められています

★相談対応の充実や保護者同士のつながりが求められています

7 第1期計画の進捗・評価

甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に関する、次の4つの項目について関係各課による評価、取り組み状況等を取りまとめます。

評価の対象項目
(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績
(2) 子ども・子育て支援事業の評価
(3) こうか子ども・子育て応援 5つの重点プロジェクトの評価
(4) 成果指標の達成状況

(1) 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の実績

① 評価・検証の考え方

甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画に掲載された教育・保育提供区域（5区域）別の「量の見込み」（教育・保育の認定及び地域子ども・子育て支援事業）について、検証します。

② 教育・保育の認定の実績

【参考】教育・保育の認定とは

保護者が、子どものための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた市の認定を受ける必要があります。認定の区分は、次の3つの区分となります。

認定区分	対象となる子ども		教育・保育提供施設
1号認定	3歳児から5歳児	学校教育を希望 (保育を必要としない)	幼稚園 認定こども園(短時部)
2号認定	3歳児から5歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)
3号認定	0歳児から2歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)

<1> 1号認定〔3歳児から5歳児で学校教育を希望〕

教育・保育提供区域別でみると、水口区域を除いた区域では、いずれかの年度で、実績値が計画値を上回っています。また、市全体でも平成30年度は実績値が計画値を上回っています。

【①水口区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	362	354	354	356	364
実績値	281	290	289	349	324
対計画比	77.6%	81.9%	81.6%	98.0%	89.0%

※平成30年度 水口幼稚園が新法へ

(各年4月1日時点)

【②土山区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	14	14	14	13	13
実績値	16	19	18	24	23
対計画比	114.3%	135.7%	128.6%	184.6%	176.9%

(各年4月1日時点)

【③甲賀区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	58	52	54	53	54
実績値	57	62	58	47	36
対計画比	98.3%	119.2%	107.4%	88.7%	66.7%

(各年4月1日時点)

【④甲南区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	179	194	196	194	178
実績値	21	196	211	243	207
対計画比	11.7%	101.0%	107.7%	125.3%	116.3%

※平成28年度 甲南幼稚園が新法へ

(各年4月1日時点)

【⑤信楽区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	27	28	27	27	24
実績値	34	31	33	33	22
対計画比	125.9%	110.7%	122.2%	122.2%	91.7%

(各年4月1日時点)

【⑥全市〔参考〕】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	640	642	645	643	633
実績値	409	598	609	696	612
対計画比	63.9%	93.1%	94.4%	108.2%	96.7%

(各年4月1日時点)

<2> 2号認定〔3歳児から5歳児で保育を必要とする〕

教育・保育提供区域別で見ると、土山区域では、平成27・28・30年度の実績値が計画値を上回っています。なお、市全体ではいずれの年度も実績値が計画値を下回っている状況です。

【①水口区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	806	786	786	790	809
実績値	721	742	780	780	773
対計画比	89.5%	94.4%	99.2%	98.7%	95.6%

(各年4月1日時点)

【②土山区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	119	112	110	102	100
実績値	126	115	107	102	98
対計画比	105.9%	102.7%	97.3%	100.0%	98.0%

(各年4月1日時点)

【③甲賀区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	174	155	160	157	159
実績値	149	144	134	128	144
対計画比	85.6%	92.9%	83.8%	81.5%	90.6%

(各年4月1日時点)

【④甲南区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	377	408	413	408	373
実績値	361	367	371	378	374
対計画比	95.8%	90.0%	89.8%	92.6%	100.3%

(各年4月1日時点)

【⑤信楽区域】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	183	188	183	184	164
実績値	160	159	167	161	157
対計画比	87.4%	84.6%	91.3%	87.5%	95.7%

(各年4月1日時点)

【⑥全市〔参考〕】 (単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1,659	1,649	1,652	1,641	1,605
実績値	1,517	1,527	1,559	1,549	1,546
対計画比	91.4%	92.6%	94.4%	94.4%	96.3%

(各年4月1日時点)

<3> 3号認定〔0歳児から2歳児で保育を必要とする〕

教育・保育提供区域別でみると、甲南区域では平成29年度、信楽区域では平成30年度の実績値が計画値を上回っています。なお、市全体ではいずれの年度も実績値が計画値を下回っている状況です。

<評価・検証結果についての留意点>

本検証は、あくまで第1期甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画の量の見込み(4月1日時点)に対する検証である。3号認定については年間を通じた変化が大きいことを踏まえ、第2期計画においては、年度末時点の認定の実績を踏まえ、必要な見込み量及び保育の受け皿の確保方を検討することとする

【①水口区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	448	445	445	444	442
実績値	306	328	325	321	326
対計画比	68.3%	73.7%	73.0%	72.3%	73.8%

(各年4月1日時点)

【②土山区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	54	53	52	51	50
実績値	37	38	27	37	39
対計画比	68.5%	71.7%	51.9%	72.5%	78.0%

(各年4月1日時点)

【③甲賀区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	81	80	80	79	78
実績値	55	48	40	47	56
対計画比	67.9%	60.0%	50.0%	59.5%	71.8%

(各年4月1日時点)

【④甲南区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	191	178	178	177	176
実績値	145	166	180	168	184
対計画比	75.9%	93.3%	101.1%	94.9%	104.5%

(各年4月1日時点)

【⑤信楽区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	79	70	68	66	64
実績値	58	51	67	69	62
対計画比	73.4%	72.9%	98.5%	104.5%	96.9%

(各年4月1日時点)

【⑥全市〔参考〕】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	853	826	823	817	810
実績値	601	631	639	642	667
対計画比	70.5%	76.4%	77.6%	78.6%	82.3%

(各年4月1日時点)

③地域子ども・子育て支援事業の実績

<1>利用者支援事業（全市区域事業）

平成30年度は実績値が計画値を下回っています。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

(単位:か所)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	5	5	5	7	7
実績値	5	5	5	5	
対計画比	100.0%	100.0%	100.0%	71.4%	

<2>時間外保育事業（延長保育事業）

教育・保育提供区域別で見ると、土山区域、甲賀区域、信楽区域では過去4年間の実績値が計画値を上回っています。なお、市全体では平成27年度を除いて、実績値が計画値を下回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①水口区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	479	480	479	479	483
実績値	384	302	330	257	
対計画比	80.2%	62.9%	68.9%	53.7%	

【②土山区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	44	42	41	39	38
実績値	54	60	50	48	
対計画比	122.7%	142.9%	122.0%	123.1%	

【③甲賀区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	45	42	43	42	42
実績値	47	60	75	63	
対計画比	104.4%	142.9%	174.4%	150.0%	

【④甲南区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	209	211	211	209	199
実績値	292	196	165	128	
対計画比	139.7%	92.9%	78.2%	61.2%	

【⑤信楽区域】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	14	13	13	13	12
実績値	32	28	30	34	
対計画比	228.6%	215.4%	230.8%	261.5%	

【⑥全市〔参考〕】

(単位:人)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	791	788	787	782	774
実績値	809	646	650	530	
対計画比	102.3%	82.0%	82.6%	67.8%	

<3>実費徴収に係る補足給付を行う事業（全市区域事業）

計画の中間見直し（H30.3）で追加された事業であり、計画値は平成30年度以降の設定となっています。平成30年度については、実績値が計画値を下回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	-	-	-	11	11
実績値	16	9	6	10	
対計画比	-	-	-	90.9%	

<4>多様な主体が参入することを促進するための事業（全市区域事業）

※第1期計画において、量の見込みは設定されておりません。

<5>放課後児童健全育成事業（児童クラブ事業）

教育・保育提供区域別でみると、各区域でいずれかの年で、実績値が計画値を上回っています。なお、市全体でみても、平成30年度を除いて実績値が計画値を上回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①水口区域】

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	264	255	249	379	387
	小学4～6年生	102	100	100	128	126
	合計	366	355	349	507	513
実績値	小学1～3年生	319	320	330	342	
	小学4～6年生	49	61	97	105	
	合計	368	381	427	447	
対計画比	小学1～3年生	120.8%	125.5%	132.5%	90.2%	
	小学4～6年生	48.0%	61.0%	97.0%	82.0%	
	合計	100.5%	107.3%	122.3%	88.2%	

【②土山区域】

（単位：人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	35	33	33	50	49
	小学4～6年生	14	13	13	7	6
	合計	49	46	46	57	55
実績値	小学1～3年生	29	32	42	43	
	小学4～6年生	5	4	7	11	
	合計	34	36	49	54	
対計画比	小学1～3年生	82.9%	97.0%	127.3%	86.0%	
	小学4～6年生	35.7%	30.8%	53.8%	157.1%	
	合計	69.4%	78.3%	106.5%	94.7%	

【③甲賀区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	74	72	70	79	76
	小学4～6年生	15	14	14	36	37
	合計	89	86	84	115	113
実績値	小学1～3年生	75	65	67	67	
	小学4～6年生	17	21	31	36	
	合計	92	86	98	103	
対計画比	小学1～3年生	101.4%	90.3%	95.7%	84.8%	
	小学4～6年生	113.3%	150.0%	221.4%	100.0%	
	合計	103.4%	100.0%	116.7%	89.6%	

【④甲南区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	152	147	144	230	248
	小学4～6年生	11	12	12	68	63
	合計	163	159	156	298	311
実績値	小学1～3年生	191	199	197	210	
	小学4～6年生	8	20	51	54	
	合計	199	219	248	264	
対計画比	小学1～3年生	125.7%	135.4%	136.8%	91.3%	
	小学4～6年生	72.7%	166.7%	425.0%	79.4%	
	合計	122.1%	137.7%	159.0%	88.6%	

【⑤信楽区域】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	40	41	40	58	62
	小学4～6年生	10	9	9	22	22
	合計	50	50	49	80	84
実績値	小学1～3年生	26	36	53	61	
	小学4～6年生	10	11	11	14	
	合計	36	47	64	75	
対計画比	小学1～3年生	65.0%	87.8%	132.5%	105.2%	
	小学4～6年生	100.0%	122.2%	122.2%	63.6%	
	合計	72.0%	94.0%	130.6%	93.8%	

【⑥全市〔参考〕】

(単位:人)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	小学1～3年生	565	548	536	796	822
	小学4～6年生	152	148	148	261	254
	合計	717	696	684	1,057	1,076
実績値	小学1～3年生	640	652	689	723	
	小学4～6年生	89	117	197	220	
	合計	729	769	886	943	
対計画比	小学1～3年生	113.3%	119.0%	128.5%	90.8%	
	小学4～6年生	58.6%	79.1%	133.1%	84.3%	
	合計	101.7%	110.5%	129.5%	89.2%	

<6>子育て短期支援事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）（全市区域事業）

いずれの年度も、利用が発生していない状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

（単位：延べ利用人数）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	13	12	12	12	12
実績値	0	0	0	0	
対計画比	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	

<7>乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（全市区域事業）

いずれの年度も実績値が計画値を下回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	716	709	701	692	682
実績値	663	615	606	618	
対計画比	92.6%	86.7%	86.4%	89.3%	

<8>養育支援訪問事業、要保護児童対策地域協議会及び要保護児童等に対する支援に資する事業（育児支援家庭訪問事業、子ども家庭支援ネットワーク協議会）（全市区域事業）

平成29年度のみ、「訪問世帯」「訪問回数」とともに実績値が計画値を上回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

（単位：件）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	訪問世帯	15	20	20	25	25
	訪問回数	160	180	180	200	200
実績値	訪問世帯	14	15	21	17	
	訪問回数	121	160	208	171	
対計画比	訪問世帯	93.3%	75.0%	105.0%	68.0%	
	訪問回数	75.6%	88.9%	115.6%	85.5%	

<9>地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター、つどいの広場事業）

教育・保育提供区域別で見ると、水口区域を除いたすべての区域において、概ね実績値が計画値を上回っており、特に土山区域・甲賀区域では対計画比が大きくなっています。一方で、水口区域では各年度の実績値の対計画比が50%程度となっています。

市全体では平成29・30年度は、実績値が計画値をやや下回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

※甲南区域は子育て支援センターの他に、つどいの広場の利用組数を含む

【①水口区域】

(単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1,467	1,505	1,500	1,492	1,480
実績値	834	873	770	746	
対計画比	56.9%	58.0%	51.3%	50.0%	

【②土山区域】

(単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	210	205	199	192	186
実績値	366	426	426	438	
対計画比	174.3%	207.8%	214.1%	228.1%	

【③甲賀区域】

(単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	357	358	351	342	335
実績値	543	555	764	661	
対計画比	152.1%	155.0%	217.7%	193.3%	

【④甲南区域】

(単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1,302	1,194	1,187	1,176	1,167
実績値	1,904	1,529	1,086	1,229	
対計画比	146.2%	128.1%	91.5%	104.5%	

【⑤信楽区域】

(単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	211	190	184	178	172
実績値	385	282	281	249	
対計画比	182.5%	148.4%	152.7%	139.9%	

【⑥全市〔参考〕】

(単位:人日/月)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	3,547	3,452	3,421	3,380	3,340
実績値	4,032	3,665	3,327	3,323	
対計画比	113.7%	106.2%	97.3%	98.3%	

<10>一時預かり事業（一時預かり保育事業、幼稚園における預かり保育事業）

教育・保育提供区域別でみると、幼稚園での預かり保育についてみると、土山区域・信楽区域は各年度の実績値が計画値を上回っています。

幼稚園以外の預かり保育についてみると、水口区域で各年度の実績値が計画値を上回っています。

※平成31年度の実績値は未確定

※中間見直しで、2号認定は1号認定に合算（市内幼稚園の預かり保育は1号認定のみ対象）

◆幼稚園での預かり保育

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1号認定	5,028	4,903	4,907	18,989	19,462
	2号認定	14,309	13,954	13,966	0	0
	合計	19,337	18,857	18,873	18,989	19,462
実績値	1号認定	19,654	10,459	6,659	6,728	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	19,654	10,459	6,659	6,728	
対計画比	1号認定	0.0%	213.3%	135.7%	35.4%	
	2号認定	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
	合計	101.6%	55.5%	35.3%	35.4%	

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値		2,206	2,192	2,185	2,174	2,156
実績値		2,807	2,825	2,772	2,539	
対計画比		127.2%	128.9%	126.9%	116.8%	

【②土山区域】

◆幼稚園での預かり保育

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1号認定	9	9	9	9	9
	2号認定	0	0	0	0	0
	合計	9	9	9	9	9
実績値	1号認定	17	42	21	33	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	17	42	21	33	
対計画比	1号認定	188.9%	466.7%	233.3%	366.7%	
	2号認定	-	-	-	-	-
	合計	188.9%	466.7%	233.3%	366.7%	

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

（単位：人日）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値		165	162	157	152	147
実績値		57	45	79	59	
対計画比		34.5%	27.8%	50.3%	38.8%	

【③甲賀区域】

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1号認定	131	117	121	119	120
	2号認定	0	0	0	0	0
	合計	131	117	121	119	120
実績値	1号認定	110	103	129	95	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	110	103	129	95	
対計画比	1号認定	84.0%	88.0%	106.6%	79.8%	
	2号認定	-	-	-	-	-
	合計	84.0%	88.0%	106.6%	79.8%	

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値		333	334	328	320	313
実績値		86	29	20	33	
対計画比		25.8%	8.7%	6.1%	10.3%	

【④甲南区域】

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1号認定	61	66	66	21,864	19,983
	2号認定	20,116	21,805	22,078	0	0
	合計	20,177	21,871	22,144	21,864	19,983
実績値	1号認定	21,039	20,133	17,480	18,436	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	21,039	20,133	17,480	18,436	
対計画比	1号認定	34490.2%	30504.5%	26484.8%	84.3%	
	2号認定	0.0%	0.0%	0.0%	-	-
	合計	104.3%	92.1%	78.9%	84.3%	

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値		1,353	1,231	1,224	1,213	1,204
実績値		661	550	484	425	
対計画比		48.9%	44.7%	39.5%	35.0%	

【⑤信楽区域】

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1号認定	49	53	54	60	57
	2号認定	0	0	0	0	0
	合計	49	53	54	60	57
実績値	1号認定	53	73	77	90	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	53	73	77	90	
対計画比	1号認定	108.2%	137.7%	142.6%	150.0%	
	2号認定	-	-	-	-	-
	合計	108.2%	137.7%	142.6%	150.0%	

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値		628	561	542	526	507
実績値		343	203	438	226	
対計画比		54.6%	36.2%	80.8%	43.0%	

【⑥全市〔参考〕】

◆幼稚園での預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	1号認定	5,278	5,148	5,157	41,041	39,631
	2号認定	34,425	35,759	36,044	0	0
	合計	39,703	40,907	41,201	41,041	39,631
実績値	1号認定	40,873	30,810	24,366	25,382	
	2号認定	0	0	0	0	
	合計	40,873	30,810	24,366	25,382	
対計画比	1号認定	774.4%	598.5%	472.5%	61.8%	
	2号認定	-	-	-	-	-
	合計	102.9%	75.3%	59.1%	61.8%	

◆幼稚園以外の一時的預かり保育

(単位:人日)

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値		4,685	4,480	4,436	4,385	4,327
実績値		3,954	3,652	3,793	3,282	
対計画比		84.4%	81.5%	85.5%	74.8%	

<11> 病児保育事業（病後児保育事業）（全市区域事業）

平成27年度のみ、実績値が計画値を上回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

（単位：人日）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	78	78	77	76	75
実績値	86	64	71	53	
対計画比	110.3%	82.1%	92.2%	69.7%	

<12> 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（全市区域事業）

すべての年度で、実績値が計画値を上回っており、実績は増加傾向となっています。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

（単位：人）

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	199	193	186	180	179
実績値	307	301	306	325	
対計画比	154.3%	156.0%	164.5%	180.6%	

<13> 妊婦健康診査事業（妊婦健康診査事業）（全市区域事業）

平成28年度を除き、「受診券配布人数」の実績値は計画値を上回っている状況です。

※平成31年度の実績値は未確定

【①全市】

（単位：件、人）

		平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
計画値	受診券配布人数	716	709	701	692	682
	受診件数	10,024	9,926	9,814	9,688	9,548
実績値	受診券配布人数	728	697	719	706	
	受診件数	8,011	8,008	7,646	7,924	
対計画比	受診券配布人数	101.7%	98.3%	102.6%	102.0%	
	受診件数	79.9%	80.7%	77.9%	81.8%	

(2) 子ども・子育て支援事業の評価

①評価の方法

具体の評価にあたっては、5つの基本方針に基づき実施する124の事業を3つの評価基準で点数化（「計画通り実施＝10点」「一部実施＝5点」「未実施＝0点」）。

さらに、基本方針・施策といったより上位の枠組みで平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。（※平均値が高いほど良い評価となる）

<評価結果についての留意点>

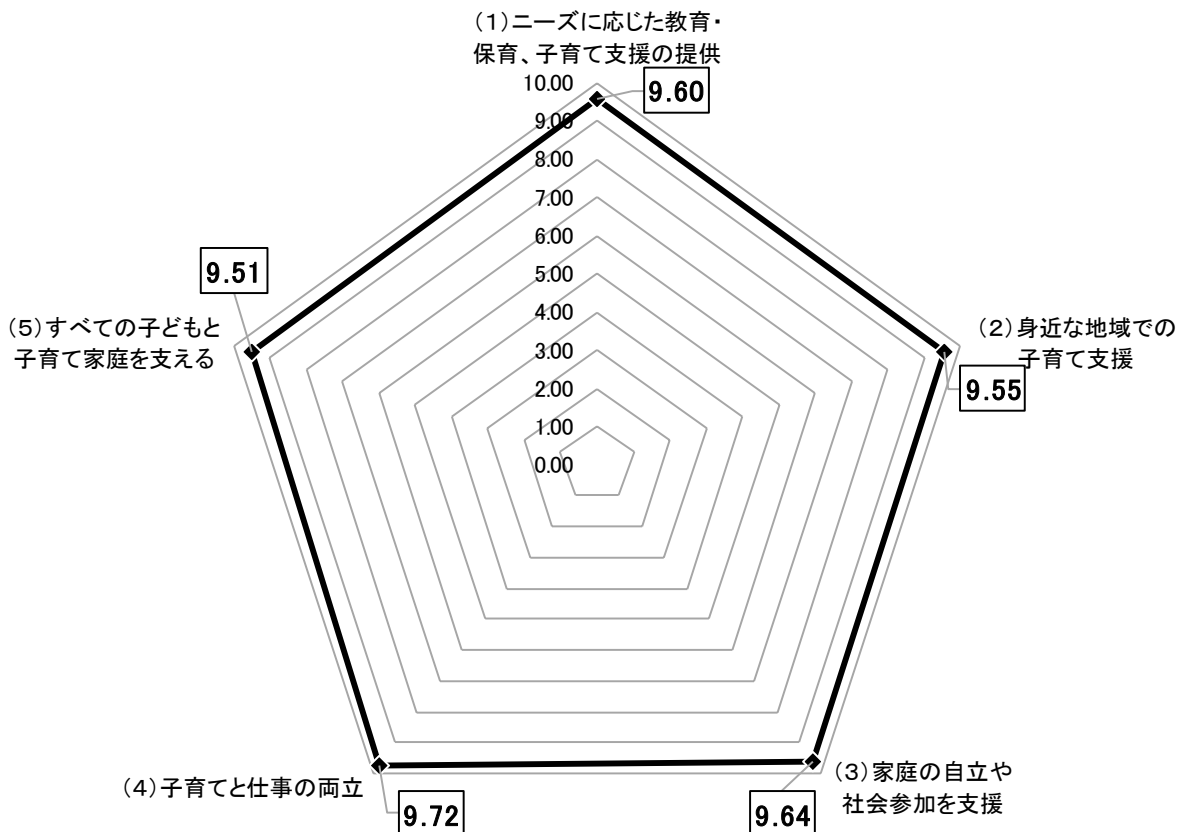
本評価は、あくまで担当課による各施策・事業の進捗評価であり、仮にすべての施策・事業を「計画通り実施」していたとしても、その結果として本市における子ども・子育てに関するすべての課題を解決したことを示すものではない

②基本方針、施策の評価

計画全体の評価の平均値は9.57（概ね「計画通り実施」の水準）となっています。

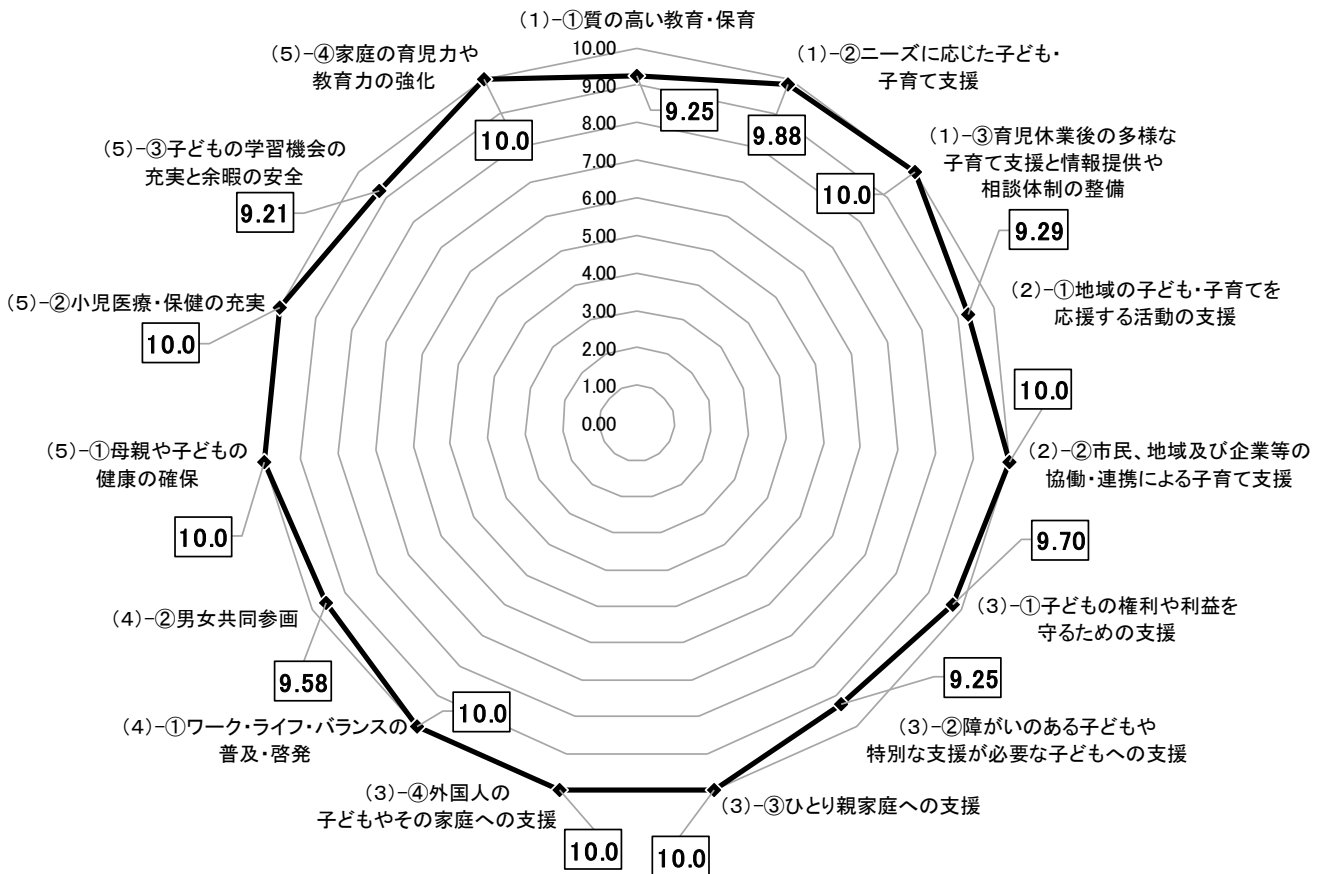
基本方針の評価としては、「基本方針（1）ニーズに応じた教育・保育、子育て支援の提供」が9.60「基本方針（3）家庭の自立や社会参加を支援」が9.64、「基本方針（4）子育てと仕事の両立」が9.72と計画全体の平均値を上回っている一方で、「基本方針（2）身近な地域での子育て支援」は9.55、「基本方針（5）すべての子どもと子育て家庭を支える」が9.51と平均値をやや下回っています。

<基本方針の評価>



また、施策ごとの評価としては、「(1) -③育児休業後の多様な子育て支援と情報提供や相談体制の整備」など、8つの施策で平均値が 10.0 と最も良い評価となっている一方で、「(1) -①質の高い教育・保育」「(3) -②障がいのある子どもや特別な支援が必要な子どもへの支援」については平均値が 9.25、「(5) -③子どもの学習機会の充実と余暇の安全」についても平均値が 9.21 とやや低い水準となっています。

<施策ごとの評価>



(3) こうか子ども・子育て応援5つの重点プロジェクトの評価

①評価の方法

具体の評価にあたっては、「(2) 子ども・子育て支援事業の評価」と同様に、5つの重点プロジェクトに基づき実施する18の事業を3つの評価基準で点数化(「計画通り実施=10点」「一部実施=5点」「未実施=0点」)。

また、5つの重点プロジェクトの枠組みで平均値を算出し、検証を行いました。(※平均値が高いほど良い評価となる)

<評価結果についての留意点>

本評価は、あくまで担当課による各施策・事業の進捗評価であり、仮にすべての施策・事業を「計画通り実施」していたとしても、その結果として本市における子ども・子育てに関するすべての課題を解決したことを示すものではない

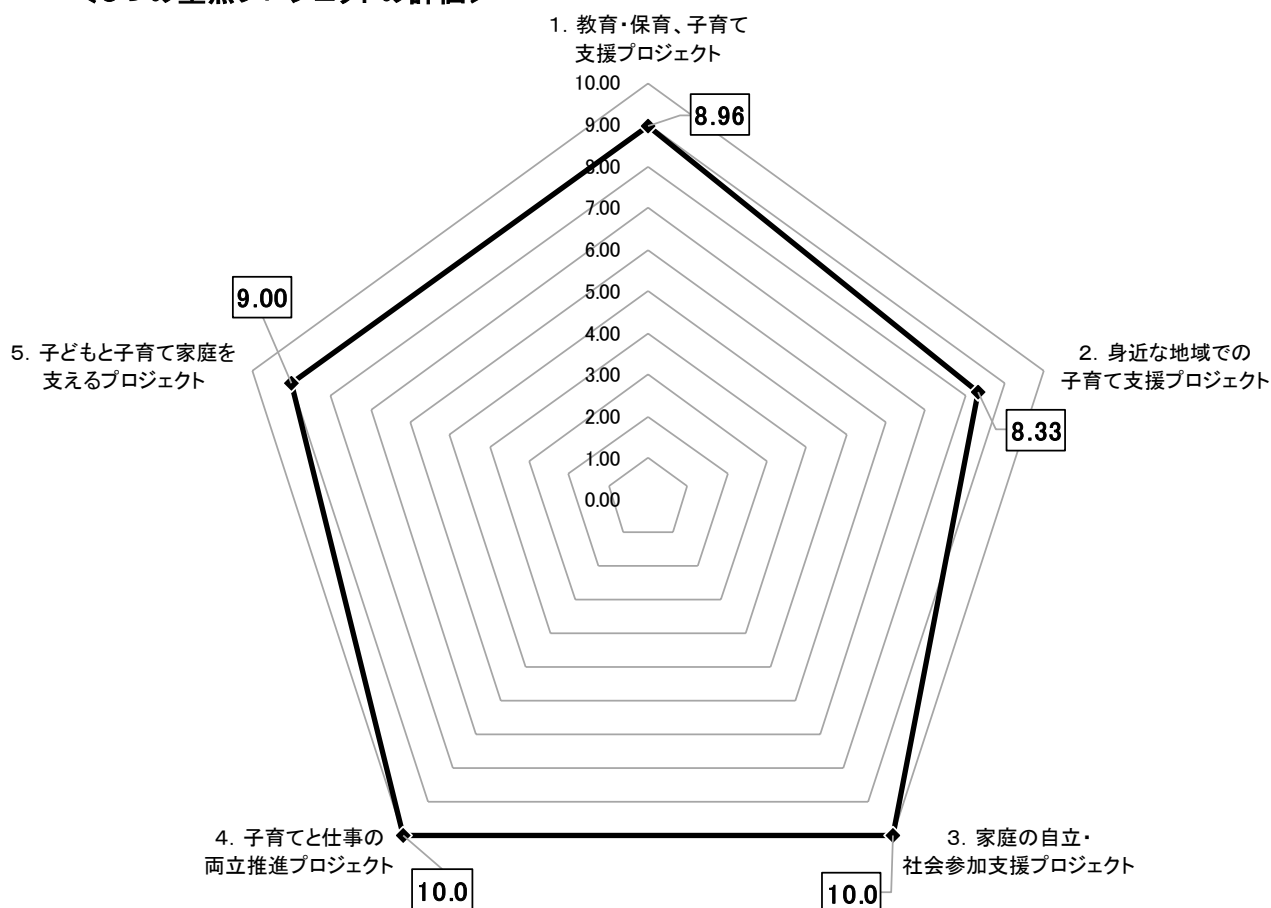
②5つの重点プロジェクトの評価

5つの重点プロジェクトの平均値は9.21(概ね「計画通り実施」の水準)となっています。

各プロジェクトの評価としては、「3. 家庭の自立・社会参加支援プロジェクト」「4. 子育てと仕事の両立推進プロジェクト」の平均値が10.0と、全体の平均値を上回っています。

一方で、「1. 教育・保育、子育て支援プロジェクト」の平均値が8.96、「2. 身近な地域での子育て支援プロジェクト」の平均値が8.33、「5. 子どもと子育て家庭を支えるプロジェクト」が9.00と、全体の平均値を下回っています。

<5つの重点プロジェクトの評価>



(4) 成果指標の達成状況

【参考】成果指標とは

計画の5つの基本方針ごとの成果を測るための指標として設定されたものです。

① 成果指標の達成状況

設定された10の指標（区分別では19指標）のうち、3指標（区分別では5指標）が達成されています。なお、区分別の指標「朝食を食べている子どもの割合（就学前）」については、現時点で実態を把握するための調査が未実施となっています。

基本方針	指標	区分	H25年度実績		目標(H31)	実績(H30・31)	達成状況	データ出展
1	子育てに関して不安や負担を感じる保護者の割合	就学前	49.3%	半減	24.65%	50.5%	未達成	ニーズ調査 問32
		小学生	68.5%		34.25%	48.4%	未達成	ニーズ調査 問18
	子どもとの外出で特に困ったことはないと感じる就学前児童の保護者の割合	就学前	13.50%	増やす	-	12.9%	未達成	ニーズ調査 問36
2	子どもに関する地域の活動に参加している保護者の割合	参加している(就学前)	24.7%	-	50%	24.6%	未達成	ニーズ調査 問34
		参加したい(就学前)	39.4%		50%	19.7%	未達成	ニーズ調査 問34
	こども110番の家の数	-	1,369件	-	2,000件	1,323件	未達成	市統計
3	ここあいパスポート利用者数	-	367件	増やす	-	638件	達成	市統計
4	育児にほとんど参加していない父親の割合	就学前	33.5%	半減	16.75%	31.6%	未達成	ニーズ調査 問14
		小学生	28.0%		14.0%	28.8%	未達成	ニーズ調査 問12
	就学前児童の保護者において、これまで母親または父親が育児休業制度を利用したことがある割合	就学前	37.0% (母親36.8%)	増やす	-	母親40.4% 父親2.4%	達成	ニーズ調査 問15
5	乳幼児健診・相談を受けた保護者の割合	4か月健診	98.0%	-	100.0%	98.0%	未達成	健診実績による
		10か月健診	96.2%		100.0%	98.0%	未達成	健診実績による
		1歳8か月健診	93.4%		100.0%	97.0%	未達成	健診実績による
		2歳6か月健診	91.0%		100.0%	95.0%	未達成	健診実績による
		3歳6か月健診	89.6%		100.0%	94.0%	未達成	健診実績による
	朝食を食べている子どもの割合	就学前	91.8%	増やす	-	※今後調査予定		
		小学生	87.6%			88.4%	達成	市調査
	子どもとゆっくりとした気分で過ごす時間のある保護者の割合	就学前	71.8%	増やす	-	72.3%	達成	ニーズ調査 問42
小学生		67.0%	69.5%			達成	ニーズ調査 問26	

※アンケート結果の割合の半減や100%の受診率など、設定された目標が非常に高い水準であることに留意が必要

第2期 甲賀市子ども・子育て応援団支援事業計画
(令和2年3月)

発行：甲賀市

編集：甲賀市 こども政策部子育て政策課

住所：〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

TEL：0748-65-0650（代表） / FAX：0748-63-4086
